

令和元年第4回定例会

西川町議会会議録

令和元年 12月2日 開会

令和元年 12月6日 閉会

西川町議会

令和元年

第四回〔十二月〕定例会

西川町議会議録

令和元年

第四回〔十二月〕定例会

西川町議会議録

令和元年第4回西川町議会定例会会議録目次

第1号(12月2日)

議事日程.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
○会期の決定.....	4
○議会諸報告.....	5
○行政報告.....	12
○議案の上程.....	19
○提案理由の説明.....	19
○人事案の審議・採決.....	22
○請願の常任委員会付託.....	23
散会の宣告.....	23

第2号(12月3日)

議事日程.....	25
出席議員.....	26
欠席議員.....	26
説明のため出席した者.....	26
事務局職員出席者.....	26
開議の宣告.....	27
一般質問.....	27
荒木俊夫議員.....	27
佐藤仁議員.....	45

佐藤光康議員.....	62
菅野邦比克議員.....	78
散会の宣告.....	95

第 3 号 (12月4日)

議事日程.....	97
出席議員.....	98
欠席議員.....	98
説明のため出席した者.....	98
事務局職員出席者.....	98
開議の宣告.....	99
一般質問.....	100
大泉奈美議員.....	100
佐藤幸吉議員.....	107
佐藤耕二議員.....	123
散会の宣告.....	142

第 4 号 (12月6日)

議事日程.....	143
出席議員.....	145
欠席議員.....	145
説明のため出席した者.....	145
事務局職員出席者.....	145
開議の宣告.....	146
一般議案・補正予算案の審議・採決.....	146
請願の審査報告.....	187
議員派遣について.....	188
閉会中の継続調査申出.....	188
日程の追加.....	189
意見書の提出について.....	189

閉議・閉会の宣告.....	190
署名議員.....	191

令和元年12月2日

令和元年第4回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月2日(月)午前9時30分開会・開議

- | | |
|----------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議会諸報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案の上程 |
| 同意第 6 号 | 西川町監査委員の選任について |
| 議第 4 0 号 | 損害賠償の額の決定について |
| 議第 4 1 号 | 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について |
| 議第 4 2 号 | 西川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について |
| 議第 4 3 号 | 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について |
| 議第 4 4 号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について |
| 議第 4 5 号 | 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 4 6 号 | 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 4 7 号 | 西川町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 4 8 号 | 令和元年度西川町一般会計補正予算(第3号) |
| 議第 4 9 号 | 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |

議第 5 0 号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 5 1 号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議第 5 2 号 令和元年度西川町病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 人事案の審議・採決

同意第 6 号 西川町監査委員の選任について

日程第 8 請願の常任委員会付託

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江・康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納課長	片倉正幸	君	病院長	須貝昌博	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	荒木真也	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和元年西川町議会第4回定例会を開会します。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、8番、佐藤幸吉議員、9番、伊藤哲治議員を指名します。

会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から12月6日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月6日までの5日間に決定しました。

議会諸報告

古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

10月3日、4日には、最上・荘内・村山地方町村議会議長会合同研修会が最上町で開催されました。本年度から最上・村山地方町村議会議長会に荘内地方町村議会議長会を加えた3つの地方議会議長会の合同会議となり、研修会では、「県内の道路を取り巻く状況について」と題して、国土交通省山形河川国道事務所副町長、石井真吾氏から講演をいただき研修してまいりました。

10月16日には、山形県町村議会議長会主催の議員研修会が山形市で開催され、本町議会の9名の議員が出席いたしました。研修会では、「議員のなり手不足と住民参画を考える」と題して明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦氏から、「どうなる日本の政治と経済」と題して政治評論家の有馬晴海氏からそれぞれ講演をいただき、研修してきました。

10月25、26日には、置賜・村山両町村議会議長会合同研修会が河北町で開催されました。研修会では各町の観光施策について情報交換を行うとともに、「温泉施設から発信する観光」と題して、株式会社河北町べに花の里振興公社取締役支配人の土田剛氏から講演をいただき研修してまいりました。

10月31日には、山形県主催の市町村長及び議長を対象とした県市町村行政懇談会が県庁講堂で開催されました。懇談会では、県政運営の基本的考え方や市町村関連施策などの説明があり、その後意見交換を行いました。

11月8日には、大江・西川両町議会議員協議会総会・研修会が大江町で開催され、本町議会の8名の議員が出席いたしました。総会では、主要地方道貫見・間沢線の沼山地内の改良促進と、同じく大江・西川線の大井沢地内の雪崩防止対策促進などの県への要望事項を決定しました。

総会終了後、研修会が開催され、議会運営に関する事例研究を山形県町村議会議長会事務

局長の武田裕樹氏からご指導いただき、研修してまいりました。

11月13日には、第63回町村議会議長会全国大会が東京のNHKホールで開催されました。大会に先立ち、全国町村議会議長会創立70周年記念式典が行われ、改革先進議会表彰、永年功労者表彰、特別功労者表彰など功績のあった議会、個人が表彰されました。また、安倍晋三内閣総理大臣を初め、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長など多くの来賓からこれまでの全国町村議会が果たしてきた功績への感謝と、今後とも国と地方が一体となって地方創生に取り組んでいかなければならないとの力強い祝辞がありました。

大会では初めに、全国の町村は国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化、自然を生かした地場産業を創出、個性あるまちづくりを進めてきましたが、少子高齢化や過疎化の中で依然として厳しい経済、雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。町村議会は持続可能な地域社会の確立と、地方創生を推進する体制整備を一致団結して果敢に行動していくことが宣言されました。議事では地方創生のさらなる推進や町村財政の強化など、28件の要望事項が決定。また、特別決議として東日本大震災、大規模災害からの復興及び災害対策に対する特別決議、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備の2件を決議いたしました。

議事終了後には、「『鶴瓶の家族に乾杯』～涙と笑いの舞台裏～」と題して、NHK制作局音楽芸能チーフプロデューサー、井上繭子氏から番組づくりの舞台裏について講演をいただきました。

当日は、第44回豪雪地帯町村議会議長会全国大会もあわせて開催され、豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るために、雪害防除などの克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図るよう8項目の要望を決議いたしました。

また、夕方には5名の県選出国會議員をお招きいたしまして懇談会が開催され、喫緊の課題や重点要望について要望活動を行ってきたところであります。

11月14日には、山形県町村議会議長行政セミナーが東京の全国町村議会会館で開催されました。セミナーでは、町村議会をめぐる諸課題について、全国町村議会議長会事務総長の望月達史氏から講演をいただき、研修してまいりました。

11月20日には、村山地方町村議会議長会正副議長・事務局長合同会議が大石田町で開催されました。会議では、令和2年度の事業計画及び予算案などについて協議いたしました。

最後に、行政視察研修のため来庁されました議会について報告いたします。

9月20日、小国町議会広聴広報常任委員会の皆様が来庁されました。委員5名と事務局職員2名の計7名が来庁され、住民と議会の対話の集い及び議会広報活動等について、本町議会の広報公聴常任委員と意見交換を行いました。

また、11月5日には、福島県大玉村議会の総務文教常任委員会の皆様が来庁されました。議員6名と事務局職員1名の計7名が来庁され、健康長寿プロジェクトの取り組み及び小中一貫教育の取り組みについて、担当課長から説明をいただき研修されました。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 登壇〕

7番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

10月28日に開催されました令和元年第2回定例会の報告をいたします。

認第1号では、平成30年度西村山広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額15億5,989万5,718円、歳出総額15億4,746万291円、実質収支額1,243万5,427円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、資金条例に基づき、財政調整基金に1,100万円を積み立て、残る143万5,427円は翌年度に繰り越されました。

認第2号では、平成30年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター・斎場特別会計歳入歳出決算について、歳入総額8億4,836万9,765円、歳出総額8億1,007万4,912円、実質収支額3,829万4,853円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、基金に3,700万円を積み立て、残る129万4,583円は翌年度に繰り越されました。

認第3号では、平成30年度西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算について、歳入総額1,855万6,366円、歳出総額1,735万4,175円、実質収支額120万2,191円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、基金に100万円を積み立て、残る20万2,191円は翌年度に繰り越されました。

議第16号では、西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、養護老人ホーム明鏡荘の管理運営を令和2年度から令和6年度までの5カ年間の契約とする債務負担行為を予算に計上し、指定管理料の支払い限度額を8億576万円と設定することを賛成多数

で決定いたしました。

議第17号では、西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,479万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,862万6,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。補正内容は、町会長等が加入、取りまとめと現金徴収を行っていたものを、申込書を郵送し、現金徴収は市町の役場窓口で行うものとするものです。

議第18号では、寒河江地区クリーンセンター手数料条例の一部改正について、し尿収集手数料を消費税法の一部改正に伴い来年4月から値上げを行うもので、賛成多数で決定いたしました。

議第19号では、養護老人ホーム明鏡荘に係る指定管理者の指定について、令和2年度から5カ年間、これまで同様、社会福祉法人山形県社会福祉事業団を指定管理者に指定するもので、賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

古澤議長 次に、総務厚生常任委員会の行政調査報告を行います。

総務厚生常任委員長、伊藤哲治議員。

〔総務厚生常任委員長 伊藤哲治議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（伊藤哲治議員） 総務厚生常任委員会の行政視察研修報告を申し上げます。

去る令和元年10月17日から19日にかけて、行政視察研修を産業建設常任委員会と合同で実施しました。

10月18日に行った秋田県藤里町、藤里社会福祉協議会の視察について、次のとおり報告をいたします。

藤里町は秋田県の最北端に位置しており、青森県との県境一帯は1,000メートルを超える山並みが連なる世界自然遺産白神山地の雄大なブナの森に抱かれた町です。平成31年4月1日現在の町の概況は、人口3,228人、世帯数1,359世帯であり、65歳以上の人口1,513人で高齢化率は46.87%と、秋田県で2番目に高齢化が進んでいる緑豊かな町です。

今回の視察の目的は、地域とともに歩む社会福祉協議会のあり方を、社会福祉協議会が果たしてきた役割とこれまでの歩み、5年間で113人のうち86人の就業を実現した先進的なひきこもり支援の概要、多岐にわたる町の福祉の拠点としての活動の概要等について、具体的に実情を視察することです。

藤里町は高齢化が進み、過疎の町でも生き生きと輝いて暮らしたいまちづくりを目指し、障害者でも、高齢者でも、ひきこもり者でも、デイサービス利用者でも、施設入所者でも、町民全てが生涯現役を目指せるまちにしたいということをモットーに、社会福祉協議会として人づくり事業、仕事づくり事業、若者支援事業に取り組み、ひきこもり者支援で大きな成果を上げ、全国的に注目をされている町です。

私たちが伺った翌日、NHKのテレビシンポジウム「ひきこもり115万人～人を大切にする社会に～」の番組に、藤里町社会福祉協議会会長である菊池まゆみさんが出演することもお聞きし、その活動の広がりを目を見張るばかりでした。福祉の常識の枠を広げ、従来の弱者支援から、弱者と呼ばれてきた人々がまちづくりに参加できるよう支援する活動への転換を藤里方式として提案、この理念に沿って職員の意識改革を図りながら、頼りになる社協を具体化してきたとのこと。その中で大きな成果を上げております。

ひきこもり等支援では、113人おったひきこもり者が今は25人まで減少し、「白神まいたけキッシュ」、それと「こみっとうどん」等の製造販売、製品可能な地域の恵みを集めて町の特産品を開発することまで始めています。

若者支援事業では、高齢者対策を優先してきた結果が若者にとって住みづらい町になりつつある。少数派の若者支援が急務なことに気づき、若者が住みやすい、住み続けたいと思う町にしたいと考え、若者だから支える側、高齢者だから支えられる側という考えから脱皮を図る。若者のために何ができるかについて、あらゆる角度から検討実施をしているとのこと。

また、職員の資格取得にも力を入れており、なかなか取得するのが難しい社会福祉士が12人、精神保健福祉士が9人とすばらしい成果を上げていることに驚きを隠せませんでした。人生の岐路に立った方、自分の新たな可能性を見つけたい方、そんな方々に藤里方式の実践現場で人生感そのものが変わる、そんな体験も可能になるのかもしれない。

今回の視察を通じて感じたことは、組織を力強く牽引するリーダーシップと具体的な計画と実践、そして事業を継続し、何よりも前を向いてやり遂げるのだという信念と気概があれば、なし遂げることができるものだと言感させられたことです。我が町もあらゆる可能性は大いにあります。そういうふう確信をしております。視察研修で学んだことを今後のまちづくりに結びつけるために努力することを約束し、総務厚生常任委員会の報告にかえさせていただきます。

古澤議長 次に、産業建設常任委員会の行政調査報告を行います。

産業建設常任委員長、佐藤幸吉議員。

〔産業建設常任委員長 佐藤幸吉議員 登壇〕

産業建設常任委員長（佐藤幸吉議員） 10月17日から19日にかけて、秋田県五城目町、八峰町に視察研修に行つてまいりましたので、かいつまんでその報告をいたします。

最初に、10月17日の五城目町の研修内容について報告をいたします。

研修先は、秋田県五城目町まちづくり課並びに地域活性化センターでございます。

研修内容といたしまして、仕事づくり、移住定住対策、少子化対策として研修してまいりました。

最初、五城目町を訪問して感じたことは、まちづくり課の存在でありました。まさに目的を冠にしたかの存在は、まちづくりの意気込みを感じました。研修に入り、五城目町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、澤田石課長の説明を受けましたので、その内容について報告をいたします。

五城目町の現状認識としまして、人口減少と少子化、高齢化の急激な進行により、地域経済の停滞とコミュニティーへの活力減退を招いているということでした。したがって、厳しい社会環境を認識しながら活力あるまちづくりを目指すことが必然のことであったようです。そのため、人口の流出を防ぐには働く場所と仕事づくりが重要であるという観点から、企業立地対策は最重要対策と位置づけたようであります。

また、若者の移住促進のための対策として新たなチャレンジを模索いたしました。そこで2013年10月、廃校舎を利用した五城目町地域活性化支援センターを開設し、その対策に応えました。地域活性化支援センターの概要は、施設管理体制としてまちづくり課2人、アルバイト2人の配置。年間管理運営費は使用料収入400万、管理運営費1,000万円を見込みました。利用部屋数は実質で、事業支援棟1棟、シェアオフィス、現在3人利用、2018年12月、指定管理に決議され現在に至っております。

開設からの取り組みといたしまして、千代田区との姉妹都市交流事業によるご縁づくりから、キーマンであるハバタク株式会社が入居いたしました。キーマン、移住、若い世代へのチャレンジ、地域資源の活用、格好いい田舎と発展させることができたようであります。

その間の取り組みとして、地域おこし協力隊の活用による古民家再生、朝市、商品開発、遊び場、全国IT技術者と住民によるアプリ開発などが展開されました。地域おこし協力隊は地方創生の優良事例に選ばれ、日本一の地域おこし協力隊として認められるまでになりました。これらの取り組みを通して得た成果は大きく、支援センターを開設した結果、20年以

上企業誘致の成果がなかった町であります。関東方面や地元の企業による11社が現在入居するまでに定着したところであります。

これらの成果は、企業、住民、行政が連携し取り組んだ結果でありました。その取り組みを支えるドチャベンチャーズ、土着ベンチャーが誕生し、移住定住、企業に関する情報を発信し、移住者などへの支援をしているのは大きな力になっているようであります。

今回の視察を通して感じたことは、目標を持ち、一貫した取り組みにより住民、企業、行政が連携している事業であり、住民にわかりやすく、協力も得やすい事業としてよい例として視察することができました。

次に、八峰町観光協会の視察について報告いたします。

視察先は秋田県NPO法人八峰町観光協会です。

研修内容といたしまして、観光協会の自立の可能性を学ぶということで、月山朝日観光協会が一般社団法人に移行して間もないため、自立化の道をどう探るかが大きな関心事であり、今後の西川町の観光のあり方を学ぶ機会として捉えることができました。

NPO法人八峰町観光協会会長、太田治彦氏の挨拶と説明があり、以下、事務局板谷大樹氏より全体的な説明をいただきました。ちなみに、板谷氏は山形県東根市の出身とのことで、親しみを感じるとともに活躍に敬意を申し上げたところでございます。

以下、内容を説明したいと思います。

八峰町観光協会の概要の中に、「観光客の安心・安全、満足度向上並びに楽しい旅の橋渡し役として観光客をサポートする」とあり、そのための地域課題への解決を目標としているという、観光客の満足度をどう捉えるかに重点が置かれているところに関心がありました。

これまでの約30年の観光は、海、山の観光施設、直売所、保養施設などの施設整備やイベントに多くの資金を投入いたしました。また、白神山地の世界自然遺産登録後の入山者は多かったものの、最近になり激減しているということでありました。見る観光から体験する観光、学ぶ観光への変化が見られ、その方向をどうつくるかが鍵を握っているとの判断をしたようであります。

そのため、観光協会は町の公園管理、観光PR、広域連携事業、イベント開催などは町の支援を受けて実施しておりましたが、観光資源の発掘による町の活性化の先頭になることを決意しました。また、自主財源の確保のため、指定管理事業の拡大のための体制づくりを目指しました。

平成24年、事業所をポンポコ山公園に移し、平成26年、公園管理の指定管理者になりました。

た。先進地の調査、役員会の開催を重ねた結果であったようであります。ここから自立化への道が始まりました。

事業内容として、観光誘客、公園管理、物販、観光商品販売、旅行業、ポンポコ山公園のにぎわいの創出、地域資源活用イベントなどを開催しておりました。また、今後の活動として、人口減少を交流人口でカバーするという目標から、八峰町での滞在時間を伸ばす、立ち寄り客を滞在し、滞在客が宿泊し、宿泊客が定住する事業を展開する。そのための活動として、情報、定期刊行物、会報発行などに力を入れました。

以上が視察内容であります。

最後に、この視察を通して感じたことは、自立化の道を探り、そのための理念、事業の展開、目標などを明確にし、地域で果たす役割を理解することの大切さを学ぶ視察になりました。また、月山朝日観光協会も一般社団法人に移行し自立化への道をどう探るか、観光を目玉にする道を展開してほしいとの思い、そして、今後の課題としていきたいと思ったところでございます。

以上、報告といたします。

古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

行政報告

古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和元年第4回定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

初めに、本定例会におきまして、議員の皆さんに啓翁桜のネクタイ、スカーフを着用いただき、啓翁桜議会として開催いただきますこと、深く感謝を申し上げます。議長からありますとおり、啓翁桜の園地拡大強化を図りながら販売額1億円、そして全国に誇れる産地を目指し、トップセールスにも力を入れてまいり所存でありますので、議員の皆さん、町民の皆さんのさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東北横断自動車道酒田線の早期全線完成の要望活動についてご報告申し上げます。

東北横断自動車道酒田線は、日本海側と太平洋側を結ぶ沿線地域の発展を支える重要路線であります。しかし、月山インターチェンジから湯殿山インターチェンジの区間ははまだ整備の見通しが立たず、一般国道112号によって結ばれている状況にあります。

この区間においては、これまでも豪雨や大雪、雪崩、地すべり等により通行どめとなる事態がたびたび発生しております。当該区間は山岳道路で近くにう回路がなく、大動脈が寸断されると地域経済や住民生活に多大な影響が生じることから、東北横断自動車道酒田線の早期全線完成は本町のみならず、山形県や宮城県にとりましても重要な課題であります。

去る11月5日には、宮城・山形横断自動車国道建設促進同盟会会長の吉村美栄子知事らとともに、財務省、国土交通省、首相官邸及び自由民主党本部を訪れ、首相官邸では菅義偉官房長官、自由民主党本部では二階俊博幹事長、また、財務省では、平成13年7月から15年8月まで山形県の企画振興部長及び総務部長を務められた太田充主計局長に整備推進を要望してまいりました。

さらに、11月12日には、庄内地区道路協議会会長の丸山至酒田市長や皆川治鶴岡市長らとともに財務省を訪れ、太田主計局長に早期全線完成を要望してまいりました。

次に、11月15日に東京のメルパルクホールで開催されました全国過疎地域自立促進連盟第50回定期総会、新過疎法制定実現総決起大会についてご報告申し上げます。

過疎対策につきましては、昭和45年に制定されました過疎地域対策緊急措置法以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきております。しかし、現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月をもって失効することとなります。

定期総会では、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法の制定を求めることを決議いたすとともに、令和2年度過疎対策関係政府予算、施策に関して地方創生と人口減少の克服を図ること、過疎対策事業債の必要額を確保することなど7項目を決議いたしました。また、定期総会に合わせて新過疎法制定実現総決起大会が開催されたところであります。

次に、11月27日に東京のNHKホールで開催されました全国町村長大会についてご報告申し上げます。

町村の多くは農山漁村地域であり、文化、伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、

自然環境の保全など国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてまいりました。このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが町村の責務であります。

しかしながら、町村は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされております。加えて東日本大震災、熊本地震及び大型台風、記録的豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興を初め、一億総活躍社会の実現に向けたさらなる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなければならないことを確認したところであります。

このような情勢の中で、町村は相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進することを決議いたしました。

また、重点事項として東日本大震災、熊本地震及び大型台風、豪雨災害等からの復旧・復興の加速化を図るとともに、激甚化、広域化する自然災害に対する全国的な防災、減災対策の強化、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進など、14項目の実現を強く求める決議を行い、さらに、防災・減災対策のさらなる強化、推進を緊急決議いたしました。

次に、11月28日に東京のグランドアーク半蔵門で開催されました全国山村振興連盟通常総会についてご報告申し上げます。

通常総会では、令和2年度政府予算編成に当たり、山村地域への革新技術の積極的導入、自然災害の被災地の復旧・復興と防災対策の充実・強化、鳥獣被害防止など13項目について政府並びに国会に要請することを議決いたしました。

さらに、山村は日本人としての精神の原点として我が国を支えてきた力の源であり、水資源、エネルギー資源を守り、国土保全、都市住民への憩いの場、若者の教育の場の提供など、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担っておりますが、この国民の共有の宝である山村は国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか3%の住民が守っているものの、その多くの山村が集落機能の衰退等により存続の危機に瀕していると言っても過言ではない状況にあります。

こうした中で、山村の持つ多面的・公益的機能の一層の充実を図ることが重要であり、このため、AI等時代の先端技術も駆使しながら、山村住民の定住と集落維持により山村の活性化、自立的発展を図ることが我が国全体の発展につながるものであり、国においては山村

振興を国の重要課題に捉えて山村振興対策を図るよう、強く要望することを決議いたしました。

次に、町長と語る会、地域座談会についてご報告申し上げます。

令和元年度の町長と語る会につきましては、9月19日から10月24日までの期間に16会場で実施いたしました。ご出席いただきました多くの町民の皆さんに感謝申し上げます。今年度の総参加者数につきましては342名で、多くの町民の皆さんと町の状況について語り合い、有意義な会となりました。いただいたご意見につきましては内容を検討し、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと思います。

なお、町長と語る会の内容につきましては、12月号の情報に掲載いたしました。また、団体と町長と語る会ではありますが、各種団体の座談会につきましても区長会や民生児童委員会協議会、認定農業者会等と実施しております。

次に、10月6日に開催されましたまると西川三山祭りについてご報告申し上げます。

6回目の開催となります今回は、道の駅にしかわ名水公園を会場に、西川町の農林業、商工業の活性化を図ることを目的とし、町内の特産品を町外へ広くPRするために実施されました。

オープニングセレモニーと三山音頭を皮切りに、神輿會渡御や町内各種団体の演舞が披露され、会場が盛り上がったところであります。また、西川町のご当地グルメである月山山菜そばを知っていただくとう、月山山菜そば新そばまつりが同時開催されました。町外から多くのご予約をいただき、開催前に全て予約で完売するほど好評でありました。

当日は晴天にも恵まれ、西川町が誇る三酒、地酒、地ワイン、地ビールを初め出展ブースの売り上げが伸びたほか、来場者数も昨年を大きく上回りました。西川町商工会を初め、開催にご協力いただいた多くの関係者に感謝を申し上げます。今後とも皆さんからのご意見等をもとに実行委員会で検討を重ね、町民の皆さんが楽しめる秋のイベントをつくり上げてまいりますので、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、月山俳句大会についてご報告申し上げます。

30回目の節目を迎えた本年度は、例年行っております現地吟行に合わせ、日本遺産に認定されました出羽三山「生まれ変わりの旅」をテーマに、NHK学園と連携した全国規模の大会となりました。

10月20日の現地吟行は、あいにくの雨模様でありましたが、54名の方々が参加され、岩根沢三山神社や志津地蔵沼を舞台に月山の秋を吟詠いたしました。

翌日のNHK学園月山俳句大会では、北は北海道から南は長崎県、大分県まで160名余りの俳句愛好者の方々が参加し開催されました。記念講演として、NHK学園俳句倶楽部選者で、本年2月に現代俳句大賞を受賞された宮坂静生先生による「月山と芭蕉」と題したお話をいただきました。

この事前投句は3,871句にも上り、その中から優秀な作品に表彰と選評が行われましたが、特選12句の一つには本町の板坂歩牛さんの作品、「登山帽 脱いで信徒の 貌となる」が見事に選ばれております。今回の大会は俳句文化と月山の魅力が融合し、県内外の多くの皆さんにNHK関係機関や広報媒体、俳句愛好者を介して全国に観光PRできたものと考えております。

最後に、大会の開催に当たりご尽力を賜りましたNHK学園様はもとより、西川町せせらぎ俳句会やあいべ俳句会をメンバーとする月山俳句大会実行委員会の皆さんに、厚くお礼を申し上げます。

次に、第84回西川菊まつりについてご報告申し上げます。

交流センターあいべ駐車場に特設会場を設け、10月25日から11月8日までの15日間にわたり開催されましたが、初日にはオープニングセレモニーが開催され、テープカットや三山音頭を踊る会による三山音頭もご披露いただきました。今回も、三山重陽会の皆さんによる大菊、盆栽、懸崖、間沢区、海味区、西川小学校4年生、町議会議員による玉菊など、昨年を上回る627鉢の見事な菊の花が出展、展示されました。

さらに、菊づくり後継者の育成を目的に実施した菊づくり講習会の受講生の作品や事業菊88点も展示され、会場を盛り上げていただきました。また、会場内には菊人形づくり愛好会による竹取物語、かぐや姫の一場面が菊人形で再現され、入場者の目を楽しませておりました。10月31日には菊花品評会が行われ、内閣総理大臣賞を初め各賞が決定し、本町の高い菊づくり技術や菊花のすばらしさ、菊づくりの奥深さなどについて改めて実感する機会となりました。

祭り期間中の来場者は昨年を100名ほど上回る3,331名となったところでありますが、開催に当たりご協力いただきました多くの関係者の皆さんに厚く感謝申し上げます。今後も菊づくり講習会などを継続し、後継者育成に努めるとともに、玉菊づくりの全町的な取り組みを図るなど、町内企業や婦人会等の団体からもご協力、ご理解を得ながら菊まつりの充実を図り、町の花・菊を生かしたまちづくりに取り組んでまいりますので、町民の皆さんからも町の花である菊に愛着を持っていただければと思っております。

次に、10月26日に開催されました西川のまちづくり応援団ふるさと植樹祭・交流会についてご報告申し上げます。

今回は応援団設立22年目を迎えての開催となり、西川町歴史文化資料館及びかわどい亭のオープンに合わせ、併設する西川町民体育館川土居分館で交流会を開催いたしました。今年度は西川のまちづくり応援団の方々と町民の方々の交流をさらに進めるため、交流委員の方々が主体となり開催していただいたところであります。

開催に当たり、関東・東北の両ブロックの会長から地元吉川区長に対し、今後検討されている周辺整備への記念植樹の目録の贈呈が行われました。その後、古澤議長からの歓迎のご挨拶をいただき、地元吉川区長からも記念植樹の目録贈呈に対する御礼と歓迎のご挨拶をいただきました。

また、ことしも月山朝日観光協会のおかみ会を代表し、3名の方から歓迎のご挨拶と観光PRをいただくとともに、乾杯後、関東・東北両ブロックの代表の方々からご挨拶をいただきました。地元、地酒、地ワイン、地ビールと、かわどい亭の方々が数日前から丹精込めて調理しました料理と芋煮には大好評でありました。

参加状況は、関東ブロック及び東北ブロックの団員36名、一般町民18名、地元交流委員会15名、町関係者27名、合計96名でありました。久しぶりの再会に会話を弾ませながら、まちづくり応援団の意義と存在を相互に確認し、今後もともにふるさと西川のまちづくりに取り組んでいくことを誓い合うことができた大交流会となりました。当日、交流会の開催にご尽力いただきました地元吉川区、かわどい亭、交流委員会の方々や、議員各位を初めご出席いただきました方々に改めて御礼申し上げます。

次に、一連の生涯学習事業についてご報告申し上げます。

ことしで50周年を迎えた西川町芸術文化協議会において、10月27日に50周年記念式典が開催され、これまでの芸術文化活動の歩みを参加された全員で再確認したところでありますが、式典では西川中学校3年生による合唱が披露され、華を添えていただきました。記念式典後には、歌手・工藤あやのさんによる記念公演が開催され、満員の会場を大いに盛り上げていただいたところであります。

同じく50回目の記念の年となります西川町文化祭については、10月27日から11月4日までの9日間にわたり開催いたしましたが、「きらりと光る西川の宝 受け継ぎ、そしてつなぐ」をテーマに、書道、絵画、写真を初め、さまざまな作品展とステージ発表を開催いたしましたところであります。

作品点数は昨年を若干下回る計989点の出品となりましたが、入場者数は昨年を上回る1,750人の入場者をお迎えし、また、3日のステージ発表にも多くの方々を迎えることができたところであります。出品されたすばらしい作品群、ステージ発表でのさまざまなジャンルのレベルの高い発表の数々に、町民の方々の芸術文化に対する意識の高さと技術の高さを改めて感じる事ができた文化祭となりました。

それぞれの立場で制作、企画、出演いただきました町芸術文化協議会を中心とする方々、ご観覧いただきました多くの町民の皆さんに敬意を表し、御礼を申し上げます。

次に、一連のスポーツ大会等についてご報告申し上げます。

初めに、9月29日に長沼で開催いたしました第35回西川町民カヌー大会についてご報告申し上げます。

この大会は、西川町はもとより、山形県を代表するスポーツとなっているカヌー競技のまさに原点となっている大会で、町のカヌー競技の普及振興と、カヌー関係者の交流を図ることを目的に開催してきております。ことしの大会には64人が参加し、親子カヌーやカヌーリレー競技などが実施され、楽しく大会が行われたところであり、今後ともカヌー競技の普及振興に努めてまいりたいと考えております。

11月10日に開催されました第66回西村山地区駅伝競走大会ですが、当町からは2チームが出場し、全9チームの中でAチームが6位、Bチームは7位という結果になったところであります。

上位入賞には届きませんでした。約2カ月に及ぶ厳しい練習には次世代を担う中学生の練習参加も多く、大会でも大いに健闘いただいたと伺っておりまして、連日にわたりご尽力いただいた西川町陸上競技協会関係各位に対し心から御礼を申し上げるとともに、今後さらなる競技力の向上、選手育成の取り組みにご期待を申し上げる次第であります。

11月24日に開催いたしました第43回西川町壮年バレーボール大会には、町内各地区11チームから参加をいただきましたが、結果は下堀チームが優勝、上西宝沢チームが準優勝となりました。

そして、昨日開催いたしました第52回西川町家庭婦人バレーボール大会には、10チームの参加をいただきましたが、結果は海味Bチームが優勝、吉川連合チームは準優勝となりました。これらのバレーボール大会は、町の駅伝競走大会と並んで地域の幅広い世代の交流に大きな役割を果たしてきていると感じているところであります。

今後とも地域の親睦と健康増進を図るため、生涯スポーツの精神という趣旨においてこの

ようなスポーツ大会を開催してまいりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上を申し上げまして、第4回定例会の行政報告といたします。

古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

議案の上程

古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第6号 西川町監査委員の選任について、議第40号 損害賠償の額の決定について、議第41号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、議第42号 西川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について、議第43号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、議第44号 成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、議題45号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第47号 西川町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、議第48号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第3号）、議第49号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第51号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第52号 令和元年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）、以上14議案を一括上程します。

提案理由の説明

古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第6号につきましては、西川町監査委員の選任についてであります。西川町監査委員、大江・康君は、令和元年11月15日をもって辞任したため、その後任として荒木俊夫君を新たに選任するため提案するものであります。

議第40号につきましては、損害賠償の額の決定についてであります。地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を決定するため提案するものであります。

議第41号につきましては、山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。地方自治法第352条の2第3項の規定により、山形連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、山形市と協議するため提案するものであります。

議第42号につきましては、西川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、西川町会計年度任用職員の給与、費用弁償等を定めるため提案するものであります。

議第43号につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、使用料等を改正するため提案するものであります。

議第44号につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第45号につきましては、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、西川町特別職の職員の整備を図るとともに、識見監査委員及び鳥獣被害対策実施隊員の報酬額を改定するため提案するものであります。

議第46号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与の改定を行うため提案するものであります。

議第47号につきましては、西川町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであ

ります。水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第48号につきましては、令和元年度西川町一般会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ527万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,007万円といたすものであります。

歳出の主なものから申し上げます。

各課にわたり、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づく給与の改正並びに実績額の精算に伴い、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費の給与等に関する経費の組み替えを行うものであります。第2節、第3節職員手当等、第4節共済費の給与等に要する経費以外について申し上げます。

第2款総務費につきましては、岩根沢小学校林立木売払に伴う地元配分金388万円の追加などであります。

第3款民生費につきましては、プレミアム付商品券事業の消耗品費40万円、通信運搬費12万円の追加、システム改修委託料12万円、プレミアム付商品券事務委託料40万円、プレミアム付商品券事業移行金3,250万円の減額、さらに、介護保険特別会計繰出金1,378万6,000円の追加などであります。

第4款衛生費につきましては、小山鉦山抗廃水処理事業の非常用水中ポンプ購入費9万1,000円の追加などであります。

第6款農林水産業費につきましては、農業次世代人材投資事業費補助金75万円の追加などあります。

第7款商工費につきましては、日暮沢駐車場整備測量設計業務委託料50万円の志津会館構造耐力調査業務委託料への組み替えであります。

第8款土木費につきましては、住宅建築支援補助金300万円、公共下水道事業特別会計繰出金147万4,000円の追加などあります。

第10款教育費につきましては、スクールバス修繕料85万円の追加などあります。

歳入につきましては、第15款県支出金70万7,000円、第16款財産収入427万円、第18款繰入金70万円をそれぞれ追加し、第14款国庫支出金628万3,000円、第20款諸収入2,387万1,000円をそれぞれ減額し、不足する財源につきましては第19款繰越金1,920万2,000円を充てるものであります。

議第49号につきましては、令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で

あります。事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,103万1,000円といたすものであります。

歳出につきましては、平成30年度事業が確定したことにより、山形県国民健康保険給付費等交付金の超過分について返還するため、626万円を追加するものであります。歳入につきましては、382万1,000円を山形県国民健康保険団体連合会からの現物給付分の返還金で、残金の243万9,000円は繰越金で対応するものであります。

議第50号につきましては、令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,388万6,000円といたすものであります。

歳出につきましては、第2款施設費、マンホールポンプ場用通報装置更新工事171万6,000円の追加などであり、歳入につきましては、第2款分担金及び負担金、公共下水道受益者負担金25万円の追加、不足する財源につきましては、第4款繰入金147万4,000円を充てるものであります。

議第51号につきましては、令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,322万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,811万4,000円といたすものであります。

歳出につきましては、居宅介護サービス給付費の伸びに伴う2,000万円の追加、介護予防サービスと諸費の伸びに伴う120万円の追加、平成30年度実績報告に伴う返納金1,202万3,000円の追加などであり、歳入につきましては、保険給付費の財源となる国社会保険診療報酬支払基金、県・町のそれぞれの負担割合に応じた額を追加し、不足する財源につきましては一般会計繰入金等により対応するものであります。

議第52号につきましては、令和元年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収支及び支出につきましては、材料費及び経費の組み替えであり、今後の支出見通しにより薬品費を減額し、修繕料を増額するものであります。

以上、ご説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

人事案の審議・採決

古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第6号 西川町監査委員の選任についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第6号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

請願の常任委員会付託

古澤議長 日程第8、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

散会の宣告

古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。ご苦労さまでした。

散会 午前10時45分

令和元年12月3日

令和元年第4回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月3日(火)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江・康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、大江・康議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

荒木俊夫議員

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

初めに、ことしの冬の雪対策について質問をいたします。

住んでいたい夢のあるまちづくりを行うに当たり、町民意識調査の中でも最も対策が必要だと回答しております雪対策、快適な雪国生活の提供について、降雪期を迎えるに当たり、第2回の定例議会で質問いたしました内容について、その後の検討がどのようになされているのか、町民の立場に立った内容になっているのか、質問をいたします。

質問の1番であります。町道で住宅や事業所等があるのに、町が除雪を実施していない3路線があるということでもありますけれども、今年の冬はどのように対応されるのか。1路線については、高齢者世帯等の除雪事業補助金で対応しているということでもありますけれども、この冬はどのように対応されるのか、お聞きをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。初めに、雪対策につきまして申し上げます。

町道等の除雪につきましては、通勤・通学の対応を踏まえた早朝除雪や高齢者世帯等に配慮した除雪に努めますとともに、これまでも要望に基づき31路線、総延長11.51キロメートルの流雪溝を整備いたしております。

また、高齢者や障害者の方の世帯を対象に、屋根の雪下ろし、玄関先、敷地内の除雪に対する補助や、地域の方々による除雪ボランティアを組織いただき、ボランティア保険の加入や、除雪機械燃料費の補助なども行っているところであります。さらに、融雪遅延対策事業補助金や住宅建築支援事業補助金などの対応も行っているところであります。

しかし、平成30年度に実施いたしました町民意識調査では、住みよい町にしていくためには雪対策が必要、魅力ある町にするためには快適な雪国生活の提供が必要との回答が、それぞれ半数弱を占めております。これまでさまざまな雪対策を行ってきたところでありますが、各年代、各世帯構成でも同様の傾向の回答となっております。特に、高齢者世帯や単身世帯の方々、将来に向けた雪に対する不安を抱えている傾向となっていることが伺えます。

このような状況を踏まえ、まずは有効性もあり、要望もある流雪溝について、今後とも計画的な整備を進めることといたしておりますが、既存の制度の周知と活用の徹底を図ることが重要であると考えております。

では、ただいまの議員のご質問にお答えいたしますが、住家や事業所等があるところで除雪を実施していない町道路線への対応についてであります。除雪を実施していない町道路線は、吉川地内の羽龍線2世帯、沼山地内の高瀬ウト屋敷線1世帯、月岡地内の宮下・若林線1世帯の3路線、計4世帯となっております。

この3路線については幅員が狭く、町道を除雪しているドーザーが入れないことと、雪を置くスペースがないため、除雪を実施いたしておりません。降雪、積雪の状況によって、区長または町内会長から除雪の依頼があった場合には、小型のタイヤドーザーを所有している業者に委託し、除雪を実施してありまして、今年度もこのような対応をしまいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 回答については第2回の定例議会の回答とほとんど同じでございます。そのときにおいても町長のほうからは検討したいという答弁があったわけですが

も、今回の降雪を迎えるに当たって、この路線について検討されたのかどうかお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この路線につきましては、従来よりいろんな会議等でのご指摘もありますが、なかなか町として今のその路線、先ほど申しましたように小型の除雪機であれば入るといようなことで、その都度業者のほうに委託しておりまして、町単独でその路線のためのドーザーの取得といようなことは、なかなか今の状況でできないような状況であります。これらについてはこれまでも検討しておりますし、さらに区長さん、町内会長さんとの話し合いなどもやっておりますので、今後とも、3路線であります。先ほども申しましたように、排雪場所、さらにはこの路線の形状によって、回転角度も非常に急な回転角度であるといようなこともあって、できないような状況であります。先ほど申しましたように、現在の状況では委託といような形で進んでいきたいというふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) 除雪というのは方法論でありまして、目標、目的は、町民の方が住みやすく快適な雪国生活を送ることを目的とするわけございまして、これについては前回も申し上げましたけれども、道路の幅員がないのであれば、それに合う除雪機、もしそのためにできなかつたら対応すると。オペレーターが足りなかつたら、有償ボランティアを頼む。それでなかつたら、排雪場所がなければ、流雪溝をつくるのか、融雪道路をつくるのか。立場をどこに立つかによって、その方法といのはいろいろあるのではないかというふうに思っていますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員ご指摘のように、いろんな方法等があると思いますが、流雪溝の整備等につきましても幅員の状況、先ほど申しましたように、あとはもしするとすれば町道を全く路線を変えざるを得ないような、そういった路線もありますので、それも踏まえて、さらにそのほかにも、これは町道であります。そのほかに集落道についてもそういった対応を今しているところでありまして、それらも踏まえながら思っておりますので、よろしくお願い致します。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) 今、町長から集落道というお話がありましたけれども、私がお願いしているのは町管理の町道であります。私道とかいろいろあるとは思いますが、そう

いった面においては、町の管理下における道路についてどのようにするのは、やはりこの冬もぜひ検討していただきたいと。

いろんな方法が私はあると思います。特に、この羽龍線においては住宅2世帯、1つ併用で事業所もあるわけです。住民の方が10名、事業所に通う方が15名、この方々は1日何往復かしますし、業者の方も出入りする。かなりの交通量があるわけでございます。

ですから、そういったところをぜひ、どうすれば一番皆さんが住みやすいのかを検討していただきたいというふうに思っているわけございまして、何も検討しないでただ同じだと言うのではなくて、ぜひ町民の目線に立ってやっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今ご指摘ありました羽龍線につきましては、確かにそのとおりでありまして、当初の計画ではあの電気川を渡して、そして対岸に町道路線を延ばすというような当初の計画もあったようでありますが、なかなか電力の川でありますので、これまでも解決した事例はございますが、そういったものも含めて今後検討すべきだと思いますし、できれば町道拡幅しながらできれば一番いいわけありますので、その辺も含めて今後、地元との協議を重ねてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 地元並びに電力さんともよく話し合いをしていただいて、いろんなご意見が出ると思いますし、新しい方法も出てくるのではないかとこのように思いますので、ぜひ前向きに行っていただきたいというふうに思います。

質問の2番に入らせていただきます。

町道及び公共施設等の除排雪に係る融雪遅延対策の基準及び費用負担について、ことしの冬はどのように行うのかお伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2点目ではありますが、町道及び公共施設等の除排雪に係る融雪遅延対策の基準及び費用負担についてであります。融雪遅延対策は除排雪により堆積した雪を、春先に各区が機械稼働により融雪処理を行ったものが対象となっておりますが、補助金の補助率につきましては、従前は豪雪対策本部を設置した場合に補助することとしまして、各区で支出した経費の2分の1といたしておりましたが、平成31年4月1日からは豪雪対策本部が未設置の場合でも補助するというようなことをしておりまして、その場合は各区で支出した経

費の20%補助、大井沢区にあっては30%補助に拡大いたしております。

町道の除雪は、地元の利便性を考慮しまして、幅員を極力広く確保するために、各区または町内会から雪捨て場を確保していただいておりますが、また、融雪処理に要した費用についても負担していただいております、各区の負担軽減のために補助をいたしております。

また、補助対象の融雪処理の時期につきましては、雪の状況を見ながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 第2回の定例会で質問した内容と同じでございますけれども、前回は申し上げましたけれども、除雪を行うのは町で、町道の除雪でありまして、町道の管理は町が行うものであります。排雪場所のない路線、そういった市町村においては、それをダンブで運んでいるところがございますけれども、当町の場合は皆さんが協力してくださる、連檐しているところについては若干難しいところもありますけれども、住民の方の協力によって、協働によって排雪場所を確保しているわけでございます。

無償でももちろんお借りしているわけでございますけれども、そういった方々が春作業とか、生活で非常に支障が出るのであれば、排雪した管理者がそれを、雪を処分するのが通常ではないかなというふうに思うわけでして、それを区や町内会に負担を求めるとというのが、これはちょっとうちだけだというふうに前回お聞きしたわけですが、そういった面ではちょっと余計な支出を地区にさせているのではないかと。

これはやはり公道でありまして、いろんな方、もちろん地域の方も通りますけれども、いろんな方が通るわけでございます。そのための町道でありますし、ですから、これについては町がやはり責任を持って融雪支援を行うべきではないかというふうに申し上げているところでございまして、これについてもさらなる今後の対応をしたいというふうに前回は回答をいただいているんですけれども、これについてももう一度お聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この融雪遅延対策の経過は、以前は全て町内会で行っていたというものでありまして、これを町が半額補助する。その際には、豪雪対策本部を設置した場合に限ってやりますよというような、そういった対応をしばらくやっておったわけなのですが、その後、町の経費等も含め、さらに融雪支援のその雪処理等もあって、従来は年度当初、年度内の予算で対応しておったものであります。どうしても融雪の処理につきましては、後年度の会計処理、会計年度にずれ込んでしまうというようなこともあって、年度当初からの、翌年度の、

翌年と申しますか、4月1日からの予算を使って補助をやるというような、そういったことで、ある程度柔軟な対応をしてきたということではありますが、ただ、近年の状況を見ますと、先ほどありましたように、さらに豪雪対策本部設置のみならず、後年度にずれ込んでも何とか各地区の負担を軽減しようというようなこともあって、各区はその場合は20%、大井沢にあっては30%というようなことで、平成30年度からこの対応を行ったところでありまして、こういった状況を踏まえながら、さらに今後とも地区の状況、地域によってはこの地区での融雪対策につきましては、全て地区の、これはいいのかわかりませんが、地域で自分たちでやっておられるというようなところもございますし、そういったものも含めて検証すべきだということだと思っていますので、議員おっしゃるように、ほかの市町村ではダンプで排雪というような、そういった対応も行っているところでもありますので、そういった傾向も踏まえながら、ただ、この事業に対する負担につきましては、西川町の場合は、流雪溝につきましては流雪溝の維持管理につきましては全て町で行っていますが、他団体、市町村においては、流雪溝の維持管理というようなことでの負担も求めているというようなところもありますので、それぞれの形態があると思いますが、そういったものを踏まえて、今後考えるべきだと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 土地所有者の方が無償でそういった土地を提供してくださっているわけです。その人のところに堆積された雪を融雪遅延で、農作業とかですね。そういったところに支障が来るといって行った場合に、町内会で負担するというのは、その人にとっては非常に苦痛じゃないかというふうに思うわけです。

やはりこれは近隣市町でも、全て堆積した雪については道路管理者が責任を持って行っていますので、うちの町も、西川町も、ぜひそのようにしていただきたいと思っておりますし、財源関係でいけば、これは前回もお聞きしたときに回答をいただいておりますけれども、平成30年度の町排雪経費、全てで1億6,000万ほどというふうにお聞きしました。ただ、交付税や交付金、こういったもので1億4,500万、これは交付税なので、全てというわけにはいかならないと思っておりますし、一般財源化されているということでもありますけれども、実質的には1,500万程度になるということでございます。

そういった面において融雪補助、年間、いろいろ違うと思っておりますけれども、100万とか200万ぐらいでございます。ぜひそういった面においては、町内会や区に負担をかけないで、ぜひ管理者である町が行っていただきたいというふうに強く申し上げまして、次の質問に入ら

させていただきます。

質問の3番でございます。

第6次総合計画・後期基本計画、基本施策、(1)の互いに協力し健やかに安心して暮らせるまちづくり、この3番に、快適な雪国生活の提供の中で、最優先事業として、新たな雪対策の構築をすることと、このように明記されております。

また、全戸配布の令和元年度、当初は平成31年度でありますけれども、当初予算のポイントにおいても、新たな雪対策の検討を進めていきますと明記しております。この新たな雪対策を検討すると明記しておりますので、どのような対策なのか伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 新たな雪対策の検討についてであります。先月、各町内会、各地区の地域福祉座談会を開催いたしまして、各地区での雪に対する現状と課題やニーズなどについてお聞きいたしております。これまでの対応も踏まえ、町道等除雪の対応、今後の町民の雪下ろしや除雪の支援、あり方と内容、雪に親しむ体験学習、雪を生かしたスノーシューなどの体験観光、農産加工品への活用などについても、克雪のみならず、利雪、親雪の観点からも検討を進めておるところでありまして、今回の予算の編成の段階でも、こういったものを踏まえながらと思っていますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) 今年度の予算の中での新たな、先ほど申し上げましたように、雪対策の検討を進めるといふふうに明記しております。今お聞きする内容では、概略はありますけれども、具体的な事業等がわからないところもありますし、もう少し早く検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 いろんな座談会、さらに先ほど言いました地域福祉座談等を踏まえてありますが、非常にこの雪に対する要望につきましては大小さまざまでありまして、これを全て町で負担するということにつきましては、非常に困難な事業でありますので、それをいかに取捨選択するかだと思っていますので、そういったものを踏まえて、そして、特に財政事情もありますので、一旦この補助制度をつくればずっと続けなければならないということもありますので、後年度の負担も踏まえてやるべきだと思っていますし、町では、これまで協働のまちづくりというようなことで、それぞれが助け合っていこうというような、そういったものも踏まえておりますので、それらも踏まえて地域づくり、要するに、地域コミュニティー、

こういったものも踏まえてであります、考えていきたいと思っております。

ただ、これまで内部での検討状況もありますので、政策推進のほうで今回、今進めておりますその状況についてご報告を申し上げますので、よろしくお願いします。

古澤議長 土田政策推進課長、追加答弁。

土田政策推進課長 新たな雪対策の内部での検討の段階で、まだまだ初期の段階ではございますが、これまでの雪に対する克雪面での対策が多いわけではございますが、これらの現状の把握等を行ってきているところでございます。

会議の中ではいろいろ案として、町長からもありましたニーズにお応えするための多様な制度についても検討の土台に乗せているわけではありますけれども、協議の中では、やはり西川町はこれまでいろんな除雪については対策をとってきたというふうなことがございますし、町道除雪につきましても丁寧な除雪を行っているというようなこと、さらには、高齢者等の対応につきましても丁寧な対応を行っているというふうなことではないかというふうなご意見も内部ではあったわけではあります、さらに、将来的な不安についての対応としまして、やはり座談会等でも、各地域からではあります、将来的な担い手の確保、組織とか除雪に対応するための体制の確保が、将来的に不安があるのではないかというふうなご意見もあったというようなこともありまして、そういった体制面での将来的な検討も含めて、対応を検討していきたいというふうなことで考えているところでございます。

さらには雪に対しまして、親雪、利雪という視点からも、これまでいろいろと町で取り組んできた事業等もさらにPRをして、町の魅力アップに効果が出るような形で取り組みを進めていく必要があるというようなことで、内部では検討を行ったというようなことでございます。

具体的な内容につきましては、今後さらに検討を進めまして、対応を詰めていきたいというようなことで、検討を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) 雪に対しては行政も、住民の方も、本当に協働して私はやっているんじゃないかなというふうに思っています。確かにいろんな要望はたくさんあるとは思いますが、この要望は一度聞いていただいて、その中で本当に投資対効果の中で、住民にとって必要だというものについてはぜひ検討して、できるか、できないかは頭から決めつけなくて、きちんと検討していただいてやっていただくことが必要だと思いますし、除雪がきちんとあって、町道とかに面している方は確かに受益を受けるかもしれませんが、そ

うでない方、受けていない方もかなりいらっしゃるわけであります。

ですから、皆さんがある程度受益できるようにやっていただくというのが必要だと思えますし、ぜひ町民意識調査の結果を重く受けとめていただいて、早急に住民の立場に立った住民目線の雪対策、快適な雪国生活の提供を実施することを求めまして、まずこの質問は終わりにさせていただきたいと思えます。

2件目の質問を行います。

住んでいたいまちづくりのためには、各種の環境整備があります。平成30年度の町民意識調査、抽出調査で、最ももっともっと住みよい町にするために必要とされているのが、今申し上げた1番が雪対策であります。2番目が若者の定住対策、3番目が就労の場の確保であります。これは、前回調査、平成21年度の町民意識調査においては1番目が就労の場の確保でありました。町の活性化、若者の定住、回帰においても、企業誘致を含めた仕事づくりが重要であります。

今回は、啓翁桜議会として啓翁桜の販売額1億円を目指しているということでありまして、これも雇用の創出、仕事づくりであります。雇用の創出の現在の状況について質問をしたいと思います。

質問の1番です。新規就農者、新規就労者、新規起業の人数及び定着状況と、支援内容について伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 荒木議員の質問の2番目と申しますか、雇用創出についてお答えいたしますが、新規就農者、就労者、起業者の人数及び定着状況と支援内容についてであります。初めに、新規就農者についてであります。新規就農者につきましては平成24年度から7人の方を認定いたしております。うち、今年度は2人の方を新たに認定いたしております。また、5年間の認定期間終了後も全ての方が就農されており、定着率は100%となっております。

新規就農者への支援の内容につきましては、国では農業次世代人材投資事業といたしまして、年間150万円を5年交付する制度や、無利子貸付などを創設しております。また、町単独事業といたしまして、農業機械購入費等施設整備支援として補助率3分の1、限度額100万円を補助する事業や、農業機械レンタル料への支援を行っております。ほかに、大型特殊機械免許及びけん引免許取得費用や、研修費の2分の1の補助、新規就農者等生活支援事業として、毎月最大2万5,000円を2年間交付する支援制度も創設いたしております。

また、新規就農者等担い手の方の交流の場や、情報交換会の場所として、西川町担い手育

成協議会を平成26年度から立ち上げておりまして、その活動の支援も行っております。

新規就労者といたしましては、今年度、町内出身新規学卒者2名が町内事業所に就職し、事業所、新規学卒者、それぞれ10万円の雇用奨励金と雇用促進奨励金を支給しております。

また、起業支援といたしましては、今年度起業を予定しております1業者に対しまして、150万円を上限に支援することといたしております。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 山形県の新規就農者数の目標というのがございまして、平成29年から令和2年度まで累計で1,400人、山形県ではなっております。平成29年度の目標数は340人でありました。平成29年6月から平成30年5月までの新規就農者数は344人、3年連続で300人を超えているところでございます。

ところで、町の新規就農者数の目標数があるのか。あれば教えていただきたいと思っております。同様に、新規就労者数、新規起業者数という方の目標数値はあるのかお伺いします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、新規就農者における町の目標値というようなご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、先ほど県におきましては、3年間で平成29年から令和2年度までの間に、1,400人の新規就農者の目標を定めております。これにつきましては、第3次農林水産業元気再生戦略に基づきまして、その目標を定めながら実施をしているというようなことでございます。

本町におきましては、それらをもとにしながら、新規就農者の支援を図りながらしっかりと、先ほど町長が答弁を申し上げたとおり、そのような体制をつくっているところでございます。

ただ、目標数値として何人かというようなことについては、現在は定めてはいないところです。できるだけ一人でも多く、新規就農者として受け入れができるような体制をつくってまいりたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いたします。

古澤議長 就労者、起業者については、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ご質問の新規就労者、それから新たに起業をされた方というようなところでの目標値というところでありますけれども、県内の高校生の県内就職率につきましては、県の調査によりますと8割弱の方々が県内に就職されているというような情報なんかがある

わけでありますけれども、本町におきましてはなかなかそういった数字、難しい状況にございまして、でありますけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、わずかな数字ではございませんけれども、町内の新規学卒者につきましても、さらに起業の方につきましても、数としてはあるというふうな状況になっておりまして、町としてはそういった定着するというような方向におきましても、商工会さん等と、あとは県の商工観光労働部とも連携をしながら、しっかりやっていかなきゃならないというふうに考えているところであります。ご質問の目標値につきましても、現在持ち合わせていないというふうな状況になっておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） いろんな施策をとっているわけでありまして、こういった各種施策を、対策を講ずるためにも、また職員が課題解決に向けて取り組むためにも、事業のやはり目標値というものが必要なのではないかなと。そこに向かって、やはり皆さん努力なさるとのことだというふうに思いますし、当然一人でも多くというのは前向きではあるとは思いますが、目標値としては持つべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、前々から申し上げていますように、まず西川町を持続させるためには、まずは西川町の資源を生かした事業をどういうふうに展開する、そこに定着する人員をいかに育て上げるかというようなことを申し上げてきたわけなんです。そういった意味では、まず第1次産業、農業、就農、新規就農、こういったものが非常に重要だというふうな捉え方をしておりますが、いかんせん西川町、前からももちろん申し上げていますように、平均の耕作面積が5反歩、50アールでありますので、この50アールでの生活費を確保するのに非常に困難な農家形態でありますので、これをぜひともまずは冬も収入を得られる、そういった農業を確立すべきだというようなことで、これまでまいったわけでありまして、その成果がまずこの啓翁桜であります。それとあわせて、夏場にある程度冬場の生活費も確保できるような、そういった形態ということで、ハウス園芸、こういったものも含めて試験的に導入した経過がありますが、こういった基盤を整えなければ、新たに就農者を確保するのに非常に困難なところであります。

ですから、まず環境をいかに整備するか、そういったものを含めて、そしてそこに新たに挑戦する新規就農者をどういうふうに誘導するかというようなことだと思っておりますので、

そういった意味でこれまでやってきたわけでありまして、さらに今後、新たに企業を起こすというように、そういった若者を昨年は2事業所ほど、20代、30代の方が新たな企業を起こしておりますので、そういった成功例も含めて、皆さんに町内の状況をお知らせしながら、そして、皆さんの新たな事業に挑戦する、そういった機運をぜひつくっていきたく思いますので、そういったものも含めて今後やっていきたく思いますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 限られた資源ということでございますので、その資源をどう使うかという場合になった場合には、それに対する人数的なものもある程度出てくるわけでありまして、それを有効活用するためには、やはりある程度目標値を立てないと事業展開ができないのではないかというふうに思いますので、事業を効率的に前に進めるためにも、ぜひ目標を持って進んでいただきたいというふうに思うわけであります。

質問の2番に入らせていただきますけれども、雇用の創出を行う上で、現在町が抱えている問題、課題をどういうふうに捉えていらっしゃるのか、また、今後の対策はどのようになっているのか伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 雇用創出の問題、課題、今後の対応についてであります。全国的に低迷する経済状況の中にあり、特に本町におきましては少子高齢化や、雪への対応などの課題がありまして、雇用環境は抜本的な対策がなかなか見出せない、非常に厳しい状況にあります。

今後の対応につきましては、まずは今頑張っておられる農業者や事業所をどう継続していただけるかが重要であり、また、新規就農や起業、いわゆる起こす業の支援につきましても重要であると考えております。

このことに関しましては、町独自の農林商工観光業全般にわたる各種補助事業の一定期間の支援によりまして、具体的に支援するとともに、運転資金や設備投資資金などにつきましては、今年度町独自で整備いたしました融資制度による支援が重要であると考えております。

一方、農林商工観光業以外の雇用創出につきましては、介護等の福祉分野での雇用などにつきましても考えられるところでありまして、豊かな町の森林資源や、月山、朝日の観光資源などの地域資源を活用した雇用や新たな法人化など、まちづくりと連動した雇用を創出する仕組みづくりが大切であると考えておるところであります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 各種施策を取り組んでいるようでございますけれども、こういった融資制度もあるということですが、人的支援と申しますか、相談窓口といいますか、その事業に対するバックアップできる体制というのはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 人的な支援というふうなご質問であります。

今年度、西川町商工会におきましては、町と連携する中で西川町経営発達支援計画というふうな計画を策定をいたしまして、総務省に提出、認定していただくことで、国からの補助金、補助事業もやられるというふうな、そういった制度の申請をさせていただいているところであります。

その中におきましては、しっかりした経営の分析、それから事業計画の策定、その後のフォローにつきまして、しっかりやるべきというふうな内容としておりまして、商工会、町もそうでありますけれども、そういった事業所に寄り添って、俗に伴走支援というようなことをさせていただきますけれども、そういった伴走支援が大事だということも明確に明記をしながら、計画が絵に描いた餅にならないような形で進めていきたいというふうなところをうたった計画を策定をして、今後、人的な支援も含めてやっていきたいというふうに考え方を整理をして、進めることにしているところであります。

そういったところが商工観光関係におきましては、人材的な支援というふうに該当するものなのかなというふうに理解をしているところであります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ今あった伴走支援ですか、よろしくさせていただいて、希望を持ってできるようにお願いしたいというふうに思うんですけれども、ちょっと具体的になるんですけれども、ことしの7月31日に開催いたしました町民と議会の対話の集いの中で、西川町担い手育成協議会との話し合いがございまして、この中で新規就農者の方が農地の集積・集約、これと使いやすい農機具の共同倉庫、こういったものが非常にうちの町として支援が欲しい、必要なんだというふうに訴えておられましたけれども、この点について具体的にあってあれなんですけれども、対応なさっているものだとか、お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、農地の集積・集約につきましてでございます。

まず、農地の集積・集約につきましては、議員ご承知のとおり、各地域におきまして人・

農地プランというようなことで、集落営農座談会を開催しながら、今後その各集落における農地というのはどうあるべきか、さらには農地を手放す人といいますが、貸し出しをする人、さらには、その地域におきまして、担い手というようなことを認定していただいて、その方への集約というようなことで、そういった話し合いを各地域で実施していただいております。

それに基づきまして、特に認定農業者、認定新規就農者に認定するには、その各地域の担い手というような形で選んでいただかないと、そういう認定にはできないというようなことでございます。

したがって、そういう体制は各地域においてしっかりその方を認定していただいて、その方への集約というようなことがまず第一に前提になっておりまして、そのことをしっかり対応していただく。さらには、農協におきましてもその認定、新規就農者等につきまして、新たな農業を実施するに当たりまして、どのような農地が必要かというようなことも検討していただきながら、農地中間管理機構、さらには農地の集約における手続等を踏まえながら実施をしております。それらの手続におきまして、町としましてもそれらの手続等の支援をさせていただきながら、できるだけ集約化を目指していければなというふうに思っております。

さらに、先ほどもう一点につきまして、共同作業場、就農場というような確保の件でございます。

他市町、隣の、特に本町の担い手育成協議会、さらにはその他、他町の担い手に関する協議会との交流を行いながら、いろいろ情報交換なども行っているところでございまして、議員ご指摘の、この座談会の中での就農場とか、そういった確保について、他町で実施している例がございます。

本町におきましても、そのような対策検討というようなことは実施を、話も出てきましたし、さらには担い手育成協議会、さらには農協の青年部等の中でもいろいろ話が出ているところでございます。

できるだけ町への支援というようなことも考える必要があるというふうに思いますが、まずは農協の施設があります。冬季間におきましては、そこに農機械の整備を含めて、収納などを支援していただきながら、整備を図っていただくということもあります。

まずは、そういう体制をとりながら、今後必要な対策については話し合いのもと、検討が必要なのかなというふうに思っているところでございますので、よろしく願います。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町そのものについては耕地も少ないですし、資源的には少ないというふうに思います。ぜひこの少ない資源ですけれども、有効に活用すればかなり使っていけるというふうに思いますので、全体的な支援も今後とも続けていただきたいというふうに思います。

これはちょっとあれなんですけれども、産業建設常任委員会で先日、畜産クラスター事業、こちらを視察をさせていただきました。非常にこの事業が順調に進んでおるということでございまして、畜産事業者の方の事業規模の拡大が進んでいるということでもあります。ぜひ、非常に大きな施設でありますし、こういった専門に勉強されている、例えば農業大学の卒業生、こういった方の受け入れを行うことによって、就労の場ともなるのではないかとこのように思ってきたところでありますけれども、こういった点についてはどうお考えですか。よろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 議員ご指摘の畜舎の増築、いわゆる西川町畜産クラスター事業計画に基づきまして、町内の畜産の企業が今、拡大をさせていただいているところでございます。

その中で、現在雇用につきましては7名の雇用でございしますが、拡大にしますと12名を目標に、5名プラスというようなことで目標を掲げながら、今準備を進めているところでございます。

その際に、県内におきます農業大学の卒業生につきましても、実際にこれまで1名の方が採用されまして、繁殖牛、120頭まで伸ばすというようなことでございますので、それ専門の知識を持った方を採用しているところでございまして、新規就農者として町の支援もさせていただきながら、さらには担い手育成協議会にも入っていただきながら頑張っているところでございます。

さらには、新規学卒者として、県内の高校生ですが1名採用させていただいて、一定期間仕事をしていただいたんですが、残念ながらその方は、女性の方でしたけれども、やめられたというようなことでございました。

ただ、これから12名というような目標を掲げながら準備をさせていただいているところでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町の就労の場が限られているということで、町外に転出される若者もいらっしゃる。先ほど今年度は2名の方、町内で就職されたという、非常にいいことだと思いますけれども、住まいは西川町、例えば就労先は他市町という方へも対策ですね。あると思うんですけれども、例えば雇用促進奨励金とか、こういったものもあると思うんですが、平成30年度においては、新規学卒者の雇用奨励金、予算30万円に対して執行ゼロ、雇用促進奨励金、平成30年度予算39万円、執行3万円ということでありました。

今年度は町内に2名いらっしゃるということですが、こういった例えば、町内に住まわれて町外に就労される、こういった若者だけでなく、かなりいらっしゃるわけですが、こういった新規就農の方の今、助成もありますけれども、条件や内容を見直す必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今その内容等について再度検討すべきではないかというようなこともありますし、今のその就労者、就農者等々についての具体的なものについてもそうでありますが、ただ、一番は、問題は住宅だと感じております。

要するに、どうしても寒河江市、西川町に就職しますものでありますが、寒河江市に住居を移して、そこから通勤するという方が非常に多いということでありまして、そして、西川町には単身で入居できる住宅がない。コーポはありますけれども、コーポにかわるこの役場の前の住宅団地には、夫婦または40歳以下、さらには子ども、そういった子育てを対象にしておりますので、そうではなくて、その住宅も含めて今後検討すべきだと思っています。

そのようなことで今回、今、建設水道課に指示しまして、2期工事等も踏まえてありますが、それらの中に単身でも入られる住宅の整備、こういったものを検討するようというところでありますので、そういったあらゆる面での環境整備が必要だと思っていますので、その辺は議員ご指摘のものを踏まえて今後検討していきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ対応をしていただきたいというふうに思いますし、あと、新規起業者の発掘の一つとして、地域おこし協力隊員の活用があると思うんですけれども、今後、地域おこし協力隊、どのように募集されていくのか、方針がありましたらお答えをお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 地域おこし協力隊の制度についてでありますけれども、地域おこし協力隊につきましては、現在も定住のための目的を持って、つまり、所得を得られるような仕事を持って取り組んでいただくというようなことで、現在も対応を進めているところでありますので、今後ともそのような形で定住できるような、西川町で仕事をして暮らせるような協力隊の募集というものを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

特に、現在も進められております就農とか、既存の事業者の方の雇用の対応なども含めまして、協力隊との調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ新しい力といいますか、今までの考え方と違う方が入っていただいで活動していただければというふうに思いますし、あとは、これは提案なんですけれども、新規、こういった起業者の活動拠点ですね。やはり一人ではなかなか不安なところもあると思いますので、話し合いや情報交換ができる共同オフィス、例えば旧水沢小学校、ここを共同オフィスとして活用して、そこで情報交換等を行いながら前向きに取り組んでくださってはどうかというふうに思いますので、これについては提案だけさせていただきたいというふうに思います。

質問の3番でありますけれども、これまでも企業誘致については議会において質問したり、また、行政においても取り組んでまいりましたが、なかなか企業誘致の実現には厳しいものがあると思っています。現在の企業誘致対策の状況について、まずお伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 企業誘致対策の状況についてであります。これまで国では国内の都市部と農村部の経済的地域格差の問題に対処するため、昭和46年に農村地域工業等導入促進法を制定しまして、農村地域の工業の導入を積極的、計画的に促進し、就職口をふやす一方、農業経営の規模拡大を進め、農業と工業の均衡ある発展を図ろうとしてまいりました。

具体的には、農村地域工業導入基本計画及び実施計画の樹立等を定めるとともに、これに基づいて進出した企業や離農者に対し、税制、金融上の優遇措置をとることなどが定められてきたところであります。

本町でも昭和48年にこの法律による指定を受け、実施計画を策定して、工業の導入を図ってまいりましたが、それ以前の昭和38年にも、西川町企業誘致条例を制定し、町内における

事業の新設、または既設事業所の拡充を奨励してまいったところであります。

これらの一連の誘致企業策が実り、昭和40年代半ばから50年代半ばにかけて、町外から8社が進出されました。特に、昭和40年から48年にかけては、町内の製造業の事業所数が41事業所から81事業所へと倍増した時期もあったところであります。

しかし、先ほどの質問でもお答えいたしておりますとおり、厳しい社会経済情勢の中、雇用や流通、さらには雪対策などの多様な課題がありまして、企業誘致は容易ではない状況にあります。

このような状況ではありますが、雇用の場の確保は重要な課題でありまして、県内の自治体では思い切ったプロジェクトを実施し、誘致に取り組み、誘致に成功しているところもありますので、山形県の企業誘致担当や西川町商工会や金融機関など、関係する機関などとともに、企業誘致を初め事業支援などについて県内外の実例も調査しまして、考えてまいりたいと思っております。

また、雇用の場の確保につきましては、若者や子育て支援の充実や、交通の利便性、自然環境など、移住定住環境の町の魅力を発信し、広域連携による働く場は、近隣市町村であっても本町に住まいし、魅力あるにしかわぐらしを行っていただくことなども、検討の価値があるものと考えておるところであります。

古澤議長 1番、荒木議員。

1番（荒木俊夫議員） 企業誘致を含めた雇用創出には大きな課題がたくさんあると思えますけれども、町の特色であります美しい自然、きれいな空気、清らかな水、山菜や木材資源、高速道路の2カ所のインターチェンジ、こういった町の優位性を十分生かして、あとは、例えばまちづくり応援団の方や、西川町を支援してくださる方のお力をおかりしたりしながら、ぜひ多くの方々の知恵と力を結集して、取り組んでいくべきであるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤 仁 議員

古澤議長 続いて、2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤 仁議員） 2番、佐藤仁です。よろしくお願いします。

私にとってはちょっと異次元の、教育のほうの分野にちょっと質問をしてみたいと思っ
きょう準備してきましたので、ちょっとまた盛りだくさんになった傾向がありますけれど、
よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

第6次総合計画の後期基本計画の、これまた基本目標別の施策で、（4）に示されてお
ります教育方針があります。それで、質問1になるわけですが、西川町らしい教育の展
開というふうにあります。これはどういうことを目指してやっていこうとしているのか、ま
ずお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 西川町らしい教育ということではありますが、初めに、本町の学校教育目標につ
きまして申し上げますが、本町の学校教育目標は「ふるさとを愛し 高い志をもち ぶなのよ
うにたくましく とともに学ぶ子ども」でありまして、西川の教育の3つの柱、子どもの未来
につながる土台を構築する教育、地域との結びつきを大切にした教育、世代をこえかわり
あう教育を基本に、学校教育を進めております。

では、具体的にそれぞれのご質問にお答えいたしますが、第1点目ではありますが、西川町
らしい教育の展開についてではありますが、本町では主なものとして保小中一貫教育、自然学
習、体験学習の充実、コミュニティスクールの充実の3つを西川町らしい教育と捉えており
ます。

初めに、保小中一貫教育についてではありますが、学校教育目標の具現化のために、確かな
学力と生きる力の育成を進めていかなければなりません、その手段として本町では保小中
一貫教育を推進いたしております。

保小中一貫教育は、幼児期からの一貫した教育が重要であると捉え、保育園から中学校までの学びの系統性と連続性を一層重視するものでありますが、また、一人一人の発達過程を適切に把握し、それぞれの子どもに応じた指導を連続的に行っていくものであります。

さらに、予測不能な未来をたくましく生き抜き、よりよい社会をつくり上げる豊かな人間力、社会力を育むため、先ほど申し上げました3つの西川の教育の柱をもとに、教育実践に取り組んでおります。

次に、自然学習、体験活動の充実についてであります。本町ならではの自然や文化に触れ、地域の方と交流し多くの実体験をすることが、社会で求められるコミュニケーション能力や、自立心、主体性、協調性、責任感、変化に対応する力などを育むと考えております。

しかも、幼児期から中学生まで系統的に体験を積み重ねることで教育的効果が上がるとされておまして、その考え方から、小学校では地域へ出向いてのふるさと学校、カヌー教室、スキー教室、農業体験、弓張平でキャンプをするブナの森自然学校など、中学校では職場体験、月山登山、ボランティア活動等を積極的に行っております。今後、保育園での活動も含め、系統的なカリキュラムを共有し、進めてまいります。

最後に、コミュニティスクールの充実についてであります。地域とともにある学校づくりを目指し、平成28年度からコミュニティスクールを導入いたしておまして、地域の方々に小学校、中学校の応援団のように支援していただけるような関係性をつくっていききたいというものであります。

コミュニティスクールの取り組み、学校運営協議会を年4回開催いたしておりますが、地域の方々が委員となり、学校経営の報告とそれに対する承認、学校が支援を必要とする内容について熟議を行っております。

今後、もっと地域の方々が学校に関心を持ってくださり、西川の子どもを町民みんなで育てていくという雰囲気づくりをつくってまいりたいと考えておるところであります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。ホームページなんかにも掲載になっていましてけれども、西川学園構想というのがあります。構想ではなくてもう運用していると思うんですけれども、これ、実務的なことなので教育長でいいかなと思うんですけれども、この西川学園、いつからスタートして、それで今はどういう状況で、その成果とかあればお聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 それでは今、佐藤仁議員のほうからありました西川学園構想について、現状についてお答えいたします。

西川学園構想につきましては、昨年度およそ1年間をかけまして、その内容等について検討してまいりました。議会でも何度かご説明申し上げてきたわけで、平成31年、ことし3月に西川町教育委員会としてこれを定めております。

それで、今年度から具体的にそれに従って具現化をしてまいっているところですけども、まず、ことしは今までの小中一貫教育に加えまして、保育園もその流れにというか、保小中一貫教育ということで第一歩を進めているところです。この学園構想の中の説明図の、イメージ図というのはあるんですけども、その中で、保育園も含めた全部の教育計画を立てまして、それについて実践をしているわけです。

具体的に言いますと、今年度は保育園も含めたということですので、保育園も含めた第1年次になります。ほかと申しますか、今までの小中一貫に関してはこれまでどおりで、それをさらに充実している方向でいるんですけども、その保育園も含めたということで、今年度はご理解いただければと思います。

具体的には、まず5月に西川町の学校教育センターがあるんですけども、その全員が集まって年度当初の方針を確認する会議があるんですけども、そこに保育園の先生方にも入っていただきまして、小中学校の方針とともに、保育園でもこういうふうにしていきましようというようなことを確認したところです。

また、その学校教育センターの中で、夏休みに研修会があるんですけども、その場では私のほうから逆に今現在の保育園での課題と申しますか、それについて小中学校の教職員に対して説明したという経緯があります。

今後とも、今までの保小の交流をさらに充実していくという形で進めていくわけですが、その1年目ということで今申し上げたんですけども、今までのここにイメージに書かれていることを、さらに充実していくというのが今後の課題かなというふうに思います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） それでは、この構想の中を見ますと、今、保育所から一貫してやるんだということで、スタートプログラムとか、アプローチプログラムとか、あと、何か聞いたことのないポートフォリオとか、あと、これはCAN - DOというのかな。CAN - DOリスト、これは年間通しての英語教育のスケジュールがあって、それをもとにしてやるというようなことだとは思いますが、これはどこの小学校とか、自治体でもやっているのか。ま

た、やらざるを得ないのか。また、西川町ではこれを実際に作成をして今行っているのか、ちょっとそこら辺を、これは教育長だと思うんですけども、お聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今ご指摘ありました保小スタートプログラム、あるいは保小アプローチプログラム、それからポートフォリオ、CAN-DORIST等ですけども、いろんな方法とかはありますけれども、やったほうがいいという、よりよく今の教育課程を進めていく上で、これをきちんとやって進めていったほうが、より効果が上がるという点で先進的、ほかの市町村よりも先行して進めているというふうに思っております。

ちょっと具体的に申し上げますと、例えば保小スタートプログラム、あるいはカリキュラムと呼んでいるんですけども、ありますけれども、本町は前から申しましているように、保育園1校、小学校1校、中学校1校で、そういうものを進めやすい状況にありますといえますか、いわゆる小規模のメリットを進めています。

具体的に申しますと、保育園の子どもたちが小学校に入ってきたときに、スムーズに接続できる。接続というのは、小学校で生活できるようにというプログラムです。それで、スタートプログラムというのは小学校の立場で、小学校に入学してから4月から5月、6月ぐらいまで、保育園のやってきたことをもとにして、スムーズに小学校になじめるようにという特別なプログラム。特別なというか、それをやりやすいプログラムですし、逆に、保育園のほうでは、卒園に当たりまして、10月から例えば3月ぐらいまでに今度は小学校で就学するに当たって、うまく小学校につなげるようにということで、小学校の入学を目標に置いてやっている、そういうのがスタートプログラム、あるいはアプローチプログラムと呼ばれているものです。

本町の特徴は、先ほど申しましたように、1園、1校ですので、ほかの市町だと、例えば小学校にいろんな保育園から集まる、あるいはいろんな幼稚園から集まるというところがありますけれども、ここはそっくり原則的にそのまま小学校に入学するわけですから、もうその時点で情報交換とか、どういう子どもたちが入学してくるか、あるいは小学校の立場から言いますと、どういう子どもたちが今度卒園して小学校に来るのかと、そういうのが情報交換を密にできますので、子どもたちの状況もわかって適切な指導ができるというふうな利点と捉えております。

あと、それからポートフォリオという考え、例えばそうなんですけれども、これは一人一

人の子どもたちの記録をきちんととって、自分の得意なものとか、ここは今からいろいろある、出てきます、具体的には出てくるんですけども、そういう記録をためておいて、小学校、あるいは保育園、小学校、中学校、ずっと自分の成り立ちといいますか、成果を持って、自信を持って社会に出ていけるようにという考えでいました。

これ、ここに書いた時点でのポートフォリオは、西川町独自のポートフォリオを考えていたんですけども、折しも文科省で今度はキャリア・パスポートという制度が出てきます。これは来年4月からちょっと実施するようになるんですけども、特別活動で子どもたちの例えば委員会活動とか、クラブ活動とかの蓄積をずっといって、小学校から高校まで積み重ねるという構想が今出ておりまして、本町の教育委員会で考えた概念と、たまたま文科省が考えた概念が一致しましたので、それも本町独自のもつけ加えて、今後活用できるのかなというふうに思っています。

もう一点、CAN-DOリストにつきましては、これに従ってやっております。これはどこの学校でもやっていますけれども、それぞれの市町村の教育の状況に応じて、英語では何学年にこういうことができるといいですねというか、それぞれの学年ごとの目標に、具体的な目標になります。これに従って実施しております。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私もいろいろ調べたので、今のような形になったと思います。山形県の、ネットなんかで見ますと、市町村でスタートプログラムとかいろいろのやつが出てきます。残念ながら、西川町のやつは出てこないんですけども、ポートフォリオはファイルをつくって、個人の情報がみっちり入って、それを中学校とかに移る場合にはそれをたがっていくのかとわかりませんが、個人情報が入っていて、それを見れば今までの生い立ち、学習等が、生徒のやつがわかるというようなことだとは思いますが、大変な時代だなと。管理管理で。それをせざるを得ないのか、よかれと思ってやっているのか、ちょっとわかりませんが、学園構想に載っている以上は、とりあえずはやっていただいて、その成果をまた機会があればお聞きしたいなというふうに思います。

それで、次の小学校の教育課程の編成の方針というのがあります。その中で、年間の各学年ごとの、各教科の時間数が載っています。

これは恐らく文部省からの指導で何時間、何年生、例えば国語は何時間、年間とかというふうに指導があると思うんですけども、これというのは各自治体である程度アバウトに増

減をしたり、例えばうちの場合は算数を少し余計にするとか、そういうのはできるんでしょうか。簡潔にできる、できないでいいですので、お答えしていただきたいなと思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 じゃ、簡潔にお答えします。できません。標準時数等がありまして、それを下回らないようにするように定められております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） すみません、後での質問事項にもちょっと反映させていただきたいと思いますが、基本施策の中に西川らしい子育て支援というのが載っています。

私は9月の一般質問のときに、ランドセルの見本、こういうのがあるよと、軽くて非常にいいんだと。それを茨城県の日立市で使っているというようなことを紹介させていただきました。その結果、検討したのか。検討もいろいろあって、長い検討なのか、今々検討なのか、それとも検討の俎上にも乗らない却下なのか、そこら辺ちょっとお願いしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

安達学校教育課長 軽いランドセルの無償貸与でしたでしょうか、日立市でやっているということを佐藤議員から資料としていただいております。そちらのほうについては、ちょっと具体的に今のところはまだ検討までには至っておりません。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） わかりました。一人一人のことを聞く必要はないので、機会があれば検討していただければなというようなことで、前回は話をさせていただきました。ただ、単独でやる場合と、例えば広域で、1市4町で協力して、地元の業者を探してやるという方法もあります。そこら辺は機会があれば検討していただいて、一概にすぐできるとか、できないとか、あるとは思いますがけれども、頭の中に置いていただければなというふうに思います。

それでは次に、質問2に移ります。

「郷土に愛着 豊かな感性を磨く教育」というふうにあります。具体的な取り組みをお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 教育関係の質問の2であります、「郷土に愛着 豊かな感性を磨く教育」についてであります、質問1でお答えいたしました、西川町らしい教育の展開が、「郷土に

愛着「豊かな感性を磨く教育」の取り組みの一つとして掲げておるところであります。

保小中一貫教育により、系統的に自然・歴史・文化を地域の方々と交流しながら体験的に学ぶことが、生涯にわたって西川町を愛し、郷土西川を担う人材を育成することができるという考えから推し進めておりまして、具体的には、質問1で申し上げましたとおり、小学校でのふるさと学校、カヌー教室、スキー教室、農業体験、ブナの森自然学校など、中学校でのボランティア活動、職場体験、月山登山などではありますが、そのためには町民の方々の協力、支援なしにはできないことでもありますので、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティスクールの充実もあわせて推進いたしておるところであります。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員）ありがとうございます。それで、教育に関してはハード面とソフト面という、前もちょっと話したことがありますけれども、やっぱりハード面からいけば今、町長から話あったように、ふるさと学校なんかは6年間でほとんど西川町を回ってくる。私なんかはほとんど回っていないので、私よりも小学生のほうがいろいろなところに何があるかわかっているからやと思うんですけども、非常に地区からの協力もあってやっているということで、今後ともやっていただいて、やはり西川町のよさを子どもたちに知っていただくというようなことが大変必要なことかなというふうに思います。

それと、これも教育課程の編成の中に、挨拶運動があります。教育長も老人の運動会のときに、子どもたちにそういうふうなことをしているんだということで、地区の方もよろしくお願ひしたいというような話がありました。ここに載っかっています。いつでも、誰にも、先にですね。先に元気に顔で挨拶をするんだと。結果的に日本一の挨拶を目指すというふうに載っかっています。

ちなみに、挨拶を別にこれ、聞き流してもらってもいいんですけども、挨拶という2文字があります。挨拶の挨というのは心を開くと。挨拶の札というのは迫る、近づくというような意味があるそうです。これは解釈によってですけども、ですから、挨拶というのは、自分から心を開いて相手に迫るんだというような意味があるということを行っている方もいらっしゃると思います。ですから、ただ単に挨拶をしるではなくて、自分から進んでやるんだというようなことをつけ加えて、児童たちに教えていただければ結構かなというようなことで、お話をさせていただきました。

それと、あともう一つですけども、これも前回の9月の一般質問でしました。大変、き

ようは西川の町民憲章があります。これは非常に西川町を思った憲章であります。

これも、例えば学校の朝礼にとか、いろんな機会ごとにみんなで唱和をして、そして、西川町のよさを知ってもらうにはいいのではないかなというようなことを提案させていただきます。これも却下なのかわかりませんが、現状をちょっとお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 まず、1点目の挨拶運動につきましては、本当にご指摘ありがとうございます。各学校でも、そのように指導しております。また、小中一貫教育の取り組みとして、中学生が小学校に来て、玄関で一緒にいわゆる中学生の生徒会の役員と、小学校の児童会の役員と一緒に、いわゆる通学してくる子どもたちを挨拶で出迎えるなどという運動もやっております。今後とも挨拶については進めていきたいと思っていますので、町民の方にも子どもたちに出会ったら挨拶をお願いしますというようなことを、事あるごとに私のほうからもお願いしていこうかなというふうに思っています。

それから、町民憲章ですけれども、小学校では町民憲章については「わたしたちの西川町」という3年生の副読本があるんですけれども、このときに出てきます。これに町民憲章が載っております。

西川町の町民としての目標とか、あるいはこの冊子には町の花とか、町の木とか、あるいは町の町章ですね。これがどういう意味を持つとか、そういういろんなものが載っておりますので、ここで学習することにはなります。

ただ、町民憲章を学校でとか、毎日これを述べるというのはちょっと子どもたちの意識の中ではちょっと、学習として成り立ちますけれども、子どもたちにとっては例えば学校の校歌をきちんと歌うとか、学校教育目標を自分たちのものにするとかというのはあれですけれども、町民憲章まではもう少し大人になってからなのかなというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) わかりました。いろいろ考え方だと思います。ただ、頭のやわらかい時期に西川町のよさを知ってもらうのもいいのかなというようなことで、前は提案をさせていただいたところです。

次、3番目の質問に移ります。

西川町で英語の勉強というか、外国語の授業ですけれども、来年度から本格的にやるということを前倒しをしてやっているわけです。今いろいろ騒がれています英語ですけれども、

中学校と高校で今はやっている。この6年間で話す、聞くはいい。それで、足りないのが書く。何か、読む、聞くが今現在なっていて、話す、書くがちょっと劣っているということで、そういう方向で進んでいるんだろうと思います。

この流れをくんで、小学校も3年生、4年生から授業でなくて活動、5、6年生は授業ということで、本格的に教科書を使ってやる。今、それを前倒ししてやっているわけでしょうけれども、現状、今その成果がどの程度あらわれているのか、教育長だと思いますけれども、お聞きして、これは最初はあれですね。町長、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3点目ではありますが、小学校の外国語活動の現状についてであります、学校の学習指導要領改定によりまして、令和2年から小学校3、4年生は外国語活動を年間35時間、5、6年生は外国語の授業を70時間することになりますが、本町では平成30年度から、ただいま申し上げました時間を先行実施いたしております。保小中一貫教育に基づき、外国語教育についても西川町英語年間指導計画に沿って、系統的に連続性を持って指導を行っておりますので、その点についてご説明申し上げます。

保育園には英語活動指導員が週1回赴き、歌、ゲーム、絵本を通して、英語の発音や外国語の文化に親しむ活動を取り入れております。

小学校1、2年は年間10時間、英語の音声に触れ、英語を使った活動を楽しむ時間を確保いたしております。

小学校3、4年生は先ほど申し上げましたとおり、昨年度から年間35時間、外国語活動として英語になれ親しむ活動を行っております。

小学校5、6年生は年間70時間、外国語の教科として聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの技能や、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養っております。

このように、外国語教育にも力点を置き、保育園から中学校までのカリキュラムを作成し、来年度からの新学習指導要領の本格実施に向け、スムーズに外国語活動の教育課程が進められるように、先行して取り組んでいるところであります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) わかりました。それでちょっとこれは伊藤教育長から聞いた話です。私は知らなかったんですけども、英語の授業というのはあくまでも担任の先生がやるんだということをお聞きしました。大変だと思う。今まで全然英語を、全然というか、担任の先生、小学校ですと専門の英語の先生がいないわけですので、ただ、それが担任の先生がやら

ざるを得ないんだということで、西川町ではALT、ちょっとあれですけども、これはアシスタント・ランゲージ・ティーチャーですかね。外国語の指導助手ということで、今現在一緒に担任の先生とやっているということだと思っんです。

それ、先行してこういうものを取り入れてやっているのはすばらしいなというふうに思うんですが、先ほどもちょっと話したんですけども、聞いたんですけども、来年から授業ということで正式に通信簿も来るような授業体制になるわけですけども、今までの例えば5、6年生の時間割、国語とか算数とかあります。それが英語の授業が週2時間ふえたことによつて、例えば別な教科が減るということはあるんでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 ありません。減らなくて、英語入れた分プラスになります。ただ、実質的には、今までの5、6年生も、外国語活動として1時間やっていたので、週のこま数としては1時間ふえることになります。現状では、西川小学校ではもう30年度からその実数でやっております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) 西川町ではそうでしょうけれども、例えば先行してやっていないところは、今現在その国語とか、算数とかというのは文科省の指導どおりに時間割があるわけです。それが今度、授業として週に2時間英語がふえてくれば、どこかを削らないと、例えば、じゃ、7時間目を、7校時をつくるとかですね。例えば昼休みをやめて、そして朝の時間とか、それを足してやるというような方向でしかできないと思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 そういうことはありません。今までも週は5日間ありますね。そうすると、今1週間が毎日6時間をやると、30時間なわけですね。29時間で今、英語をやっても成り立ちますので、そういう意味では大丈夫です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) 要は、例えば月曜日に5時間のやつを今度は6時間になると、授業数がふえるということだと思っんです。7時間目とか、例えば土曜日とかしない限り、そうしますと、子どものあれもふえると。先生方の仕事の量もふえる。でなければ、例えば今までどおりやれば、夏休みとか、そういう時間帯を英語の時間、プラスになった分を補わなきゃならないということの考え方でよろしいんでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 ですから、1日6時間、あるいは5時間で5日間、1週間。それで間に合います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 間に合うんだったらよろしいです。

ちょっと意見のキャッチボールとか、うまくいっていないような答弁なんですけど、ちょっと時間もあれなので、極力今、働き方改革を厚生労働省、文科省では英語をやれと、お互いの国の制度で相反するところが出てきているような格好なので、くれぐれもそこら辺の調整は教育委員会のほうでやっていただきたいなというふうに思います。

あと、4番目ですけれども、西川町にはもちろん小学校に図書館があります。町立図書館もあいべにあります。この前、読書週間のときに、議員の本の紹介があるということで、町立図書館にあるということで行ってきました、あいべに。そうしたら、看板だけで中身は何もないんです。私が知らなかったのがちょっと恥ずかしいくらいですが、聞いたら小学校と一緒にやるんだということだったんです。

いろいろ学校の建設当初からいろいろあったんでしょうけれども、なぜ看板だけがあいべにあって、中に図書館は本がないのか。そのできない理由があるのかどうかですね。そこら辺をお聞きしたいと思います。これは4番目です。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第4点目ではありますが、西川小学校の図書室と西川町立図書館の位置づけについてであります。現在、西川小学校の図書室は学校図書館法に基づき設置いたしておりますが、その条文に、学校図書館はその目的を達成するために、支障のない限度において、一般公衆に利用させることができると定められておまして、それにのっとり本町では一般開放して、町民の方に利用していただいております。

一方、町立図書館は、図書館法に基づく町が設置する図書館でありましたが、町立図書館と学校の図書室は兼ねることができませんので、一般開放している西川小学校の図書館とは独立するものとなりますが、町立図書館は、西川交流センターあいべが愛称の開発センターに設置すると条例で定めておまして、議員ご指摘のように学校統合の段階でもいろんな議員の皆さんからのご質問、ご指導がありましたんであります。まず、町立図書館に一本化すると。小学校の図書室に一本化して、一般開放することがベターであろうということなので始めたのが、この図書室でありますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 図書館を預かっている人もいろいろ大変だと思うんですね。私もカードをつくりましたけれども、ことし、小学校に行つて。西川町図書館というカードです、あくまでも。

それで今、話があったように図書館法はやっぱりあります。これは学校とかに付随するものであってはならないという法律があります。第2条ですかね、たしか。今度、学校図書館では、今話があったように、支障のない程度に一般の人に開放してやってもいいよということになっています。

ただ、図書館令というのが昭和8年にできていまして、そのときは学校と一般と兼ね合ってもいいんだというようなことが、この昭和25年でこれはまただめだよというふうになっている。なぜ変わったのかというのは、いろいろ経済状況とかいろいろあるんでしょうけれども、今の西川町の現状として、法的に言えば、マルかバツかと言えれば意外と中間でグレーゾーンの事になっているのかなというふうに思うんですけれども、それらをきちんとはつきりをして、例えば看板はできないんだとか、できるとかというのははつきりをして、何もなくて立派な看板を下げたおの、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、学校を建てるときにいろいろ補助とか何かでだめだというふうな、文科省から、県からいろいろあったのかもしれませんが、実際問題として今こういうふうになっているわけですよ。図書館ができたときには、いろいろ称賛もされたわけで、いい方向だと。一般開放して、非常にいい、コンパクトに、そういうこともある。ただし、依然として法律がそういうことで、できない面は何も声を大にして国に訴えて、今からこういうふうな町がどんどんふえてくるんだと、直してくれというような声を上げてもいいのかなと。ちょっとこれは大げさですけども、ただ、いずれにしてもグレーゾーンのままでいるというのは、ちょっとまずいのかなというふうに思います。

古澤議長 答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 今の佐藤議員のご質問についてですが、やはり図書館法と学校の図書室ということは、法律上明確に区分されております。この法律がある以上、現在、運用上において、学校、小学校の図書館を一般開放ということで、町立図書館的な機能を発揮させて、一般の町民の方から利用していただいているというような状況は、確かにグレーゾーンなのかもしれませんが、現行の法制度にのっとった上での運用でございますので、まずは現行の

やり方を維持させていただきたいというように考えてございます。

そして、文部省のさまざまな研究機関の図書館に関する雑誌などにつきましても、議員ご指摘のとおり、ある意味評価されているコメントなどもあります。先進的な事例だというような紹介などもありますが、法律上そのようになっておりますので、今のところそのような運営をさせていただきたいというように考えてございますが、今後、さらに議員ご指摘のような活動なんかも、国に対してやっていくというようなことは、町としても考えていくということはやぶさかではないのかなというふうには思いますが、今のところ法制度にのっとったやり方をさせていただければというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） やっぱり普通の民間と違って、法のもとで仕事をしている役所が、やっぱりグレーゾーンというのはどうもちょっと、うまくないだろうというふうに思います。ただ、いいことなので、悪いことをやっているわけじゃないので、それを正々堂々とアピールしていくというのは別にやぶさかで、今の答弁と同じで、私も思いますので、それに労力を使って、別なところの業務がおろそかになっても困りますけれども、そこら辺はよろしく願いしたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなるので、次に、大きい項目の質問の2番目に移ります。

健全な財政運営による地域づくり計画ということで上げております。質問1ですけれども、後期基本計画の基本目標に、財源確保と行政改革とがあります。この財源確保について、具体的な取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 財源確保等に地域づくり計画の推進に当たっての財源確保というような質問であります。質問1の財源確保について若干ちょっと長くなりますが、よろしく願いします。

現在、日本国内の人口の状況につきましては、2013年ころから若者世代を中心に総人口が減少しまして、2040年、推計では1億人を下回る予測がなされております。その要因といたしましては、経済的負担や晩婚化などによる出生数と出生率の低下などが挙げられておりますが、10代後半から20代の若者の大学への進学、就職等で、東京一局集中という状況にあります。

人口減少に伴いまして、労働力の減少や消費市場、経済規模の縮小などにより、大きいいろんな面での社会生活サービスの低下が懸念されておりました、このような状況の中、国で

は地方創生、人口減少克服によります構造的な課題に取り組むために、平成26年に第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定いたしまして、東京一局集中の是正、若い世代の就労・結婚、子育ての希望実現、そして地域に即した地域課題の解決、この3つの基本視点によって、それぞれ人口を2060年には1億人程度の人口を確保したいというような、日本社会の維持を目指して今、国があるところであります。

一方、山形県の人口状況につきましても国同様の減少傾向にありまして、2040年の予測では76万8,490人と予測されております。本町でも、昭和29年の合併当初は1万5,250人をピークといたしまして、5,000人に近い人口になっておりまして、さらに、目標としましては5,000人、定住人口維持確保を目指しているところでありまして、それに伴った財政計画を策定しまして、行政運営の健全化と適切な予算編成執行に努めているところであります。

その財源であります、いろんな歳入の自主財源等もありますが、税収等の実財源もありますが、自主財源に次ぎ重要な財源であります地方交付税につきましても、その算定基準となる人口等もありますが、特に今年度の1人当たりの普通交付税が37万9,000円となっております、この人口の減少を抑えることが非常に重要であります。

あとは、現在行っておりますふるさと納税につきましても、29年度以来、まちづくりのためのふるさと納税が7,940万円、格差解消に1,180万、その他が1億1,380万、そのうち町営住宅整備事業に9,380万、合計で2億5,500万を充当し、活用してまいったところであります。

さらに、本年度から温室効果ガス排出削減目標、この達成のために森林環境税、森林譲与税が交付されることになりまして、839万7,000円が交付されることになっております。

そのほかに、本町にとりましては後年度に返済する元金及び利子が、普通交付税に70%算入される過疎債がございまして、極力有利な辺地債、過疎債の起債を財源確保として努めてまいったところであります。

今年度は、現在、一般会計の起債残高が62億であります、うち7割の46億が交付税での算入されますので、実質的な引責というか、金額は3億というようになっておりまして、この過疎債の活用、こういったものが非常に大きな財源の一つになっているところであります。

以上のような財源確保のほか、施策及び事業の実施に当たりましては、有利な国・県、民間を含む補助金や資金の導入、活用を図ることといたしまして、効率的な事業の実施に努めてまいりたいと思っております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。それで、ちょっと私、10月4日に西川町の

道路整備促進協議会の研修会がありました。そのときに、区長さんとか我々議員から二十数名行ってきました。その中で、桂林の道路改良工事がありました。普通は工事中に連れていくんでしょけれども、これは完成現場でした。その中での係長の説明によりますと、沼山の改良工事が、道路工事があったわけですが、そのときの残土を利用してお金を抑えたんだというような話がありました。

ちょっと雨も降っていて、人数もここは多かったので、余りよく聞き取れなくて、また自分の性格上、のり面に砂利が出ていて、雨降ったらどうなるんだろうかと質問して、変な質問をしてしまったなと思って、週明け金曜日でしたので、おわびかたがた建設課に行きまして、内容をきちんと聞いてきました。

そうしたらですね、2期工事、2年にわたってやっていると。30年度が500万ちょっと、ことしがもう終わってしまっていて、700万ちょっとです。全部で1,300万ぐらいの工事と。前年度の工事のときに、その沼山の残土を持っていってお金を抑えたというのは、大体お金の換算すると1,500万から2,000万近く、ざっと計算してもそうなる。要するに、1,300万で2,800万の仕事をしたということになるわけです。すばらしいことだと思うんです。

ただ、当初からもう頭をひねってやったということで、実際にはお金は浮かないんですけども、設計の段階、企画の段階でそういうふうな取り組みをやって、1,300万で2,800万の仕事をやったということなんです。

ですから、これこそCDとVEというのがありますけれども、CDというのはコストダウン、品質を下げたお金を落とす。VEというのはバリューエンジニアリングで、品質をそのままにして機能も生かすというふうな、まさにこのVEの手法を使ってやっているわけですよ。

大したもの、これはすばらしいというふうに思うんですが、普通であれば表彰ものだと思うんですけども、どうでしょうか。提案制度の委員長である高橋副町長の考えを。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 ただいま大変お褒めをいただきましてありがとうございます。

ただ、桂林線につきましては今、議員がおっしゃられましたとおり、当初の設計からその残土ができればそれを使って拡幅をやっていくというふうな方針でございまして、こういう手法については、これまでもそこだけでなくで数カ所やってきた経緯もございまして、職員にはなるべくそういう知恵を出して、なるべく経費がかからなくて、そして効率のいい事業整備、そういうものをするようにということで努めてまいりましたので、今後とも担当課、

それぞれいろんな事業の担当課はございますけれども、事務改善の中でも各課長にはみんな
で知恵を出して、そして効率的な事業をやってほしいということで、今回の事務改善にも申
し上げているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。常にやっぱりそういうふうな知性で頭を効
かせていくと、いろいろなアイデアが出てくるということだと思うんです。前回の9月の一
般質問のときに、町長に質問したときに、町長は役所というのはやっぱり利益を生めないん
だという、性質上の。考えはあっても。ただ、今言ったように1,300万で2,800万の仕事をする
というのは、利益を生めないけれども、お金をふやすことはできるわけですよ。いろいろ
な考え方をすればですね。

要するに、何も職員が面倒くさい仕事量がふえるわけですから、2,800万で発注すれば何
ら職員としては早くやれとかと言っていければいいわけですから、その企画の段階で頭をひね
って、2,800万を1,300万に抑えたということで、利益は生めない、物をつくって売る、請け
負いで利益をかさむ、そういう仕事はできないんですけれども、予算がある、決まった予
算を生かしていくというのは何ほどもできるということを考えれば、例えば町の予算が、い
ろいろ自分たちで使える金額が例えば30億ぐらいあるとします。これ、1,500万浮かすと言
えば純利益ですからね、一般企業でいえば。粗利益ではないんですよ、純利益。例えば純利
益の3%の会社が1,500万浮かすとすると、5億の仕事をしなきゃならないんです。西川町
で5億の仕事する会社だって、そんなにはないですよ。

そういうことを考えると、非常にすばらしい企画だと思うんです。それをやっぱり職員み
んなで共有していかないと、そこがやっぱり一つ財源をつくる方法も、そこにもあるんでは
ないかなというふうに思いますので、今後ともそういう姿勢で教育をしているんだという、
副町長のお話にもありましたけれども、皆さんここに幹部のいる方も、そういう形で頑張っ
てきていただきたいなというふうに思います。

それと、時間があと少しですので、地域づくりに関してちょっとお聞きします。

後期基本計画に連動しまして、地域づくりというものがあります。これは町としてどうい
うふうに今後向き合っていくのか、町長の考えをお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今の第2点目、地域づくりの関係であります。地域づくり計画への対応につい
てであります。平成29年度から実施いたしておりますが、地域が主体となり安全・安心で

持続可能な地域づくりのためのモデル地区、2地区を選定しまして、集落支援員を派遣し、地域づくり計画の推進を行っているところでありまして、さきの議会全員協議会でもご説明いたしました。今後、この取り組みを踏まえながら、地域づくりのための仕組みとして、既存の地域づくり計画推進会議などを基盤としまして、それぞれ協議を行い、検討し、来年度においては、地方自治法等の改正に伴う非常勤、特別職の見直しにより、地域により関係の深い区長、町内会長、隣組長、公民館役員などの報酬を一括し、まず交付する案についてご了解いただいたところでありますが、この一括交付金につきましては、できるだけ早い機会に、地域の現状に合うような、そして、ただやっぱり地域一括交付金も、皆さんが納得できるようなその基礎数値の捉え方、こういったものを十分検討して早目にやりたいというようなことで考えておるところであります。

なお現在、各地区の地域づくり計画の推進につきましては、地域支援職員の派遣、さらには毎年度実施しております地域づくりのヒアリング等を踏まえまして、財源の確保はもとより、状況の変化などから優先順位をつけながら、計画的に支援を行っていきたいというふうに思っていますので、ただ、何度も申しますが、早目にそれぞれの地域の現状に合わせた、今課題となっています道路の草刈りとか、そういった生活に密着した、そういった地域の持続するための一括交付金、こういったものについては早目の結論を出したいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 地域づくりもいろいろありまして、各地区から12地区ありますけれども、いろいろ今後つくってくれとか、いろいろそういう要望もあります。どうしてもやっぱり財源が伴います。その財源をどうするかという問題もあります。

例えば、先ほどは1,500万が浮いたというような話をしました、例えば、それは浮いたものとして、例えばですよ。基金としてためておくとか、それを地域づくりに使っていくとか、さらには、例えばですよ。私も睦合なので、睦合公園のための通帳をつくって基金として積み立てていくとか、いろいろ方法があると思うんです、各地区にも。

ですから、やっぱりそれはみんなで浮かして、地域のためにそういうものを使っていくんだというような姿勢でやっぱりみんなしていけないと、地方創生だといったって、下の末端が崩れたのでは、創生もへたくれもないです。やっぱりピラミットでいくには、下ががちりしていないとまずいので、そこら辺はそういうような流用の仕方もあるのではないかと。

ちょっと極端な発想かもしれませんが、そこら辺も考えながら財源づくりを、さっ

きのふるさと納税もそうです。そういうようなことで、もう品物に頼ることはできないので、町のいいところをアピールして行って、ふるさと納税をしてもらうしか今度はないわけですよ。餌をぶら下げたって誰も今度はないので、そういうことを町のPRをしていかなないとだめだというふうに思います。

あと、最後にちょっと先ほど言い忘れたんですけども、教育の中で何でそういう質問をしたかという、今の言葉の乱れがありますね、この子どもたちの。ひどい乱れ方です。例えば「めっちゃうまい」、昔だと「めっちゃ」というのは「めちゃくちゃ」だから悪い方向の、今はめちゃくちゃいいやというのがさらに言われる。それは大人だったらいいですけども、小さい子どもまで言っていると。

そういうことを考えれば、先ほど時間割が云々という話を聞いたのは、例えば西川町らしい教育であれば、例えば国語の時間をふやして、そういう言葉をきちんと教えるんだとか、そういう方向でいかなのかなと行って、私はあえて質問をしたつもりなので、ちょっと先ほど言い忘れ。

ですから、西川町らしい教育を進めていくには、ほかでやれない、やっていない、例えば今言った言葉の乱れを直すんだとか、そういうふうな考え方もあっていいのかなというふうな思いで、教育委員会について質問したつもりです。

あと、もう一点だけですけども、これは私でない町民からの声です。電話したときに、電話を切るのが早いんだと。普通、電話したというのはお客さんのほうです。受けたほうが早く終わったからと行って、かちゃんと切るのは、やっぱりこれはちょっとまずいだろうと。

昔、会社でいえばいろいろ研修があって、終わったらがちゃんでなくて、指でこう押してからするというような指導をする会社もあります。ですから、少なくとも受けた本人は相手が切る前に電話を切るというのはちょっとまずいのかなと。西川町のイメージとしてですよ。これは一町民のちょっと声があったので、せっかく皆さんがここにいらっしゃるので、お伝えをしておきます。

以上で私の質問を終わります。

古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

佐藤光康 議員

古澤議長 続いて、3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

3番（佐藤光康議員） 3番、佐藤光康です。

3つの質問を準備しましたけれども、順序を変えさせてもらいまして、国民健康保険税の問題を最後にさせていただきます。

最初に、空き家対策について質問いたします。

西川町の人口の減少、流出に伴い、空き家が随分ふえてきました。「“キラリ 月山”健康元気にしかわ！」という町のスローガンです。空き家がいっぱいあるというのは、健康、元気とははるかにほど遠い町と言わなければなりません。

そこで質問です。空家に関して質問します。空き家もすぐに住めそうな空き家から、倒壊のおそれがある危険な空き家までいろいろあるわけですが、まず老朽化が激しいもの、解体が必要と思われる空き家はどれくらい町内にあると認識しているか、お願いします。

それからまたもう一つ、町のホームページには近隣に管理が行き届いていない空き家を見つけたらご連絡くださいとありますが、どのくらい町のほうに連絡が来ているか教えてください。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 空き家状況の関係であります。初めに本町の空き家の状況について申し上げますが、本町の空き家につきましては平成29年度の実態調査では、住宅、店舗、工場、小屋など合計で90棟であります。そのうち、問題ありが48棟、危険が8棟となっております。

本町の空き家対策といたしまして空き家バンクがありますが、これまで5万円の登録支援補助や、今年度から20万円の空き家購入補助を創設し、空き家対策を進めているところでありますが、現在10棟の登録となっております。登録の増加が進まない状況にあります。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今の管理が行き届いていなくて危ないということで、町に連絡することになりますけれども、この前お聞きしたのでは2件あったそうです。2件が非常に危なくて、環境がひどいということで連絡があって、町から行っているいろいろと話をしたということでした。

次の質問ですけれども、空き家の解体が進まない原因をどのように、空き家バンクではな

くて、空き家がもう除去したいけれども解体が進まないという原因を、どのように考えておられるか、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 空き家の解体が進まない理由と申しますか、それにつきましては、やはり解体費用だと思っています。さらには、もう既にここに住んでおられないというような、そういった責任感と申しますか、そういったものを含めてだと思っておりますし、実はちょうどきょう、けさ、NHKで空き家対策の状況、全国の状況が放送がありまして、その中で危険状態で自治体が介入して解体した、要するに、代執行した事例が国内で70件ほどだそうです。そして、それに要する費用が約4,000億近い額だということでありまして、ただ、その執行をする場合に非常にいろんな課題があるという。要するに、個人の財産であるというようなことも含めて、その危険度含めてであります。

そういった事例を含めると、西川町の今申し上げましたような危険度、こういったものを含めて、西川町ではこれまで1件、石倉地区の解体した経過がございますが、あるいはどうしても道路のすぐそば、さらには解体、家屋も製材工場であるというようなことで、中に支柱がない、いや、少ないというようなことも、いつ解体するかもわからない。そして、子どもの学校への登下校の道路だというようなこともあって執行した事例がございますが、それらも含めてだと思っていますので、先ほど申しましたように、そういった理由につきましては、全国的にそのような状況だと思っていますし、西川町もそのとおりだと思っています。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 結局、そういう放置されて、国とか町の負担になるということで、非常に大きな問題になってくるわけです。空き家解体する際の費用というのは、国からの援助、助成というのはないのでしょうか。

古澤議長 土田政策推進課長、答弁。

土田政策推進課長 国からの支援でございますが、一部、社会資本整備総合交付金等の基幹事業として該当するものがございますが、その条件としましては、空家等対策計画の策定、さらには空き家の跡地の有効活用とか、もしくは防災上の危険性を回避するためというふうな限られた条件の中でございまして、なかなか本町においてはこの事業をストレートに活用するということは難しいのかなというふうに捉えているところでございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、課長が言われましたように、空家対策計画、それをどうつくる

かということが問題になるのですけれども、平成29年3月にさっき言われましたように山形県県土整備部で空家等対策計画モデル計画をつくっています。何でこの県でモデル計画をつくったのかといいますと、非常に空き家がふえていると。国交省、国のほうで平成30年から空家対策に関して補助をするということで、こういう計画をつくれれば国から補助が出るから、早く町でつくってくださいということで、モデル計画を県が作りしました。

これで見ますと、さっきもお話ありましたように、不良住宅の場合には国からお金が出ることになっています。例えば、町が20万円の解体費用を出せば、国から同額の20万円の補助が来るという仕組みになっているということです。

こういう制度があるんじゃないですか。それを活用しないということは、なぜしないんでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの佐藤光康議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員1番目にご指摘されました空家対策計画、これにつきましては、議員もご案内のことと存じますが、空家等対策の推進に関する特別措置法、特措法といたしまして平成26年にできた法律がございまして、この特別措置法、特措法の中で、市町村は空家計画、空家等に関する対策についての計画を定めることができるということで規定されているものでございます。

当然、国といたしましては、先ほど土田政策推進課長のほうでご答弁申し上げましたように、補助金の交付の段階で、要件といたしまして、この計画を策定した上で将来にわたり安心・安全な地域社会を築くようにということで、セットになってくるというのは当然のことと思います。

私どものほうでは、当然この対策計画、これの策定をすることができるという状況でございまして、必須ではございませんけれども、当然視野に入れながら、日ごろの空家対策の事務事業を進めておりまして、議員もご案内のとおり、本年もこの秋に町内の空家家の調査というようなことで実施してまいった経過もございます。

本年の空家家の調査の結果等を今後、集約、集計、分析しながら、今後、町といたしまして、空家家に対する方針、姿勢いかにあるべきか、庁舎内のほうで十分に議論、検討を進めながら、なぜ空家家の関係の対策を推し進めるのかと、今もありましたように、補助をもらう、あるいは補助を交付すると、こういったときの最大の狙いとするのは何かと。

町長もご答弁申し上げましたように、現段階で、個人の財産であるということが基本とな

っておる空き家でございます。自然災害等でも被害に遭った住宅の個人財産とのかかわりで問題になりつつございますけれども、そういったところの問題、さまざまな問題がありますので、一つ一つ整理しながら考えてまいりたいということであるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今の答弁で、平成26年度の特措法でしたか。平成27年ですかね。ちょっとそれで違うと思うんですね。県もモデル計画の中の「はじめに」というところですね。平成30年度より、国交省の空き家再生等推進事業の補助対象が、要するに平成30年度です。平成30年度より、国交省の推進事業が始まるから、計画に基づく地区に限定されるなど、市町村が総合的かつ計画的に空き家対策を実施するため、空家等対策計画の策定が求められていると、町でつくってくださいということで、平成30年度のだと思います。いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

私申し上げましたのは特措法、空家等対策の推進に関する特別措置法、これの法律の施行を申し上げたところ、平成26年というのが私の手元の資料でございます、これの条項の中で、市町村が空き家等に関する対策についての計画、これを定めることができるということで、法的には規定になっているということでご説明させていただいたところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

それらを受けて、国土交通省のほうでは、そういった事務的な通知、通達等を発出しているものというふうに理解しております。

以上です。

古澤議長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 県のほうで、先ほども紹介しましたけれども、平成29年3月の空家等対策計画モデル計画というこれに従って、多くの県内の市町村で空家等対策計画がつくられています。

例えば、大江町は平成30年3月に空家対策計画をつくってしまして、町報で6枚にわたって空き家処方箋という、町の空き家の現状とその対策ということで、6枚にわたって町民に対策を知らせているということがあります。

大江町では、空き家の補助支援事業として、町の空き家の所有者が取り壊しを行う場合には、町が最大50万円の補助金を出すということで取り組んでいます。実際の状況、支援事業がことし5月から大江町では始まったようですけれども、現在6件が進行中だそうです。

ところが、空き家解体の除去事業に申請する人は、大体こうぼろぼろになってからではなくて、今回は空き家になって3年目くらいの方が多そうです。ですから、もうぼろぼろになった不良住宅だったら国の補助金が出るようですけれども、その3年目くらいだったら出ないということで、町の単独の持ち出しでもやらなくちゃならないということで、町の単独の持ち出しも含めて、空き家解体の補助金を支援しているという状況があります。

先日、大江町の役場の方にお聞きしましたら、空き家は年数がたてばたつほど、相続などで面倒になってくると。もう解体できなくなってきたと。だから、早目に町民に空き家解体の意識を持っていただいて、最悪の状況にならないうちに対処することが大事だと思っていると、そういうふうには大江町の役場の方は語っていました。これはすばらしいお話だと思いました。全然事前に連絡もなしに、私がぱっと電話して聞きましたら、こういう話が返ってきます。ですから、そういう空き家を本当になくすんだという姿勢が非常に感じるわけですね。

寒河江市では、最大50万円の補助。朝日町では、町内業者利用で75万円の補助を出しています。朝日町では、平成30年度から空家除去支援事業を行いまして、当初予算が5件300万円だったそうです。ところが、どんどん申請がふえまして、補正を組みまして、平成30年度には18件の空き家の除去を行ったというお話がありました。

ですから、ほかの市町村では空き家問題、除去する、すべき空き家になりますけれども、正面から向かい合って住民に寄り添って解決しようとしているという姿勢がうかがえると思います。町長、これはどのように考えられますでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 それぞれの市町村でそれぞれの施策があって事業展開をしているわけですが、確かに議員のおっしゃるようなそういった事例もあると思いますが、特にこの空き家事業、国・県の補助金もあるそうですが、前のあの製材所解体の折にも、結局は町の一般財源、要するに町民の税金を使うわけですので、そういった意味での今後の解体除去、こういったものについては慎重を期すべきだというような思いで、これまではきておりますので、むしろそれよりもここに今住んでおられる住居のリニューアル等について、そして今の町内の経済活性化もあって、町の事業所、さらには木材使用、こういったものへ今、町では行っているわけでありまして、今の議員おっしゃるような寒河江、朝日、大江等に関しましては参考とさせていただきます、今後の検討材料というようなことで伺っておきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） できるだけ町のお金を使わないで、国の金も援助を得ながらということで空き家計画ができていまして、大江町の方も直接この空き家解体は町の持ち出しだけれども、こういう計画をつくるというんないいことがたくさんあると、いろんなことで使えるということでお話をされていました。

もう一つ、月山の入り口の空き家の問題です。議会でも大分問題になりましたけれども、月山の姥沢に空き家があります。あそこに行くと、すぐにリフト前にずっと空き家があって、非常にながかりするという方が非常に多いのですけれども、例えばこの県のモデル計画では、空き家の活用事業タイプということで、空き家を例えば姥沢の空き家を町が取得して、それを滞在体験とか、交流施設とか、体験学習とか使えば、国で補助金、助成制度をするという仕組みがあります。そういう、または国が半額で町が半額ということで、町が50万出せば国で50万円出すという補助制度があります。

こういうのも使って、やっぱりキラリ 月山というわけですから、月山のこのキラリ 月山の麓にああいう空き家があったら非常に見ばえがよくないし、全く輝かないわけですから、ぜひこういうあらゆるものを使って調べながら、町でしっかりとやってほしいと思うわけですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 老朽化した姥沢の小屋につきましては、いろんな点からご指摘ありまして、町でも観光立町というようなこともあって、前々から何とかしたいと。ただ、これはやっぱりど

うしても所有者の問題もありましてであります、今、議員おっしゃるようにリニューアルして、新たなものに使えないかということでありまして、リニューアルしても使えないような状態でありまして、そういった意味で、今年度の当初予算にそれぞれ解体費上限100万と。2分の1、または上限100万というような予算を組んで、これまで所有者との交渉もやっておりますので、その交渉のやつにつきまして、担当の課長のほうからご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 追加答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 姥沢地区でございます、老朽化した宿泊施設の関係でございますけれども、それは今町長が申しあげましたような現状にあるというふうなことでございます。

あそこのエリアにつきましては、ご存じのとおり営林署の管轄の土地、場所になっておりますし、環境省につきましても磐梯朝日国立公園というふうな中で、健全な保全というふうな立場から意を用いているというふうなことがございますし、月山の観光立町のまさに月山の入り口というようなこともございますので、今年度予算ということにつけさせていただきながら、これまであくまでも財産については個人の建物ということもございましたので、それぞれ2軒の所有者の方々に対しましては、春先から数回の相談などもさせていただいたところであります。

なかなかその方々の今後の考え方というようなこともございまして、すぐにはなかなか難しいというふうな状況を承っているところでありますけれども、町としては引き続き丁寧なご説明を申し上げながら、あとは、先方さんの考え方につきましても整理をしていただく中で、解体等につきましては前向きに町としても考えていきたいというふうなことをお互いに確認をしているところであります。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今の話ですと、空家対策計画に従った推進事業は全く頭のないようですけれども、このモデル計画に沿った推進事業に関しては、検討はなさったのでしょうか。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 空き家対策に関する計画等につきましては、現在のところ具体的な策定の検討は行っていない状況でありますけれども、現在の取り組み状況を踏まえまして、計画についても、必要に応じて検討を進めたいというふうに考えております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 検討していないということですがけれども、県のほうで平成29年に空家等対策計画で国からお金が出る、助成制度があるからぜひ町でつくってほしいということで、こういうモデル計画をつくったわけです。いろんな事例を出しています。ですから、こういう事例を検討しないと、やはり非常に町民にとって理解ができないと思うわけです。

ですから、こういうものを有効に使いながら、いかにこのまちづくりをやっていくかというところで、ぜひしっかりとやっていただきたいと思えますけれども、計画をつくっていないということです。なぜつくらなかったんでしょうか。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 町長のほうの答弁にもありましたとおり、財源の問題とか、あと、さまざまな対策については課題も多いことから、十分検討した上で対応を行っていきたいというふうな考え方でおります。

なお、制度につきましても、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな条件がございますので、すぐ制度が適用できるかどうかということも、十分確認をした上で対応を進める必要があるというふうなこともあったことから、現在に至っているというふうな状況でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ほかの市町村にお聞きしても、やはりつくったほうがいいと。いろんな使い道があるから、ぜひやったらいいという話でした。ですから、平成30年度から始まりまして、もう2年近くなります。西川町ではまだつくっていないと。ですから、やはりそういう点では、非常に遅いのではないかとというふうに考えざるを得ません。

やっぱり町民の利益に立って、できるだけ町民が負担にならないようなことをしっかりと考えていただきたいと。あらゆる方法いろんなありますから、国からしっかりお金をいただいて、できるだけ町の町民に還元していただきたいと強く思います。町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員ご指摘のとおりだと思いますし、町民に還元になるような補助制度であれば、早急に検討を指示したいと思っていますし、ただ、どうしても空き家というものにつきましては、空き家を置いて他市町村へ転出されるというような事例が非常に多いということでもありますので、これが町民にとっての利益還元かというものも、若干頭の中をさらっとこう、そういう気がしますが、そういった意味で、いろんな面でこの空き家対策につきましても、

まず条件整備、こういったものを含めてだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今の町長の答弁ですけれども、ほかの町に移って空き家を残していったと。それに補助金を出すのはちょっとという感じが受けましたけれども、そうやって町に空き家がたくさんあって、「“キラリ 月山”健康元気にしかわ！」と言えるのかどうかというところで、ぜひそこではしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

では、次にまちづくりの質問にいきます。

本町は5,000人定住人口維持確保を目標としています。ですが、いろいろ回りますと、うちの村部落はもう限界集落だと、町の未来に非常に悲観的な気持ちを持っている方が非常に多くなっております。

先日、西川町から寒河江に家を建てた若い方からお話をお聞きしました。中学校までは西川町はいいけれども、高校になると部活もあるし、通わせるのが大変だと。やはり西川町に家を建てることも考えたんだけど、結局、寒河江に行かざるを得なかったということをお話をされました。

人口5,000人を絶対確保したいということですが、町長はどのように、その展望、道筋を考えておられますでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ちょっと質問の内容ではありますが、通告と若干違うと申しますか、質問でありまして、できれば通告どおりのご質問をお願いしたいと思っておりますが、言ってみればこの質問要旨が一つの質問だというふうに捉えてこちらでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っておりますが、まず、その定住人口につきましては、従来より申し上げておりますとおり、いろんな町民の皆さんの声を聞きながら、そして今の国の政策、そういったものを含めて、重ね合わせながらこれまでやってきておりますし、さらに、町を元気にするためのワークショップ開催というような、そういった質問内容でありますので、ぜひワークショップ等での町民の皆さんの意見、こういったものを含めて、そういった意味で各大学の先生等も含めて、それぞれの連携も含めてでありますので、やっておりますので、より多くの皆さんの声を聞きながらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 質問者にお願ひしますけれども、やはり通告順にある程度、ある程度ではございませんけれども、通告順に質問をするように今後お願ひいたします。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） まちづくりということでのワークショップの提案をしたいということです。まちづくりということでも当然5,000人確保ということは、どういう町をつくっていくのかということですから、まちづくりということでは、当然それはお話しなさっていいのかなというふうに私は思ったのでした。

まちづくりということで言いたいわけですが、じゃ、ワークショップのことでちょっとお伺いいたします。

私が提案したいのは、そのワークショップということです。町のスローガンで、みんなが主役運動ということ掲げています。具体的に、私はワークショップを考えるわけですが、町長はみんなが主役運動というところで、どういうふうに具体的なことを考えていらっしゃるでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、これまでも町民の皆さんの意見を聞く、お伺いするというようなことで、若い方等の座談会も含めて、いろんな募集と申しますか、参加要請をしたわけではありますが、なかなか集まらないということは、これは現実であります。

ですから、そういった意味でも、ずっとこの10年間、それぞれの各地域の座談会を開催してきておりますし、そして各団体ごとの座談会もしております。ですから、そういう要するに、集まりの中での発言の仕方、こういったものを含めて、できればまずは地域の中の親しみのある一つのいろんな問題、課題を共有できるような間柄の中から、ワークショップといいますが、いろんな意見の集約をしていきたいというようなことで進めておりますので、ただ、これからはやっぱり議員おっしゃるように、ある程度もう少し議論の課題をきちっと捉えられるような、そういったワークショップがあってほしいなと思っておりますので、これは今後の課題だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、町長言われましたように、やっぱりみんなが集まって、さあ、まちづくり話しましょうと言うと、1人が長々長々としゃべって、もう聞くのは嫌だとか、そういうふうな状況になってくるわけですね。ですから、それを克服するために、できるだけ町民の声を拾い上げていくということでのワークショップが今、各市町村で行われているということだと思います。

例えば、今最近やっているのが、これは南陽市の市民とみらいワークショップということ

です。私の友達が南陽市にいまして、これに参加したそうです。フェイスブックに感想を書いていまして、こんな感想を載せています。高校生から私のような初老のじじいまで集まって、南陽市の未来を語り合う会に出席したと。将来を語り合うといっても真剣な肩に力を入れるわけではなく、テーブルを囲んで7人ずつのグループで、南陽市を盛り上げることをネタとして楽しんで、楽しく語り合ったと。高校生から本当に高齢者まで集まったと。南陽市の未来が明るく感じられたというふうに書いています。

こういう取り組みが非常に今はふえていまして、朝日町でも総合計画をつくる際には、地域協力隊の協力も得まして、10回以上ワークショップをやって、町民の意見を拾い上げようとしたという話がありました。大江町でも、みんなでまちづくり交流会ということで、ワークショップを行っています。大江町は5回のワークショップを行っています。

ワークショップというと、非常に難しい感じがしますが、実は私も学校の現場にいたときに、学校づくりということでワークショップをやっていました。みんなで、さあ、どんな学校をつくるというところを誰かが長々としゃべって、もう何かそれで決まっちゃうというパターンが多かったんですけども、できるだけ皆さんの意見を取り入れて、みんなで一緒に頑張ろうというふうにしていくためには、どうしてもやっぱり皆さん一人一人がつぶやいて、対話して、しゃべって、そして、みんなで責任持っていくということがどうしても必要なわけですね。それで、五、六人ぐらいのグループをつかって、そこでみんなで出し合いながら、それをまたみんなに全体の中に返して、みんなで共有してやっていくということでやっていました。

そうすると、やっぱり自分が言うわけですから、そこに責任が出ますし、やっぱり自分が言ったことが結論につながっていきますから、みんなやる気が出るんですね。そうやって学校づくりをやってきましたけれども、まちづくりもそういう方向で今、やっている町が非常にふえてきているというふうに感じています。

きのう、町から日本一の雪国宣言という宣言をしたいというお話がありました。議員から、嫁が来なくなるんでねえかとか、いろんなそういう町民がいるんじゃないかということで、いろいろと話になりました。やっぱり町民の中でも、すっきりしないという方がたくさんいるのではないかというふうに思います。

例えば、大江町のように、みんなでまちづくり交流会をそこでやる。そして、雪がプラスになるってあるかとかという感じのテーマで、みんなでグループをつかって話し合っていく。あと、いろんな思いがけない意見がぼんぼん出てくるんですね。高校生から、中学生でもい

と思いますね。含めて、みんなでやっていく。そういうことが非常に大事だと思います。

私が雪のことで頭にあるのは、産業振興課長が啓翁桜で話をされたことが非常に印象残っています。啓翁桜は今回議会ですけれども、啓翁桜というのは西川町が西川町だからいい啓翁桜ができるんだと。この雪国の寒さが啓翁桜がいい花を咲かせるんだと。もうすごい私は、ああ、いい話だなと感動しましたね。

ですから、そういうふうな雪があるから西川町でできるんだ、そういうことを一つ一つ拾い上げて、町でみんなで交流、共有していけば、またいろんな面が見えてくるし、そういうことを言う中で、ああ、俺たちも西川町で頑張らなくちゃならないなという気持ちになるんじゃないかというふうに思うわけですね。だんだん雪国日本一が、あっ、いいんでいない、何かこう雪あるから西川町でいいんだべと。じゃ、雪国ラーメンでもつくったらいいべとか、雪国ケーキとか、いろんな発想がどんどん出てくると思いますね。

ですから、そういうふうにやっぱりただ上だけで、役場の一部の方だけで、さあ、雪国宣言しましょうといったって、えっ、俺たちは雪大変なんだけどなとか、いろんなことが生まれてくるわけですね。ですから、それを町の中に、町民の中に呼びかけて、一緒になってみんなで考えていく。そういうことで、本当に雪国宣言が町民のものになるし、ああ、やっていこうという気持ちになるんじゃないでしょうか。

そこら辺をぜひそういうワークショップと言うと非常に片仮名ですから、何かこう取っつきにくいんですけども、みんなの声を取り上げていくために、できるだけ小グループをつくりながら、みんなで共有していくという方向ですので、それはぜひ町長、考えてみてはいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ワークショップのいろんな開催の仕方等々もありますが、ほかの市町村では100人委員会というようなことでの立ち上げもあるわけでありましたが、西川町の第6次の総合計画策定に当たっては、町民の方々から西川町のまちづくり委員会というものも募集しまして、そして、その中から20人を委嘱しまして、さまざまな意見をいただいております。

そして、それぞれ総合産業部会、地域人材づくり部会、保健医療福祉部会、子育て教育若者部会と4つの部会をつくりまして、それぞれに所属していただいて、今のワークショップと申します、そういった意見の交換をやりながら、今回の総合計画を策定したというような経過になっておりますし、議員がおっしゃるように、いろんな計画と申しますか、事業の推進の折には、そういったいろんな皆さんの意見をお聞きするというようなことは非常に重要

だと思っていますし、今のを参考にさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今の町長の答弁では、代表が集まってとか、政策審議会、いろんな代表の方々に集ってもらってワークショップをやったという話です。それは代表とか、里山研究所もありますけれども、ああいう偉い方の話を聞くという、そして、町を誰かがつくってくれるという、そういうふうな時代じゃもうないんじゃないかというふうに思うんです。

ですから、もう生きている、住んでいる住民の方がどんな思いで生きて、どんなことをやりたいとか、そういうことの中でみんなで共有しながら町で頑張っていく、そういうことが非常に大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

この問題で、もう一点だけ指摘させてもらいます。町長は、地域と語る会をことし何遍もやりました。もう300人ぐらい町民の方が集まったというお話だったと思います。もうそれは素晴らしいことだと思います。町民の意見を一生懸命しっかりと聞いて町に反映させる、素晴らしいことだと思います。

でも、もう一方、その町民、地域の、区の意見を聞く、それだけで終わったら、区のばらばらの動きが町として統一した力にならないんじゃないかという問題があると思うんですね。そこがちょっと私、危惧しているところです。

例えば、歴史資料館ありますけれども、西川町に歴史関係たくさんあります。歴史文化資料館、本道寺、それから本道寺のあそこの資料センター、たくさん資料があります。それから、岩根沢の出羽三山神社、そういうつないでいく、西川町をつないでいって、西川町としてどういうふうに町としていくのかというところが見えてこなくて、みんなばらばらで頑張っているだけけれども、何かそこに統一したものがないと。

ですから、あれ、本道寺にそんなのあったのとか、ああ、岩根沢ってそうだったんだとか、歴史文化資料館って吉川にあるから吉川の人たちでつくったんだべとか、そういうふうな声も聞こえてくるわけですね。ですから、やっぱりそういういろんな地域の方の頑張っている、それを交流する場所が絶対に必要だというふうに思うわけですね。

観光もよく話が出てくるんですね。私の店に来て、あそこの店は素晴らしいと。そこだけで終わりと。でも、町にはあの旅館もあるよと。あそこすてきだよ、料理おいしいよとか、じゃ、あそこに行ったらとか、そういうつなげていく関係が非常に今から大事になってくると思うわけです。

ですから、そういうことを町民が自覚して、みんなで町をつくっていこうという意識になるためには、どうしてもそういう町全体の、大江町でいうようなみんなで町をつくる交流会のようなものをぜひつくらないと、やはりそういう発想が出てこないんじゃないかと思うわけですね。

歴史でも、西部地区は出羽三山には関心があるけれども、東部地区では安中坊のほうが関心があると。じゃ、そこでお互いに交流し合いながら、ああ、そんなのあるんだ、じゃ、今度行ってみるとか、そういう関係が非常に大事になってくるのではないかと思うわけです。

ですから、町長が一生懸命地域に行って声を聞いている、素晴らしいことです。それに加えて、ぜひ町としてみんなでそうやって交流する場所、意見を言う場所、それをお互いに共有し合いながら、みんなで町をつくっていくんだという意識をつくっていく。ですから、ワークショップをやっているところは何かいいかということ、元気が出てくるというんですね。自分が意見を言った、意見が言えた、それで元気が出てくると、そういうふうな言い方をします。

ですから、ぜひそういうことで、町でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 そういった文化資料館等も含めてであります。まず、西川町の取り組み等も含めて、皆さんに共通理解をいかに持ってもらうかというのが非常に大きなことだと思っております。座談会毎年やっておりますが、これにつきましても毎年、その年にぜひとも町民の皆さんに理解していただきたい、こういったテーマを設けながら、そして、皆さんへの共通理解を求めているということでありまして、今ありましたように、それぞれの連携をどうやるかというようなこともありますので、そういったものについては、さらに今の内部の検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 各市町村で、町民や市民の声をどうやって取り上げていくのかと、そして、元気にしていくのかということが大きな課題になっていまして、いろんな市町村でいろんな発信をして取り組んでいます。ぜひそういうのを学びながら、西川町もやはり月山の懐に隠れないで、ばんばんいろんなものをどんどん入れながら、どんどん前に進めてほしいというふうに強く思います。

最後にです。国民健康保険税の問題です。

国民健康保険税、大変西川町は安い保険税で、大変町民も喜んでいました。ところが、平成24年度から、平成24年度は6万9,526円、平成30年度には8万6,946円ということで、ここ6年ぐらいで1万、2万円近く値上がりしています。これは県の基準に合わせるということで、こういうふうにならざるを得なかった事情もあるかと思いますが、今は基金があります。町の国民健康保険給付の基金があります。1億6,533万2,000円の基金があります。これを取り崩して、町の町民の国民健康保険税の被保険者に還元している市町村が出てきています。

鶴岡では去年度ですか、1万円、市民に国民健康保険税の被保険者に還元したそうです。そういう取り組みが始まっている。うちの町でも、そういう被保険者への負担の軽減を図るために、この基金を利用して、やはり何かする必要はあるんじゃないかというふうに思うわけですけども、町長はいかがでしょう。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、国民健康保険制度と町をめぐる状況について若干ご説明申し上げますが、まず国保の都道府県化、都道府県の単位化について申し上げますが、国民健康保険制度につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するために、法律の施行、法律の改正等も行いまして、平成30年度から都道府県の単位化が実施されたわけであります。

その制度改革の中で国民健康保険税につきましては、政府の納付金算定ガイドラインにおいて、将来的には県統一の保険の数字を目指すと言われてきたこともありまして、座談会などで町民の皆さんに説明をしながら、平成27年度からお金をかけ、県平均保険税額との3万円ほどの差を埋めるために、段階的に保険税を引き上げてきた経緯がありますが、また、課税方式につきましても、今年度からは資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に変更してきたところであります。

西川町国民健康保険基金につきましては、平成30年度から西川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止し、新たに西川町国民健康保険基金条例を設定したところであります。条例では平均年額の3割、保険給付に要した費用の3割に相当する額の積み立てがあったわけでありましたが、これがなくなりまして、積立金の現在高は30年度末で1億6,541万円となっております。処分につきましても、国民健康保険事業納付金に要する費用に不足が生じた場合、保健事業の経費に充てる場合のほか、その他町長が財政上必要と認める場合もということで追加したところであります。

さて、国保税の被保険者の軽減についてであります。ただいま申し上げましたとおり、スタートした国民健康保険制度であります。医療費推計が当初と比較し上ぶれたことに

よりまして、県では財政安定化基金の取り崩しが生じておりまして、再積み立ての拠出金を保険者納付金に加算する事態が生じるなど、現状ではまだ制度が安定していないというようなこともありまして、保険税を据え置いているところであります。

また、納付金算定ガイドラインの県統一の保険料の数字を目指そうとされております点につきましても、平成29年度に策定されました山形県国民健康保険運営方針策定に係る協議の中で明記されておりまして、慎重な意見があったことから、運営方針に明記していないところではありますが、依然として県が想定している論点の中に、保険税水準の統一がありまして、30年度から令和5年度までの運営方針の中間年に当たります2年度、来年度でございますが、見直しの中でも協議されているものと考えております。

以上のようなことを考慮しまして、今後とも情報収集等に努めまして、協議を図り、基金の利活用についても協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） もう時間がありませんので、国民健康保険税に関してはまた改めて、大きな問題ですので、改めて質問させていただきます。

以上で質問を終わります。

古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

菅野 邦比克 議員

古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。よろしくお願いします。

きょうは趣旨にも書いたとおり、ことし7月に行われた議会と町民との対話の中で、ケーシーフレーム株式会社の問題提起が、沼山、海味、睦合地区の3カ所でありました。そのとき出た意見は、議会はもっと現状の報告を受け、町民に報告すべきだと。今後予想される費用については、町民の税金は1円たりとも使ってはいけないという意見もありました。もっと議員は経営について勉強して教えてくれというふうな内容であったことは、語る会の議事録にも載っているとおりでございますので、その辺を踏まえて、私も昔、24年12月の議会はわからないので、一応参考にさせていただいたものは、平成24年12月の定例議会の一般質問

の受け答え、それから平成30年、去年ですね。12月の受け答え。あと、今年度9月の定例議会の質疑というようなものを参考にさせていただいて、あとは法務局、その他の資料をとって、そこをちょっと私なりの疑問点を述べさせていただきたいと思います。

資料については、何回か繰り返し見まして、大体、無償譲渡等に至った経緯については、頭の中ではストーリーとしては大体できてきておりますけれども、その辺の確認の意味で質問させていただきます。

この件については、せっかく町が一生懸命になって誘致を図って、いろんな無償譲渡をしてやったわけですが、残念ながら平成25年12月の議会で決めて、それで25年1月18日に譲渡契約を結んでいるというふうなことなんですけれども、残念ながら5年で事業をやめて、もう経営者もどこに行ったかわからないと、こういうふうなことでもございましたので、なぜこんな早くいなくなるのか。無償譲渡したにもかかわらず、何の挨拶もなく消えちゃったというようなことについては、大変失望しているところでございます。経営とは何ぞやったんだというふうな社長に対する思いは強い。経営ってそんなに甘くはないというふうに私は思っておりますので、この現状を、現在のそのケーシー、今はフレームですが、どうなっているのか、お答えいただきたいというふうに思っています。町長、お願いします。古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ケーシーフレーム株式会社へのご質問であります、初めに、旧西部中学校の体育館の無償譲渡及び土地の無償貸し付けの経過につきまして申し上げます。

平成24年8月に、廃校舎利活用の一般公募を実施いたしましたところ、当時のケーシーチール株式会社から、旧西部中学校の体育館及び土地について応募があったところであります。

応募内容を審査するなどして、平成24年第4回定例会において、鉄骨造り620.81平方メートルの体育館を無償譲渡する議案並びに2筆4,005平方メートルの土地を無償貸し付けする議案を可決いただき、25年1月18日付で建物譲渡契約並びに土地使用貸借契約を締結し、26年5月から、東日本大震災復旧のための災害公営住宅建設に向けて、体育館での事業が本格稼働、さらに6月5日には体育館の所有権の移転登記が完了しています。

その間、平成26年4月25日に同社から資材置き場に係る土地の追加の借り受け申し出があり、審査するなどして、平成26年第2回定例会において、無償貸し付けする事案をご可決いただき、6月9日に土地使用貸借契約を締結しているものであります。なお、土地の補償貸

付期間は令和5年3月31日となっております。

それでは議員の質問の1番目ではありますが、旧西部中学校の体育館の無償譲渡の必要性についてであります。平成24年第4回定例会に無償譲渡の議案を提出いたした際にご説明申し上げましたが、旧西部中学校の廃校舎利用については、町内経済の活性化のために、町内企業の育成並びに町内雇用の確保に重点を置いて、検討した経過があります。また、廃校舎が残存状態のままでは、いずれ町で解体をしなければならず、無償譲渡することで町の経費負担も削減できると判断し、無償譲渡を行ったところであります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今のような回答は、24年12月の議会の報告にも載っておいたのは承知しております。譲渡契約のいく前に、このケーシーフレームの、この前も9月の議会で佐藤光康議員が質問をしておいたんですけれども、この謄本から住宅パネル製造というのは一切わからないのではないかというふうな質問がありました。それを確認しているんですかというふうなことの答弁だったんですけれども、確認していると思うというようなことで、私も謄本をとってきまして確認したところ、何も載っていません。だから、この謄本から住宅用パネルの製造をしているという文言は、どこから理解してよしいのか、お答えいただきたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ただいま菅野議員からは去る9月の第3回定例会の一般質問の中でご質問された議員から、登記簿謄本を配布されまして、その中に今、議員ご質問のような形で、パネル製作という文言がないというようなことで、質問を受けた件とイコールであるというふうに解釈いたしておりますけれども、その際もご答弁申し上げましたけれども、登記簿謄本のほうにいわゆるその法人、会社法人の目的ということで記載になってございまして、その中で冒頭に建築工事全般に係るものを商売としてやっていくんだということで、登記になっているというようなことで、この建築工事全般に係るというようなところで、私どものほうでは理解したというふうにご答弁申し上げましたけれども、そのとおりでございます。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） そういう説明であるのはわかるんですけれども、この謄本から誰が見ても住宅パネル製造だというのはわかりません。重要事項の中に、定款に会社で売り

上げが一番大きいものは何をつくっているのかというものについては、定款に載せて登記します。だと、一発でこの会社は何をつくっているというふうなものわかるわけです。相変わらず載せていないというのは、平成25年10月に重要事項を変更しているんですね、追加で。

これらを多分見ているかどうかちょっとわからないですけども、その中には、その住宅用パネルというのは載せていないので、追加になっているのは貨物利用運送事業、それから倉庫業、農業、農作業の代行請負委託、水耕栽培法による野菜、果物の生産販売、それから人材派遣業、美術品、骨とう品の売買及び輸出入なんていうのは載っているんです。

あくまでも、このパネル製造というのはいないんですよ、施工に全部住宅パネルはここに含まれるというんですけども、いわゆる製造でなくて施工の部分ですので、私が見てもちょっとおかしいのかなと。25年10月4日にその変更登記しているんですけども、ここを見てもちょっとおかしいので、その辺はまだ接触期間がいろいろあったと思いますけれども、理解はしていなかったんですか。端的でいいです。理解していなかったら、していないで結構です。この変更した登記については。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま議員からご質問いただいた件でございますけれども、先ほどご答弁の中で、質問された議員から配付された登記簿の写しということで申し上げましたけれども、そのとき配付されたのがまさしく今、議員ご指摘のとおり、変更になった後の登記簿のコピーというものをこの議場において議員の皆様方全員と、あと、我々職員のほうに配付された上で質問を行われたというふうに理解してございますので、そういった面からいくと、9月定例会の際に頂戴しておるということで、答弁させていただきます。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） それから、この会社は最初は株式会社ですので、多分、多分ですよ。前のほうはわかりませんので。取締役3人、監査役1人の合計4人の役員がいたと思います。人数はそれ以上だと思いますが、株式会社ですから。平成27年5月に、取締役設置会社をやめているんですね、廃止して。社長1人なんです。それから、監査役設置会社もやめて、監査役もいないと、こういう状況で平成27年から来ているんです。

1人役員で何もかにもできるというのは、考えてみると何でも俺の思ったとおりだというふうな感じで、本来的には、会社法が改正になったから違法ではないですけども、ちょっと会社の規模、それから経営から推進するに当たって信頼度ということを見ると、非常に

まずかったのかどうかはちょっとわかりませんが、私はそういうふうに思っていましたので、この後すぐ、ほら、業況がいろいろ変わっていったんでね。去年12月の議員の質問においても、平成25年の譲渡した年から赤字であったというようなことがありますので、途中でこういうふうな、変わったんですよと報告があれば、えっ、何で1人になったんですかという意味では聞けたはずだと思いますけれども、その辺は何もなかったんですよ。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 議員ご指摘のいわゆる会社法とのかかわりでの法人の、いわゆる役員体制のあり方、そして、いわゆるその当時、変更がこの間といいますか、あったという段階での経過等についてでございますけれども、議員もご指摘のとおり、会社法に照らし合わせての方法であれば、当然、私どものほうでそれ以上のことをコメントするということについては、あり得ることはないのかなというふうに考えていますけれども、当時、そういった形でのやりとりがあったかどうかというのは、大変恐縮でございますけれども、承知していないというところが実情でございます。

以上のとおりですので、よろしくご理解ください。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） そういう中で、平成24年の議会に戻るわけですが、町は地方自治法第96条6項に基づいて提案したと。いわゆる自治体、それから公共団体以外についてはこういう提案をして、議会の議決が必要だというようなことで、議会としては自治法の237条の2項の規定に従って議会で議決する。それ以外は、譲渡は認めないよというふうなことで、譲渡先についてはかなりこの条項というのは、選定先を厳しくしているというふうな条項なんですけれども、それをあえて一般の企業に譲渡したというふうな経緯が、今、何で無償であげたんですか、ただであげたんですかというのが、結構私も言われるし、困っている部分も結構あるんですけれども、調べるだけ調べているんですけれども、その中で、譲渡契約について契約書ですか。ちょっと見させてもらっているんですけれども、この中で、ちょっとおかしいなと思うので、ちょっとあれなんですけれども、この物件というのは学校ですから、当然、登記はしていないことはわかります。だけれども、所有権の移転の2条に、譲渡物件の所有権は、この契約の締結と同時に移転するものとするとして書いてあるんですね。登記、移転するというのは、普通は法務局に登記をして、初めて所有権が移転するのは当たり前なことなんですけれども、ここで移転登記をすると書かれているのは、なぜ移転するのか私にはわからない。

その関連して、4条に所有権の移転登記とありますけれども、甲はというか、町はですね。第2条の規定により、建物の所有権を移転した後、建物の所有権をした後ですよ。所有権登記に必要な書類を乙に提出するとあるんですよ。いわゆる当時、ケーススチールに提出する。ケーススチールは、遅滞なく登記手続を行う。でも、書類もなくて何で提出するかもわかりません。この条項というのは実に不思議な、我々仕事をやってきた上では、こんなことはあり得ないはずですので、いわゆる架空のものですよね、登記していないから。それを所有権、口でもう移転したよなんていうのは、あるんですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま議員からいただきました質問の、まず第1点目でございます。

いわゆる第2条の所有権の移転の関係で、所有権はこの契約の締結と同時に移転するものとする、この解釈いかにかというご質問というふうに捉えさせていただきましたが、これにつきまして私どもが考えておりますのは、いわゆる議員からもありましたように、所有権の登記を行って初めて所有権の移転じゃないかと、これは当然おっしゃるとおりだと思います。

しかし、これはあくまでも法的に言うところの第三者に対する対抗要件の一つとして、所有権の登記制度があると。これが登記がなって初めて全く善良なる第三者がごらんになったときに登記簿を見て、これはあつ、西川町が所有している土地だとか、あるいはこれはAさんが所有している建物だ、土地だということで、善良な第三者が登記をごらんになって初めてわかると、これが第三者に対抗する要件としての登記制度が、我が国では確立されているというふうに認識いたしております。

この契約第2条で書いてあるところにつきましては、これはあくまでも西川町長と当時のケーススチールの契約でございますので、西川町とケーススチールの間では、この契約を結んだ段階で、所有権はあなたのほうであるんだよというようなことで、大いに産業振興のために手腕を発揮してほしいという思いを込めての、項の第2条の設定というふうに私どもの方では理解しております。

そういった面での登記の関係と、当事者間での関係の違い、これをこの条文はあらわしているのかなというふうに理解しております。

よろしいですか。

4番(菅野邦比克議員) はい。

佐藤総務課長 あと、もう一つのほうはいいですか。

4番（菅野邦比克議員） はい。

佐藤総務課長 あと、もう一つの書類のやりとりの規定でございますけれども、これにつきましては、登記をかけるために承諾の書類等出てくるはずでございますので、その書類をこの条項では乙が書いているのかなというふうに理解したところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） そういう言い方の解釈だというのはわかりますけれども、通常は移転登記については、いわゆる面積を確定して、構造物を確定して、法務局に届けて所有権移転になるというのは、もう誰が見てもわかるはずなんですけれども、これ、登記した後、町で書類やるよ、登記に必要な書類やるよというのは、ちょっとあり得ないのかなというふうな気がしていましたので、これ、町とケーススチールの間の関係でというふうなことで、ちょっとこの文章はどうなのかなというのは、ちょっと思うんです。だから、こういう書き方でよかったのかどうかというふうなことがあります。

もう一つ、譲渡禁止という項、7条にありますけれども、第三者に移転したり、貸し付けたり、それから担保の供与に供してはならないというふうにありますよね。万が一の場合と、平成24年12月の定例議会で、万が一の場合、万が一の場合どうすんだと、いろんな議員さんから出ておりました。

第三者に登記してはならないというようなことは、結果的に西川町がならないときは、西川町で買い取るよという裏返しの表現もあるような感じするんですけども、それはいかがですか。

通常は四、五年でこんなことは考える必要ないわけですけども、いい会社であればね。5年もたたないうちにいなくなっちゃったということで、第三者に売り渡ししてもだめだとかね。こういうものであれば、町が万が一の場合は買い取るよというふうな裏返しのような気がして、ちょっと不思議な条項だなと。

買い戻し条件ってつく場合はあります。昔の地域振興整備公団、UR都市再生機構でしたか、この場合ですと、5年間の買い戻し条件について登記しています。8割で買い戻しというようなことを、大体そういう相場になっておりますけれども、この場合、全部町、第三者にだめの場合は、じゃ、町で買い戻すような雰囲気になるので、これも公募したときの条件の5つの中の1つに入っておりましたので、ちょっと不思議だなと思ったんですけども、その辺のニュアンス的な考えってありますか、買い戻し。これは第三者に移転してはならな

いというようなものについては、どう考えていたんでしょうね。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの繰り返しにもなろうかと思えますけれども、本事案の本物件につきましては、町内の経済活性化、雇用の拡大、そういったものに資するというようなこととともに、町での将来的な財政負担を軽減したいというようなことで、議会の議員の皆様方のご了解をいただいて無償譲渡したという事案、物件でございます。

したがって、まさしくこの議員ご指摘の条項、第三者に譲渡してはならないというのは、第三者に譲渡ということは、当然私ども町が目的とした使用以外のものに使用される可能性も当然あるわけでございますし、考えようによっては、売った段階での利益というのも生じるわけでございますので、そうしますと、スタートが全然違ってまいりますので、そういった意味合いも含めて、町で無償譲渡した趣旨、これを肝に銘じていただいてという意味合いを含めて、第三者への譲渡というのを、譲渡禁止事項というものをここで記載しているものというふうに理解してございます。

町で買い戻すのかどうかということでございますけれども、これは今、議員のご指摘を拝聴いたしながら、そういった考え方もあるのかなということで、ちょっと感じとらせていただいたところでございます。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） もう一つ、もう二つかな。この契約書について、第10条解除、甲は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは催告をせず、直ちにこの契約を解除することができるというようなことがあります。

しかし、26年5月にこの物件は登記してありますので、行政の民事不介入の原則からいくと、あの建物については何もできないですね、町は。だから、あそこを町で何かするといえ、もう当然立ち退き料を払えと、当然来るわけです。今も倒産したのか、破産したのかは全くわからないので、生きている会社なのかもわかりません。ですので、会社休業していれば、法人、住民税は免除申請はあるはずですが、それも多分来ていないでしょうね。

だから、そういう点では、どう動くかというのはちょっとわからないし、不気味な会社だと思っています。ですから、町でせつせとあそこを買い取って、体育館、校舎を壊して一帯を開発するといっても、当然立ち退き料は普通の金額ではいかない。相当の金額来ますので、

これは覚悟しなくちゃいけないと思います。

万が一、破産が来たと。破産になりましたのでというふうに管財人から連絡通知来れば、あそこの物件でも多分買ってくださいと。ただであげたから、ただでいいんでないかということにはならない。ですから、ただであげても、えらいかかるという結果なんですよ。

そのほかに、立ち退き料を払って今度、体育館を壊して、中の廃棄物も何百万か、1,000万ぐらい多分あると思うので、これは最後の質問もちょっと関連かな。相当費用が、負担が発生するということですので、その辺もちょっとどうなるのか。これは一応譲渡契約について、ちょっと今申し上げている段階ですので、ちょっと頭に入れておいていただければと思います。

もう一つ、この譲渡契約はこれ、登記原因証書になっているんですか。これに基づいて登記原因証書になっているのか、なっていないのか。多分、私から言うと、これでは登記できません。なぜか。面積もはかっていないし、構造物も鉄骨造りだけではだめなんです。いわゆる、1階平屋建ての何とかかんとか、面積何平米というところまできちっと申請上げないと、登記にならない。

しかし、26年5月に小学校は登記になったわけですけども、そんなことは絶対に、26年6月5日かな。面積はここに620.81とあるんだけど、実際は630あるんですね。630.11。測量したと、こういうふうなことで、鉄筋コンクリート造り、亜鉛メッキ、銅板ぶき、平屋建てと、こういうふうな登記になっているわけですよ、詳しく言うと。

だから、これでは登記にならないので、絶対ないと思いますけれども、こういう契約書という、もう一枚あるんですか。正式な契約書、登記するための。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

私どもで承知しているのは、建物の譲渡契約関係については、本契約しか承知していないというようなところでございます。

なお、議員からも今ご指摘ありましたように、登記をかける際には、たとえ設計書、設計図書があろうとも、もう一回現地を測量し直して、詳細図面を添えての申請というふうなことは、私どももお聞きいたしたことがありますので、当時はやはり登記をかけるに際しては、そういった測量もやりながら、相手方のほうで登記をかけられたのかなというふうに、ただいまのご質問を聞きながら感じとったところでございます。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 西部中学校については、ここに速やかに登記と、こうあるんだけど、平成24年10月議会である議員は、いや、これには賛成すると。来年度から税金も固定資産税もいただけるし、というふうな議員からの話もあったわけですけども、登記になっていないので、税金というのは算出できないですよ、当時ね。

これ、速やかに25年1月に譲渡して、1年半も登記にならないという原因は何だったかなという気がする。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 議員からのご質問につきましては、建物の無償譲渡契約の議会承認が、24年の第4回、いわゆるこの時期12月の議会であったと。さらに、法務局のほうに登記を行ったのが、いわゆる26年6月であったというようなことで、この期間、1年半というようなことを、時間がかかり過ぎではないかというご指摘というふうに捉えさせていただきましたけれども、当時の履歴経過と相手方法人の履歴経過を見ますと、相手方のほうでこの間、名称の変更も行っているような形跡もあるようでございます。

そういった形で、当然相手方の考え、考えといいますか、都合もあったと思いますので、そういった事情等も影響しているのかなと思いましたがけれども、この1年半を速やかかどうかというようなところにもなりますけれども、そういった事情があったのかなというふうには、ただいまのご質問を拝聴いたしながら感じたところでございます。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） この1年半ぐらいおくれたということについては、いわゆる町税の固定資産税を賦課するのが早ければ25年度から、ある議員が申し上げていたとおり、課税して税金が入ってくるはずだったんですよ。登記していればですよ。だけれども、登記していないのに課税していませんよね、当然ね。課税していたらおっかないことになる。

だから、課税すべきものが課税していないということがどういう、いわゆる税金の事務的なミスで課税漏れだったというふうになるのか。どうなんですか。その辺は。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ご質問にお答えいたしますけれども、議員おっしゃるとおり、1月1日での課税ということで、私どもも今現在の知識では認識いたしております。

ただ、先ほどのいわゆる1年半の間に、相手方法人の名称変更ということもご答弁申し上

げましたけれども、加えて、先ほど町長が答弁させていただいた中で、いわゆる東日本大震災復旧のための公営住宅の建設、これを本格的に稼働したのが平成26年5月ということで、これのこれまでの状況と、法人の状況等も考慮しながら、この間はいろいろ経過等も、やりとり等もあったのかなというふうに認識いたしておるところでございます。あくまでも、課税は1月1日を基準ということで理解しているところでございます。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） ケーシースチールからフレームに変わったのは、譲渡したのが25年1月18日で、ケーシーフレームに変わったのは25年4月16日なんですよ。だから、3カ月ぐらいで名称を変更しているの、そんなに1年半もかかるはずがないんです。

どっちかが、いわゆる測量をしないでいたのか、それとも、測量して、役場のほうではケーシースチールにやったんだけど、向こうで登記していないんだと。これはどっちかなんですよ。

登記していなければ税金来ないので、ケーシースチールとしては税金を免れたというようなことにもなるし、26年ですからね。1年とその次の半年分は税金免れたと、こういうことになるし、こちらでしなかったのであれば、これは事務的なミスでちょっと大きいかなというふうな気がしておりますので、そんなに平成26年まではまたがったケーシーフレームの名称変更には影響はなかったのではないかというような気がしているんです。どうですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

先ほど追加で答弁申し上げたところもでございますけれども、名称変更だけが全てではないというふうには当然理解してございます。そういった形で、相手方法人の東日本大震災の復旧の公営住宅でございますが、その発注の関係やら、あるいは先ほど来、話出ております建物の測量の関係、さらには西部中学校を相手方に渡すに際して、いわゆる校舎等の切り離し関係の工事等もあったというふうに理解しておりますので、そういったいろいろな要素がその期間にはあったのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） まず、この譲渡契約についてはこれくらいにして、この譲渡契約書は平成24年12月に議会のほうでは出してくれと、締結する前に出してくれという話は再三

あって、結局、出す必要はないと、今まで見せたことがないというふうな答弁をしているわけです。

見せる必要ないというのは、今まで1件もしたことないので、今までの契約でしたことではないので出さないというようなことだったんですけれども、最後に町長の答弁で出しますというようなことで、平成24年12月21日、議会に提示したというふうなことだったんです。

でも、そのときの議員の中にも、当初7,700万で建てて、単純計算で五、六百万の残余の資産があるんでないかと、そういう資産をただでくれてやるんだから譲渡契約書ぐらい見せたらいいんでないかというふうなことで、結果的には譲渡契約書の中身は余りわからず、いわゆる無償譲渡については賛成してくれというようなことだったということで、オール賛成でいったわけですが、余り中身がわかっていなかったのかなというふうな、ずっと流れを見るとそういう気がします。

無償譲渡になった経緯については、私なりにまとめると、先ほど町長も話していたんですけれども、町内の産業の育成を考えると。それから、町内に本社を持ってきたと。10名ぐらいの雇用が確保できるというふうなことがあって無償譲渡、それから有償譲渡、それから有償貸与、無償貸与についても、当時いろいろ議論されていたようです。

今の副町長が一生懸命答弁されていたのはかかわっていますし、結果的に有償譲渡貸与については、手続が非常に難しいと。無償貸与についても、いわゆる資産が町の資産になるので、万が一修理する場合は金がかかると。だから、無償譲渡の場合は、国とか県に届けさえすればいいと、簡単にいくんだということで、無償譲渡に決めたというふうな回答があったわけですが、今でもそれは間違いありません。確認します。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員から、今現在でも間違いなだらうということでご質問のあった件でございますけれども、前提条件といたしまして、議員が今ご発言された内容についての変更があるかどうかという解釈のもとに答弁させていただきますけれども、結論から申し上げます、今現在も無償譲渡のほうにつきましては、これは当然、町の町民の共有財産でございますので、それらを適正な価格でいわゆる貸し付ける、あるいは処分すると、こういった場合によっては一定程度の金額の定めはございますけれども、一般的には町長の執行権の中で行うことができますけれども、無償という形になりますと、当然、適正な価格からは離れるわけでございますので、そういった場合によっては、冒頭から議員ご指摘のとおり、地方自治法の定めに基づ

づきまして、議会の議決を得た上で、町長が執行していかなければいけないと、こういうふうになるものですから、無償譲渡についてはおっしゃるとおり、議会の議決を得て進めると、これは当然、今現在も変わりございません。

あと、議員がおっしゃられた、いわゆる国への届け出等につきましてのご質問のご発言でございますけれども、これにつきましては、旧西部中学校は当然ご案内のとおり、学校施設でございますので、この学校施設という意味合いからいって、国、いわゆる現在の文部科学省のほうに、届け出をしなければいけないということで、文部科学省の、いわゆる全国的に廃校、休校、そしてそれらが問題となって、学校施設の今後のあり方、活用、そういったときの事務手続を定めたというのが、平成10年代にあったやに聞いてございます。

そういったことからいきまして、いわゆるこのような形で無償譲渡した財産につきましては、文部科学大臣宛てに速やかに報告をするようにということで、事務処理要綱が定まっております。これにつきましても、その文部科学省が定めるところに従い、西川町教育委員会としては、速やかに山形県教育委員会を通じて、大臣宛て届け出を行っているというのが経過としてあるはずでございます。今現在もそれらの考え方については変わっていないというふうに私は認識いたしておるところでございます。

なお、学校施設、廃校となった学校施設を、いわゆる有償で処分した場合の関係につきましては、私の記憶からいきますと、全て得た財産については、学校施設の基金として積み立てて、教育上有効な利活用を図るようということで、平成10年代に文部科学省が全国に指針を発出しているというふうに認識いたしておるところでございます。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 無償譲渡については、大体そういうような形で動いてきたわけですが、こういう大事なことですので、議会中に議員のほうに提出いただければ、またいろんな考えがあったのかなというふうに思っております。

時間もなくなるので、次にいきます。

滞納税金と補助金ということですが、滞納税金については前回平成30年12月の定例議会で教えてくださいというふうな質問もあったわけですが、これは法律上教えられないというふうなことで、いつから滞納しているのか、税額は幾らなのかというようなのは教えられないというふうなことですけれども、今も同じですよ、法律ですから。お答えいただければ。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 滞納の金額でございますけれども、ただいま議員のほうからお話ありましたように、平成30年の第4回の定例会において申し上げましたとおり、地方税に関する守秘義務につきましては、地方公務員法第34条及び地方税法第22条に定められておりますところでありまして、その運用に当たりましては、滞納者及び滞納額の一覧であっても、納税者等の利益を保護し、行政の円滑な運営を確保するため、議会の審議の場において開示を求められた場合においても原則開示すべきものではないとされておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） それは前回の資料を見てもそのとおり回答あったんで、額については答えがないだろうなというような予想はしてきておりましたんですけども、先ほど申し上げた、いわゆる25年度、26年度の分の税金が賦課になっていないとすると、その部分は未納には入っていないというふうな解釈でよろしいんですか。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまの滞納額に、課税になっていない場合につきましては、当然滞納には入らないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 本来はもらうべき税金がもらえなかったというようなことについては、当時の議会の提案した議員についても、25年度からもらえるんだろうねという話があったわけですけども、履行されなかったというようなことの結論だと思いますので、今後、本来であれば課税できるものについては、そういうふうなもの、漏れたというようなものはないような形で運用、執行いただければというふうに思っております。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 課税条件につきましては、調べさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 24年10月の定例議会の資料の中に、幾ら評価はあるんだというふうなことがあって、すぐに評価しますという答えがあったんですけど、回答にね。ですから、25

年から課税しても全額がもらえるという、議員が質問しておりましたので、そこをもう一回確認しておいていただければよろしいかと思います。ですから、25年、26年の税収が入っていないことは確かでございますので、もう一回検討していただきたい。

あとは、補助金が幾ら出たのかというふうなことはあるわけですがけれども、前回もそういう質疑があって、27年3月の産業立地促進法ですがけれども、町の。それについて、補助金あるんだかと言ったら、いや、ないと。第1号は吉川の企業だと、こういう話しているんですけども、その前の、町の産業立地促進法の前の規約があったんですけども、改正する前。それには該当していなかったんですか。あの工事、増設した分については、その補助金の対象にはならなかったんですか。

よその市町村だと、増設工事とかで1,000万以上かかった場合は、行政のほうから補助金は対象になるんで、ぜひ申し出てくださいというふうなことがあったわけですがけれども、西川町の場合は、知らぬ存ぜぬで金が出なければいいという考えで、全然そういう折衝はしなかったんでしょうかね。

おくれている税金についてはおくれているんですけども、延滞していれば何も出す必要はないわけですがけれども、そういう対象にならなかったのかどうか、産業振興の上で。だけど、前の資料はもう消えてないんだね。だから、その辺がちょっとわからない部分だったんで、お聞きしたかったんです。

今は産業立地促進法ですがけれども、前は西川町企業誘致条例というのがあったんでね。これには該当しなかったんですか。わからなければ、わからないでもいいですけども。

ここには、いいですか、投下資本額が1,000万以上、だから、あそこの増設工事が1,000万以上であれば該当するわけですよ。だから、それも該当しないようにしていたのか、わからなかったのか、ちょっと私はわかりませんが、今の産業立地促進法については、個人についても10万円とか、そういう規約はあるんでわかるんですけども、前の27年に改正になっていますので、本来的には出るはずのあれがなかったというようなことで理解してよろしいんですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま議員ご質問の中でご指摘の、いわゆる西川町産業立地促進条例、これの以前の条例というようなことに基づいての、投資した分の助成関係でございますけれども、ちょっとこれについては、これの答えということにはならないんですけども、これのかわりに、かわりという言い方もちょっと不適切なんですけれども、別の制度がございます

ので、そちらの制度について飯野町民税務課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくご理解ください。

古澤議長 追加答弁を飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 制度の関係でございますけれども、課税の関係で西川町過疎地域固定資産税課税免除条例というのがございまして、この制度につきましては、過疎地自立促進特別措置法に基づきまして、過疎地域の活性化を図ることを目的としてつくられたものでございます。

この条例につきましては、製造の事業、農林水産物等の販売もしく、旅館業等々の設備を新築し、また増設するものについて、固定資産税の課税免除を行うというものでございます。

この条例に基づきまして、ケーシーフレームにつきましても、要件判定に係る取得価格の合計が2,700万を超えるというようなことで、土地、家屋、償却資産のほうを3年間に限り課税免除を行うという制度で該当しております。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 要は、補助金は行っていないという認識でよろしいですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、私どものほうも補助金はなかったというふうに今現在も理解しておりますのでございます。

なお、ただいま飯野町民税務課長からご説明申し上げた関係の制度適用になりますと、先ほど議員ご指摘の企業誘致の条例に基づいた助成というものはならないということで、条例の中でも明記されておりますので、その点、一点加えさせていただきたいと思います。よろしくご理解ください。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 時間もちょっとなくなってきたので、ちょっと。

古澤議長 あと2分少々でございます。

4番（菅野邦比克議員） 45分まででねえっけか。

古澤議長 違います。40分。

4 番（菅野邦比克議員）　そうですか。

じゃ、今後発生される予想の費用についてということで、先ほどもちょっとダブったわけですけども、立ち退きする場合も相当の金がかかる。破産した場合も買い取り費用、それから壊す費用、それから廃物の投棄料、相当金かかるわけです。

これを、町民の方は全然わからないので、どうなっているんだという質問を私も来られて困っているわけですけども、やっぱり実際はこういうふうにして無償譲渡したわけだけども、今後こういうぐらいは金かかると、これについてはどうするというようなものは、やっぱり町民に知らせないと、いつまでも出ますので、我々としてもはっきりしてもう区切りはつけておいたほうがいいんじゃないかという気がします。なかなか結論まだ出ていないので、破産しているいろいろわからないのでね。

本人にはまだ全然会える機会はないわけでしょう。だから、どうするかはわからないんだけども、建物については、当時24年についてはもし譲渡しなくて解体する場合は過疎債のソフト分を使うんだという答弁があって、この2倍まで使えるよというようなことだったんですけども、考えてみると、そのほうが安上がりだったかなという気がします。

ただ、当時のそういう産業振興という形からいって、そういうなりになったと思うんですけども、もう一つだけちょっと質問したい。利活用の検討委員会って、受けてから2回やったということですけども、そこでは無償という言葉はもう出ていたんですか。無償譲渡するよというようなことは、あれが。

古澤議長　最後の答弁でございます。高橋副町長。

高橋副町長　当時のこの利活用の委員会については、確かに私も入っていたというふうに記憶はしております。この提案を受けまして、その内容を検討して、その当時、委員会の中でもその会社の登記簿、それも見させていただいたというふうに記憶しております。余り定かではないんですけども。その中で、その譲渡についても話あったというふうには記憶しております。

4 番（菅野邦比克議員）　これで終了しますけれども、要は、譲渡の話があったわけですけども、定例議会までは議員の方々が一切何も知らなかったという結論になっているわけですよ。だから、もうちょっと議員の方と前もっているんな情報交換しておいていただければという気がしております。

古澤議長　伊藤議員。

9 番（伊藤哲治議員）　議会運営委員長として、今の町の答弁の中で保留になっている件が

ございますので、議会終了後、議会運営委員会を開催したいと思いますが、許可願います。

古澤議長 はい。終了後、議会運営委員会を開会いたします。

以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでございます。

散会 午後 2時42分

令和元年12月4日

令和元年第4回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月4日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江・康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

昨日の菅野邦比克議員の一般質問につきまして、小川町長より答弁の申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

小川町長 昨日の菅野邦比克議員のケーシーフレーム株式会社への旧西部中学校体育館無償譲渡の検証の一般質問におきまして、次の4点について調査の上、お答えいたしますと申し上げましたので、まず第1点目ではありますが、固定資産税課税と所有権登記の関係、いわゆる固定資産税は所有者課税か、もしくは登記者課税かであります。第2点目につきましては、平成24年12月の第4回定例会において旧西部中学校体育館の無償譲渡議案が可決されてから、26年6月5日に体育館の所有権の移転登記が完了するまでのケーシーフレーム株式会社への固定資産税課税の有無、第3点は、過疎地域の固定資産税課税の免除、さらに第4点目といたしまして、旧西部中学校体育館を無償で譲渡する方針を定めた時期、以上4点ではありますが、第1点から3点までにつきましては飯野町民税務課長、第4点につきましては土田政策推進課長からそれぞれ答弁いたさせますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 追加答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 第1点目の固定資産税と所有権登記の関係についてであります。

地方税法の逐条解説等によれば、固定資産税の納税義務者については、第一義的には固定資産の所有者に課するとされており、所有者とは登記簿等に登記または登録されている者であります。

しかし、あくまでも登記簿上の所有者に課するという建前をとれば、現に存在し、またそれを現に所有している者があっても、これに課税できないと不合理であるため、賦課期日現在、いわゆる毎年1月1日現在において、現に建物などを所有している現実の所有者を納税義務者とするとしております。

第2点目のケーシーフレーム株式会社への固定資産税の課税についてであります。

平成25年1月18日付でケーシーフレーム株式会社と本町との間で建物無償譲渡契約が締結されていることから、同社を現実の所有者として、賦課期日、いわゆる契約締結後初めての賦課期日であります26年1月1日付で賦課し、26年度分から課税いたしております。

第3点目の過疎地域の固定資産税課税の免除についてであります。

ケーシーフレーム株式会社に対し免除しているのは海味地内の本所に係る分であり、旧西部中学校体育館に係る分については免除いたしておりません。

以上であります。

古澤議長 追加答弁を土田政策推進課長。

土田政策推進課長 第4点目の旧西部中学校体育館を無償で譲渡する方針を定めた時期についてであります。

平成24年6月5日の議会全員協議会において、廃校舎等利活用の基本方針について、耐震性のない建物は解体、耐震性のある建物は町の事業に活用、次に地域での活用を優先し、地域でも活用しない場合は一般公募を行い、応募がない場合は解体、さらに、地域、一般公募を問わず、譲渡を優先し、譲渡の場合は原則、建物は現状のまま無償譲渡、土地は無償貸与とし、利活用を終了する場合は、利用者が建物の解体、撤去を行うことと説明いたしております。

このことから、平成25年6月の時点で建物の無償譲渡を決定し、同年8月から一般公募を行ったところであります。

以上であります。

古澤議長 これより本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

大 泉 奈 美 議員

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

〔5番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

5番（大泉奈美議員） おはようございます。5番、大泉奈美です。

朝一番であります、早速質問をさせていただきます。

私は今回、通行不能な大入間川橋の早期着工をということについて質問を行います。

町道月岡・入間線にかかる大入間川橋は、平成25年7月の集中豪雨において、橋脚基礎部の川床流出により橋桁が破損し、通行不能になり4年が経過しています。その間、入間地区を初めとする関係地区の方は大変不便な状況が続いており、町長と語る会、区長会などで通行できるよう要望を続けているところであります。また、平成30年9月の第3回定例会においても一般質問をされておりますし、入間地区では近隣地区の意見や要望を取りまとめ、令和元年10月に町に要望書を提出しました。いまだに実施方針が示されていない現状であることから、次の質問をいたします。

質問の1番です。

大入間川が平成25年7月の豪雨により被災しましたが、激甚災害復旧事業に該当しなかったのはどうしてか改めてお聞きをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの大泉奈美議員の通行不能な大入間川橋の早期着工ということでのご質問ですが、大入間川橋が激甚災害復旧事業に該当しなかったことについてであります、平成25年7月の集中豪雨災害につきましては、建設水道課所管の災害が公共災害42カ所、単独災害41カ所、その他災害として暗渠や側溝への流入、土砂撤去など、近年にない災害でありました。

そのような中、災害の有無については、当初は目視を主体としての変状調査であり、大入間川橋については、橋面の状態の目視による確認では従来と変化は見られない状況でありました。災害の申請時期が被災後20日間と短く、全ての橋梁について橋脚や橋台の洗掘状況を確認することは、人員、時間の関係上、極めて困難でありました。

通行どめにつきましては平成27年7月から行っておりますが、そのとき初めて従来よりも橋面が下がっていることを感じ、橋梁点検車を用い、橋脚の水面付近までおりて、橋脚底板の一部が洗掘されている状況であることを確認し、一般開放には耐えられないと判断して通

行どめとさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 大入間川橋が通行不能になって4年が経過していますが、その間、町としては橋までの町道や橋の点検、パトロールなどは行っていましたでしょうか。

私も現地に行ってきましたが、通行どめの看板は、本当に橋の近くに行かないと、ロープが張られてある状態でありまして、そこから行って、下においてUターンをしなければいけない。逆に川の入間地区のほうであります。松ノ木平、向こう側のほうも同じように看板設置はなく、近くまで行ってからUターンという形になっています。

それで、昨年的一般質問の中でも、看板設置について、現地調査をし、十分な通行どめの周知、予告看板などの設置について検討しますとの回答がありました。

それと、もう1点は、大入間川橋に行く町道についてですが、草が生い茂り、通行するのが大変な状況です。橋が通行どめになっているから草刈りなどの管理がされていないのか、この2点についてお聞きします。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 大泉議員のご質問にお答えいたします。

橋梁につきましては、長寿命化計画ということで、5年ごとの橋脚の点検をしなくてはならないことになっております。平成27年のその点検におきまして、大入間川橋の状況を確認したところ、橋脚の河床の一部が洗掘されているというふうなことで確認したため、その時点で通行どめを行いました。その橋の部分だけを通行どめいたしまして、その前後の月岡・入間線につきましては通行することができますので、その部分については通行どめをしていなくて、橋の部分だけにしております。

そして、2点目にありました草刈りというようなことではありますが、綱場橋側のほうから大入間川橋まで東北電力の電気堰がありますが、その電気堰に沿って町道も走っているわけでありまして、その部分につきましては、その先が橋が通れないというようなこともございまして、草刈りは行わずにおったというふうなことであります。

以上です。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、答弁にありましたが、通行どめにはしているのですが、町道の草刈り等はしなかったということではありますが、やはり入間地区にとっては、畑などありまして、農作物をつくっているわけですね。やはりそこは舗装もできていないので、草が下からも脇

からも生い茂ってくるというような状況にあります。人が住んでいないからといって、そういった管理では、やはり地区の人たちもなかなか不便を感じているところでもありますので、ぜひその点につきましては検討というか対処いただきたい。

これから雪が降りまして、冬の時期になり、もう通行するというのはないというふうには考えますが、来年の春、これから雪が解けて、また畑の時期とかになりましたら、ぜひ、看板設置ですね。そこは町民といいですか、そこが通行どめになっていると知っている方だけではなく、やはり前ここを通ったことがあるなという方は、町内外を問わず、あそこの道を通りますので、ぜひ、町道でもありますので、草刈りなどの管理をお願いしたいと思います。が、ちょっとこの点についてもう一度お願いいたします。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 今ありました草刈りにつきましては、水ヶ瀬ダムの方から入る部分につきましては、草刈りを行って町道を管理しております。畑もあると、その先にはお墓もあるというふうなことで、草刈りのほうはやっておりました。

電気川沿いにつきましては、大変通行に際して少ないというようなこともありまして、そちらの部分につきましては草刈りをせずにおったわけでございます。

可能な限り草刈りのほうはやっているわけでございますけれども、通常の草刈りとしましては水ヶ瀬ダムの方から大入間川橋のほうまでをやっておりました。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 確かに綱場橋から電気川沿いについては、草、舗装になっていないということで通行する方は少ないんですが、やはり軽トラックであそこを通っている、実際、草も刈られていませんが、軽トラックのタイヤの跡とかもありまして、向こうの真っすぐ行けば近いわけですね。上まで上らずに行けるわけですので、ぜひ、来年、雪が解けましたらそういったことも対処していただけたらなというふうに思うところです。

あと、激甚災害事業についてお尋ねをいたしますが、先ほど、申請が20日間という短い期間という答弁がありました。

近年、予測不能な自然災害が全国的に発生しております。本町におきましても例外ではないと思います。ことし、台風19号が接近したときは、各地区に避難所設置ということが町から通達を受けている状況です。

やはりどこの町道にしても、いつ崩れるかわからない。大入間川橋のように、後でわかった、4年も、今、橋が通れないという状態であるのであれば、やはり森林管理とかからも考

えることがあれば、なかなか町民にとっては不便なことになるのかなというふうに思います。今後、細やかな調査が必要かと思われませんが、その点についての考えをお聞きします。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 災害のほうの起きた場合の点検というふうなことでありますが、町道関係、橋梁含めて、災害、大雨があったというような場合とかですが、職員で班を分けまして、全町パトロールというふうなことで行っております。

やはり目視でしか確認というのはなかなか難しいわけでございます。機械を導入して、河床のほうまで潜り込んで、そのときに調査してというようなことは費用もかかりますし、そういうところまでの調査というようなことはなかなかできないわけでありますので、まずは目視で全町を点検して、そこで崩れているとかというようなところにつきましては、後にあります公共災害対応になるものについては公共災害対応、単独でやるものについては町単災害というようなことで対応するというふうなことにしてございます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ちなみに、本町が町で管理する町道の橋梁というのは幾つぐらいありますでしょうか。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 橋梁につきましては、町道につきましては91橋がございます。あと、町に通っている国道、県道につきましては、管理はそれぞれ県・国になるわけでございますが、国道で46橋、県道で38橋、町内合わせて175橋というような状況になってございます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今お聞きしたところ、町道に関しても91橋と。やはり西川町の地形からいえば、川、沢などが多く、橋が多くあり、町の管理は非常に大変かなというふうに思っているところではあります。その先にあるやはり森林管理ですね。区の山、下刈り、今、森林計画もあることでもありますので、ぜひ、大入間川橋も含めた橋梁について、もし災害などが起きた場合、細やかな対応を今後お願いしたいというふうに思います。

続きまして、質問の2番に移りますが、最初に申し上げましたが、平成30年9月の第3回定例会の一般質問で、新たにかかけかえをすれば、その概算費用として、工事費、測量調査費、設計費を合わせて約1億3,000万と見込んでおり、社会資本整備総合交付金を見込んで、優先順位に入れながらと思いますとの町長の回答がありました。その回答を踏まえまして、現在、具体的な進展がありましたらお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、国におかれましては国土強靱化、さらに県においては県土強靱化というよう
なことで、災害に強い国・町をつくと。そして、それにあわせて、災害があった場合は災
害に十分対応できる組織体制も含めて、今、国では災害が一番の大きな課題だと思っていま
すし、人命にかかわる問題であります、そういったことで進めておるといふことでありま
す。

そのようなことで、西川町も災害に強い町をといふことで、国土交通省に対しましても地
すべりやいろいろな面での要望をこれまでも行ってきておりますし、その中でも、今ありま
したように、社会資本整備の予算獲得、こういったものを含めて、仙台の整備局、さらには
国交省にお話を申し上げておりますが、今、議員からありましたように、この社会資本整備
は町が要望しても100%充当になるというような事業ではありませんで、今大体50%ぐら
いかなと思っておりますが、そういった中でそれぞれの事業を精査しながら国のほうで充当して
よこすといふことでありますが、まずこの件に関しましては、入間区のみならず、小山区、
それから月岡町内会ともども、ぜひともあの路線の、要するに入間から月岡までの道路の確
保は非常に重要だといふようなこともあって、災害時にも非常に有効な道路であるといふよ
うなこともお聞きしますし、さらに今回、10月に要望書も出ておりますので、そういったこ
とも踏まえて、今回の予算の中でも十分検討したいと。最初には町債等からであります、
そういった意味で、ぜひとも社会資本整備の中でできるようにやっていきたいといふふう
に思いますので、よろしく願います。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 通行不能になりましてもう4年がたっております。その間、町で今
現在の状況といひますか、地区などに対しましての具体的な説明がなかなかなかったかなと。
つまりは検討しますといふことで今まで4年も過ぎてきたのかな。確かに、あそこの橋をち
よっとかえてリニューアルするといふわけにはいもなく、やはり昨年の答弁のとおり1億
3,000万という多額のお金がかかるわけです。

しかしながら、やはり橋を通れるように、ぜひ、国交省、国などに行きまして、ぜひ早期
着工といふふうを考えているところですが、今後、やはり進捗状況といひますか、一回検討
しますといふお答えをいただきましても、その進捗状況といひのがわからないと、いや、も
う諦めたのかなといひ思いがずっとあったわけなんです。ですので、ぜひ、例えば、すぐ
いひのは皆さんならぬかなといひのはわかりますが、まずはやはり調査費をつけて、現在

こうであります、設計をして次に工事費といった形に、進捗状況をやっぱり区長会なりそういった形でぜひ教えていただきたいなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 事業の進捗状況、要するに採択状況等につきましては、区長さんを通じてこれまでやっておりまして、そしてさらに毎年、区長さん、町内会長のヒアリングを実施しておりますので、特に入間区につきましてはこの点が非常に大きな課題でありまして、その折にも十分と申しますか、お話し合いはやっておるわけでありまして、その中での経過につきましては、それぞれの区の中で区長さんのほうからお伝え願えればと思っておりますが、ぜひともというようなことがあれば、町のほうでの説明等もさせていただくこともできますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、回答の中に、これからも丁寧に説明をしていただくということをしていただきまして、まずはやっぱり早期着工を目指しまして事業を進めていっていただきたいというふうに思います。

質問のまとめになりますが、やはり交通量を問われたら少ないわけですが、森林や町の財産である杉の木、山など、そういった保全や管理、また畑を持ち、農作物をつくっている人が多数おります。加えて、入間区民はもちろん、近隣地区の通行者は、迂回しなければならず、大変不便な状況が続いているわけですので、ぜひ、小山からの禿山林道からの迂回路等にもなっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、入間地区においては、地域づくりの中で、6月に行われますツール・ド・さくらんぼの公式エイドの運営等で入間の関係人口をふやして、地区の活性化に取り組んでおります。近年、自転車の愛好者も増加しておりまして、町道月岡・入間線は絶好のサイクリングコースになることは期待できるというふうに思います。

地域活性化のためにも大入間川橋の早期着工ということで、私、質問をしましたが、町長の最後の回答をいただきまして、質問を終わらせていただきます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 最後にということでありまして、議員からはツール・ド・さくらんぼ等のお話もありまして、そういったものへの活用ということでありまして、特に最近、入間区におかれましては、他の区もそうではありますが、非常に活発な地域づくり活動をなされておりまして、

ツール・ド・さくらんぼ、さらには、そば打ち大会やら、あと運動会、そして区の中での、小さな区であります、スポーツ大会なども非常に活発に最近やられておりまして、目覚ましいと思っておるところであります、そういった中であります、特に今回の大入間川につきましては、さっきありましたようなスポーツ、そういったものへの活用、それからやっぱり一番は災害時の活用だと思っています。

さっき言いましたように、入間から月岡へかけての路線、そして小山の県道が崩落した場合の迂回路、禿山線、これまで何度かありましたので、そういったことも踏まえて、今回の予算の中でも十分な議論をしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

佐藤幸吉議員

古澤議長 続いて、8番、佐藤幸吉議員。

〔8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

8番（佐藤幸吉議員） おはようございます。8番、佐藤幸吉でございます。

私は今回、2つの点から質問を申し上げたいと、こういうふうに思っております。

1つは、カヌー1,000メートルコースを生かしたまちづくりをというようなことで質問をしたいと思います。

1つ目でありまして、全員協議会あるいは定例会などにおきまして、いろいろな角度から補正予算が可決され、カヌーコース1,000メートル競技場の設置が決まりました。現在、着々と建設が進められているわけでありまして、町としてカヌー会場整備とともに得られる相乗的な効果をどのように考えているのか伺いたいと思います。

質問1であります、これまで国体、インターハイ、全国中学校カヌー大会など大きな大会を数多く実施してきましたが、今後の月山湖カヌー競技場を利用することのできる大会をどのように誘致しようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 初めに、カヌースプリント競技場1,000メートルコースの整備につきまして申し上げます、カヌースプリント競技場1,000メートルコースの整備につきましては、ことし

の第3回定例会におきまして、カヌースプリント競技場1,000メートルコースの整備を含む一般会計補正予算案に全議員の賛成を賜りご可決いただいているところであります。

現在、コース整備に関する実施設計を発注し、設計を進めており、年内には設計が完了する予定となっております。また、コースワイヤーを張るための土台となるアンカーの設置工事についても11月中旬から着工しております。年内にはアンカーの設置が完了する見込みとなっており、現時点では当初の予定どおりの事業が進んでいる状況にあります。

カヌースプリント競技場1,000メートルコースの設置目的につきましては、第一義的には、本町及び山形県内の選手育成の強化に資することを目的といたしておりますが、近年のカヌースプリント競技のトレーニング事情は、1,000メートルコースなどで長い距離をこぐことが世界のスタンダードとなっており、1,000メートルコースが月山湖にできることは、本町及び山形県内の中学生から大人世代までの幅広い世代の選手育成に大きな力となると考えております。

そして、スポーツ観光という面で、この1,000メートルコースを生かした大会の誘致や交流機会の創出によりまして、多くの人々が西川町の自然の美しさや恵まれた環境を感じるきっかけとなり、この町に住む誇りの醸成や生きがいづくりを進展させまして、本町の特色であるカヌーによる人づくりを推進しながら、本町の地域活性化につなげてまいりたいと思っております。

議員から3点のご質問ありますが、まず質問の第1点目、月山湖カヌースプリント競技場への大会誘致についてであります。日本カヌー連盟が主催、共催などを行っているカヌースプリント競技の主要大会は、国体やインターハイを含めて10大会ほどあります。このうち1,000メートル競技がある大会は6大会となっております。これらの1,000メートル競技がある大会は、500メートルコースの月山湖カヌースプリント競技には招致することができない状況でありました。今後は、これまで月山湖カヌースプリント競技場で開催してきた全国中学生カヌー大会や全日本ジュニアスプリント選手権はもちろんのこと、1,000メートル競技がある大会の招致も進めてまいりたいと考えております。

中でも、例年の大会開催の時期や月山湖カヌースプリント競技場の環境を考えた場合、全日本学生カヌースプリント選手権大会、いわゆるインカレの招致を検討してまいりたいと考えております。インカレは、選手、大会役員が約500名と国内で最も多くの参加者が見込める大会の一つでありまして、また、インカレは学生カヌー連盟が主管で大会を運営しております。学生カヌー連盟などへ働きかけを行うなど、インカレの招致実現に向け、山形県カ

カヌー協会とも連携しながら招致活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） ただいま町長から答弁をいただきましたように、このカヌー競技は、やはり西川町のお家芸としての競技でありますし、今回の1,000メートルコースの整備に当たっても大変な努力と、それから町民の、あるいは議会の中でもいろいろな意見がありますように、大きな期待がかかっている事業なのではないかと、こんなふうに思っております。

その中で、今、町長からも答弁ありましたが、競技大会の種類など、例えば、国体であるとかインターハイあるいは全国中学校、インカレなどいろいろあると思いますが、それらの種類並びにその誘致の話は進んでいるのかどうか、その辺の状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 ただいま佐藤幸吉議員からご質問がありました、大会招致に関する種類並びに誘致に関する話は進んでいるのかというようなご質問がありました。

まず、大会の種類ですが、カヌースプリント競技に限ってでございますが、こちらのほうで把握している1,000メートルコースに関する選手権大会ということにつきましては、まずはカヌースプリント海外選手権選考会があります。そして、カヌースプリントジュニア・U23、年齢23歳以下の海外選手権大会、そして一番大きい日本選手権大会、カヌースプリントジュニアユース大会など海外に派遣する選考大会や全日本、いわゆる国内のトップを決める大会など、そういった大会が1,000メートル競技を有する大会でなっております。

そのほかスプリント競技以外でも、例えば、カヌーマラソン大会や、最近、競技人口がふえているサップ、いわゆるカヌーのようなもので、立ってオールでかいていくというような競技がありますけれども、そちらのほうも日本カヌー連盟所属で大会が開催されているようでございます。

大会誘致のことですが、来年、インカレのほう、大会のほうに名乗りを上げたいというようには考えておりましたが、まだ西川町月山湖カヌー競技場においては実際に1,000メートルコースが設置されていないということもありまして、来年のインカレについては兵庫県の会場で開催される見込みであるというような情報を得ております。カヌー1,000メートルコース設置になりましたら、町長からの答弁にもありましたように、県カヌー協会とも連携しながら、日本学生連盟のほうに働きかけを行いながら、インカレの招致のほうなどに努めてま

いりたいというように考えておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 現在建設中の競技場でありますので、誘致等々につきましても今後の期待というものが大きいのかなと、こういうふうに思いますし、来年の状況につきましては、今、インカレが兵庫県に決まったということもありまして、その後の大会の誘致に大きく期待を申し上げたいと、こんなふうに思っております。

それから、1,000メートルコースができ上がってくるわけではありますが、中学校あるいはインターハイなど1,000メートルを使わなくてもいい競技があると思います。500メートルあるいは200メートルの競技があるわけではありますが、スタート地点を移動しなければならないというようなこともあります。レーンについては常備設置というようなことにはなっていますが、調整あるいはスタート地点の移動というようなことにつきまして、それらの費用あるいはこれからのランニングコストを考えた場合の取り組みの状況というものをどれほど見ているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

古澤議長 答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 ただいまの佐藤議員のご質問、1,000メートルコースの競技場の中で500メートル、200メートルの競技を行う際の大会に係る費用についてのご質問でございます。

今までご説明してきましたカヌー1,000メートルコースにつきましては、常備設置というようなことを見込んで整備しているところでございますが、スタート位置につきましては、水上のほうにスタートの発停台というようなものがございまして、そちらのほうを水上のほうで移動可能というような状況になっておりますので、大会のほうの期間中に500メートルの位置もしくは200メートルの位置にスタート位置を動かしながら大会を開催できるというように考えております。

このたびの全中カヌー大会においても500メートルでありましたが、平成29年に行った国体の中でも500メートルと200メートルということでありましたが、200メートルにつきましてはスタート位置をずらして実施したということでもあります。

費用につきましては、通常、維持管理をお願いしている費用の中と、これまでインターハイ並びに全中カヌー大会で開催した費用の範囲内で開催できる見込みであるというように認識しておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 1,000メートルが町民の大きな期待の中で設置をされるというよう

なことと、来年はオリンピックの年でありますし、ホストタウンの誘致などもあるようであり、これからの1,000メートルコースが利活用される、そういうものになっていくということで、町の活性化に大きく寄与されるのではないかと、こんなふうに期待を申し上げますし、これらについてぜひ有効な利活用をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

質問の2つ目でありますが、大会を実施するに当たりまして、この1,000メートルコースなり、あるいはカヌーの町を標榜するに当たって、やはり町の活性化につなげる絶好の機会でなかろうかと、こんなふうに思っております。旅館や道の駅、商店あるいは交通機関、あるいはついでに観光などあるわけでありまして、これらの観光との結びつきをどう構築していくのか、この辺についてお尋ねをしたいと思っております。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 初めに、カヌー大会とは直接関係ない話ではありますが、実は、テレビ局のCM大賞が、きのう、おととい発表になりまして、これは大賞が1点、優秀賞が2点、特別賞が5点ということで県内の市町村が参加されてのCM大賞であります。その中で西川町が特別賞のアイデア賞5点の中の1つに入賞しています。その内容がこのカヌーを題材としたCMでありまして、ことし1年間、90回放送なるわけでありまして、ぜひごらんになっていただきたいと思っております。特に今回のこの1,000メートルコースも含めてであります。それに花を添えていただいたなと思っております。非常に感謝したいと思っております。

さて、カヌー大会と町の活性化についてであります。カヌー大会の開催に当たっては、これまで月山湖カヌースプリント競技場で開催してきました全国中学生カヌー大会のノウハウを生かしながら、さらに町内の多くの場所へ経済効果が及ぶ取り組みを進めてまいりたいと考えております。

一番大きく効果が上がる分野としましては、宿泊に関する分野でありまして、1つの大会を開催すると、選手、大会役員で数百人単位の方々が数日間宿泊することとなりますので、町内の宿泊受け入れ客数は1日当たり約1,000人でありまして、大会関係者と町内宿泊施設の紹介、あっせんの取り組みを積極的に展開したいと考えております。

また、大会会場における飲食やお土産品の販売を行う事業所につきましては、西川町商工会を通じて積極的な出店が行われるよう働きかけを強めてまいりたいと考えております。

そして、大会期間中や大会終了後に、月山などの観光スポットや道の駅、各飲食店、小売店など町内事業所への立ち寄りを促すよう、例えば大会会場に観光案内機能を設けるなど、

大会関係者に西川町の情報をお届けできる体制をつくるなど検討を進めてまいります。

また、大会を町全体で盛り上げるような看板の設置につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） このカヌーの町としての一つの観光との結びつきが、一つの方向性として、今、町長のほうから答弁があったというふうに思っております。これまでの経験からして、全中など非常に多くの皆さんが来町されるということもありまして、旅館であるとか近隣の店などの利用状況が非常に高まっているというようなことであろうし、これから看板の設置であるとか、あるいは情報の発信というようなことを通して、さらなる観光に結びつける、そういうところを強化したいと、こういう答弁もありましたので、私からは、実は、湖面利用というようなことについて観光と結びつけることができないのか、しかも西川町は日本一の雪国宣言などもあるようでありますし、またスキーの町でもあるわけでありまして、夏スキー、そして全国のスキー客を呼び込める、そういうところでもあるわけでありまして、夏スキーとやはりカヌーのコラボレーションによる観光客の呼び込みなどが非常に大きな効果をあらわすのではないかと、こんな点からでありますけれども、質問を申し上げたいというふうに思います。

観光立町として、自然を観光資源にしていく町の方針があるわけでありまして、湖面利用の考え方についてお尋ねをしたいと、こういうふうに思います。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 湖面の利用についてでございますが、湖面の利用につきましては、河川法に基づきまして占用の手續というふうなものが必要でございますが、平成23年度におきまして河川法が改正をされまして、都市及び地域の再生などに資するため営業活動を行う事業者などによる湖面を含めた河川敷の占用を可能とするというふうな改正が行われているところであります。この河川法の改正によりまして、原則としては公共性があるものの利用に限定されていたというふうなところでありますけれども、営業活動を行うというふうなこともこの改正によって対応ができるというふうに改正されたものでございます。

この手續におきましては、地域の合意を得た上で、区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定して活用はさせていただくというふうなことであります。ニーズに対応した河川敷の多様な利用が可能というふうな改正となっているところでございます。この手續に当たりましては、原則、地元の自治体が国に対しまして、河川の管理者であります、特にダムの場合

合は直轄管理でございますので、直接、町が利用の要望を提出させていただくというふうな形になっております。そのような経緯を踏まえまして、地元の合意を得て、許可を受けた上で占用を行えば、経済活動の利用も可能となるというふうな制度がございます。

こういったものを、今後、活用も検討を進めていきたいというようなところではいるところではありますが、一方、ダムにおきましては、ダムの水源地域ビジョンというようなことで、ダムを含めました上下流も含めた活用というものを考えておるものがございます。寒河江ダムの水源地域ビジョンというものが平成17年度に国主体で策定された経緯がございます。

その後、活動が停滞しているわけでございますが、このたび新たに、地元の流域、本町のダムに直接かかわる方を中心にして協議会を設置いただいたところでもあります。この協議会の中で、活用についても関係団体から構成されている協議会の中でも検討を進めていただいているというふうなところでもありますので、今後、具体的な対応、活用が図られるように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 追加答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 寒河江ダム湖面の活用関係につきましては、これまでも、30回を迎える月山湖夏まつり、ことし30回目、4,300人ほどのご来場をいただいておりますけれども、あと最近では、寒河江ダムを含む周辺のダムをめぐるインフラツアーというふうな動きも出始めてきておりまして、加えて、ダム女といいまして、ダムが好きな女性の方が現地を訪れてダムカードを集めるというふうな動きも見えてきているというようなことがありまして、そういった流れが寒河江ダムのほうにも向いているというふうな状況の中ではございますけれども、今回、法改正によります寒河江ダム、ダム湖のオープン化につきましては、政策推進等ともども関係者のほうにも説明などもしているところでございますけれども、その中で、大変興味を持たれて、今後において期待をされているというふうな、前向きに真剣にちょっと考えていきたいというような方々も出始めてきておりまして、先日、先行利用されている長井ダムの百秋湖のほうの実践なども視察に行かれたというふうなところも聞いているところであります。

長井ダムのほうでは、ゴムボートを使って湖面を1時間ほど遊覧する取り組みに年間三千数百名の方が訪れているというふうなことも聞きますし、話題の水陸両用バスとか屋台船の運行などもしているところで、経済活動にも寄与しているというふうに聞いているところがありました。

そういった例を参考にしながら、当方の寒河江ダムを見た場合についても、決して引けを

とるような環境ではないというふうに思っておりますので、意欲のある方々と、今後、相談を含めながら、早い段階で具体的に湖面利用がなる形で進めていければなというふうに思っております。ダムオープン化が有効に利用されるような形で町としても進めていきたいというふうに思っております。ただいまいただきましたスキーとカヌーの組み合わせなどについても、工夫の中に、検討の中に入れていけるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） ただいまの回答を見ますと、ダムの利用が大分緩和されておるといふようなことで、湖面の利用が、地元の皆さんの利用が図られるという見通しがついているようでありますので、大きな期待をしてよろしいのではないかとこのように思ひます。

また、ただいま回答ありましたように、オープンカーの設置といふようなこともあるようありますし、また長井ダムの百秋湖では水陸両用バスを走らせているといふようなこともありますし、寒河江ダムでも、それとあわせて噴水なども、112メートルの噴水が上がっているわけありますけれども、「噴水を真下から見る醍醐味遊覧バス」みたいな一つのキャッチフレーズにして、大いに沸かせられる、自然を満喫しながらダムを有効に活用できる、そんな一つの大きな手段になればよろしいのかなと、こんな期待をしているところでござひます。

質問の3つ目に入らせていただきます。

大会を実施するに当たり、町内関係者との打ち合わせ、あるいは協力関係をどのようにつくっていくのかお尋ねをしたいといふように思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3点目になりますが、大会実施の打ち合わせや協力関係の構築についてありますが、カヌー大会の実施に当たりますとは、これまで全国中学生カヌー大会などの場合、山形県カヌー協会、西川町カヌー協会を初め、西村山管内のカヌー部がある高等学校や中学校、体育協会などのカヌー・スポーツ関係者に加えまして、最上川ダム統合管理事務所、自衛隊、消防、東北電力、西川町の商工会、月山朝日観光協会、さらには町内の旅館民宿組合など大会運営に実際かかわっていただく方々から、大会を周辺で支援いただく方々、宿泊関係者など幅広い方々によります実行委員会を組織しまして大会を運営してきたところであります。

加えて、競技運営については、カヌー経験者の方々からもご協力いただき、大会競技役員

などとして競技運営にご協力をいただいております。

これら本町のカヌー大会に携わってこられた方々の長年のノウハウによりまして、月山湖で開催する大会の評価は、会場のよさもさることながら、大会運営においても非常に高い評価を得ているところであります。今後とも、これまでの大会運営、いわゆる西川方式によって、全国の選手、関係者に満足いただけるような協力体制で臨んでまいりたいと思っております。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 今答弁ありましたように、これまでの大会運営、国体以降、非常に多くの大会を誘致しているわけでありますけれども、大会の運営については、今評価いただきましたように、町民の皆さんの協力によって非常に大きな運営方法で運営されているという評価を受けているということで、町民の皆さんの盛り上がりがあるのではないかと、こういうふうに思っております。これからも、この大会を一つの大きな、この1,000メートル競技場を設置するのを機会にしまして、これからもさらなる競技の発展をしていけるように期待を申し上げたいというふうに思っております。

1つ目の案件でありますカヌー1,000メートルコースを生かしたまちづくりをというようになことにつきましては、以上で終わらせていただきたいと、こういうふうに思います。

2つ目の会計年度任用職員制度の導入による臨時職員の雇用実態についてということで質問をしたいと思います。

全協の中でもいろいろ質問なり、あるいは回答なりいただきまして、それなりの説明をしているわけでありますけれども、ここで改めてその内容について質問を申し上げたいというふうに思います。

本町の自治体臨時職員は、安い賃金と不安定な身分のまま、職場の大きな戦力として行政を支えてきているわけであります。2020年、来年の4月1日より会計年度任用職員制度が始まるわけでありますけれども、本町の臨時職員の雇用実態と準備状況についてお尋ねをしたいと思います。

質問の第1点であります。保育所、病院及び課ごとの臨時職員の数を教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 前回の全員協議会でもご説明申し上げましたが、まず初めに会計年度任用職員制度について申し上げますが、地方公務員の臨時・非常勤職員につきましては、平成28年4月

現在の総数が約64万人と増加しておりまして、また、教育、子育てなどさまざまな分野で活用されていることから、地方行政の重要な担い手となっていることを踏まえ、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められておりました。

このような中、政府は平成29年3月、地方公務員について会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するなどした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案を国会へ提出、29年5月に法案が成立し、5月17日に法律が公布されました。法律の施行日につきましては令和2年4月1日とされておりまして、2年度から1会計年度を超えない範囲内でおかれる非常勤の職としての会計年度任用職員制度が始まることとなります。

それでは、1点目の質問であります。西川保育園、町立病院及び課、公署ごとの臨時職員数についてであります。今年度の臨時職員数は、西川保育園16人、町立病院20人、また、課、公所ごとでは、総務課、町民税務課、農業委員会、出納室及び議会事務局各1人、健康福祉課2人、産業振興課4人、建設水道課5人、生涯学習課6人、大井沢支所、大井沢自然博物館、自然と匠の伝承館で8人、学校教育課15人となっております。政策推進課及び商工観光課はゼロで、総数では81人です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 81人の臨時者がいらっしゃるということで、この方が来年からの会計年度任用職員制度の該当になるというふうになるわけですが、これから、募集なり、あるいは採用状況によりましては、これより減る、ふえるというような状況もあるかと思えますし、この今の81名の勤務時間あるいは報酬額、それからこれまでの勤務年数、それから資格の有無などについてお尋ねをしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉議員からただいまございました、町長がご答弁申し上げました総数81人の本年度の臨時職員、いわゆる賃金職員の内訳等々の詳細なお問い合わせについてであります。

一言で申し上げますと、臨時職員の職種については幅広くなっておるのがまず第1点でございます。具体的なものといたしましては、事務補助というものがございます。これにつきましては、1日の勤務時間が7時間を原則といたしてございます。ただ、業務の内容によっては、半日でありましたりとか、そういった形で時間が短縮になっているという場合もございます。これらについては、今年、830円の1時間当たりの単価で雇用契約を締結しておるといってございまして。

あと、そのほかでまいりますと、保育園の保育士もおります。保育士につきましては、議員ご質問されました資格というようなことで、保育士の免許を所有されていることという形で応募、公募を行っておるといようなところがございます。保育士につきましては、勤務年数に応じまして1,000円から1,150円というように1時間当たりの単価を設定しておるといようなことで、これも1日当たりの勤務時間は7時間を基本としておるといところであります。

そのほかといたしましては、町立病院の看護師というものもございます。これにつきましても、経験年数に応じまして1時間当たりの単価、時間給を設定しておりまして、1,300円から1,400円という間での設定という形になってございます。

そのほか、町長のほうでご答弁申し上げましたように81人、かなりの職種に上っておるところでございますけれども、基本的には1日の勤務時間7時間、これを基本としながら、業務の内容、その業務に係る時間等々を勘案しながら、4時間の勤務であったりとか、2時間の勤務であったりとか、そういった形で1日当たりの勤務時間が設定されているといような形の内容になってございます。

また、この会計年度任用職員の制度が導入されまして、令和2年度以降という形に当たりますのは、令和2年度の予算編成の中で、2年度の事務事業の内容と、現課、いわゆる担当する課、公所と十分なる協議を行いながら予算編成を行った上で、2年度の会計年度任用職員の必要な人数等々については協議を進めてまいりたいということで考えておるところであります。

以上です。よろしく申し上げます。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 詳細にわたっての説明をいただきましてありがとうございます。

実は、1つお聞きしたいのは、通算でどのぐらいの年数、長い方でどのぐらいの勤務をされて、こういう身分で仕事されている方がいらっしゃるのか、その辺少し、保育所あたりは多いかと思いますが、事務補助の場合もそういう方はいらっしゃると思いますので、その件が第1点と、それから、これまで町民税務課の中に徴税専門員がいらっしゃったわけですが、昨年か一昨年か賃金の支払いに変わっていると。特別職からそういうふうになったのだというふうに思いますが、今そういう方はいらっしゃらないのかどうかということをお聞きしたいと思っております。それをちょっとつけ加えていただければというふうに思います。それが2点目ですね。

それから、保育所の決算書あるいは予算書を見ますと、通常雇用、それから臨時雇用とい

うふうに分けて予算が組まれております。現在、賃金として予算が組まれているわけであり
ますけれども、例えば、先ほど来話ありました7時間勤務の方、そして4時間勤務の方ある
いは2時間勤務の方もいらっしゃるようでありますので、4時間と2時間がいらっしゃるよ
うではありますが、それが臨時雇用と言われるのか、あるいは通常雇用と言われるのか、その
辺の分け方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上3点のことについて、まず差し当たってお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉議員からありました3点のご質問についてお答えさせていただきます。
す。

まず1点目は、臨時職員、いわゆる現在の賃金職員の継続した勤務年数の関係についてのお
問い合わせというふうに捉えさせていただきまして、具体的に職種の名称が上がりました
事務補助、事務職員については、一人一人の年数というのは今現在ちょっと頭の中にはござ
いませんけれども、5年というスパンで考えた場合ですと、5年以上を越すという職員は皆
無であるというふうに認識いたしております。ご案内のとおり、全ての職、毎年毎年、1年
間の雇用期間ということで公募しまして、募集というような形で毎年に入れかわりは若干ご
ざいますけれども、やはりそれぞれのご自身の事情なり、ご家庭の事情等々、あるいは、何
よりも業務の質、いわゆる雇用する必要性等々もございますので、私どものほうでは事務職
等にあっては長期にわたる職員は現在はいないというふうに認識いたしておるところでござ
います。

2つ目の徴税相談員でございますが、これの関係でございますけれども、これにつきまし
ても、日々の毎日7時間の勤務というようなこともございまして、賃金でお支払いしながら、
今回、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正を今定例会に上程させていただいており
ますけれども、この中でも特別職からは削除して一般職へと移行したいと、会計年度の任用
職員も考慮した中での一般職への正式な移行ということで考えておるところでございます。

3つ目の保育所の、いわゆる議員ご指摘の予算の資料の通常雇用勤務あるいは臨時勤務と
いう形での具体的な勤務時間としては、7時間、4時間、2時間ということでございました
けれども、この7時間を通常雇用ということで、臨時職員、賃金職員の中での7時間の通常
勤務という形であらわしているものと捉えてございます。いわゆる、主に保育士ということ
になるわけでございます。4時間、2時間にあっては、ご案内のとおり、保育園の中に子育て
支援センターも併設してございますので、それに係る業務の臨時職員、あるいは町営バス

を利用しての保育園への通園ということになりますので、そのバスの乗車、保育園への登園の際の乗車指導、そういったものも含めての雇用ということも行っておりますので、それが2時間というふうな形で、通常と臨時の表示についてはそのような形でご理解賜れば幸いです。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） そうしますと、事務補助の説明がありました5年以上の方はいらっしゃるということでありましたが、保育所あるいは保育士あるいは看護師などはもっと長い方がいらっしゃるのではないかとこのように思いますが、その辺の把握はどうでしょうか、それが第1点。

それから、それにつけ加えまして、現在の諸手当、いわゆる期末手当と言われるもの、それから年休の取得関係についてどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤幸吉議員から3つの質問をいただいたというふうに理解しまして、1つ目の具体的に西川保育園の臨時保育士ということと呼ばせていただきますと、それで比較的長いのはどうかというご質問でございますけれども、中には、いわゆる西川保育園として合併する前から臨時職員、賃金職員としてご勤務いただいている職員もいるというふうなことで、20年を越す方もいるというのが現状でございます。

2つ目の臨時職員、賃金職員に対する手当の関係でございますけれども、現在、手当につきましては、先ほど来申し上げております1時間当たりのいわゆる賃金のほかに、通勤手当、正職員、正規の常勤職員、私どもに準じた形で通勤手当を支給いたしておるほか、夏と冬、8月と12月に手当というようなことで、年間合わせまして17日分の手当を支給しておるとというのが手当の実態、実情でございます。

3つ目の年次有給休暇の取得ということになりますけれども、議員ご案内のとおり、年次有給休暇の付与につきましては、労働基準法、いわゆる労基法の定めに基づきまして、労基法はご案内のとおり最低を基準とする法律でございますので、それを上回るという内容にはなりませんけれども、年間10日間の年次有給休暇を付与いたしておるところでございます。臨時職員、賃金職員には、夏季休暇あるいは忌引休暇、そういったものが今の段階ではないという状況でございますので、年次有給休暇の取得につきましては、ほとんどの方は年間、計画的に取得されまして、10日間の与えられた日数を取得されているものというふうに理解し

ておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

古澤議長 追加答弁で、看護師の5年以上の長期の方がいるかいないかと。

松田病院事務長。

松田病院事務長 病院の看護師につきましては、5年以上の方はいらっしゃいます。ですが、6年とかくらいの年限の方だと思っております。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 現在のいわゆる臨時職員と言われる方の状況というものを、前回の全協等含めまして、おおよそ内容がつかめたわけでありませけれども、質問3に入るわけですが、国は、自治体の臨時職員の身分と処遇改善を図るため、会計年度任用職員制度を設け、任用要件を厳格化し、期末手当の支給を可能としているわけですが、本町の制度発足に向けた取り組み状況、関係者との話し合い、条例、規則、財政負担など準備状況についてお尋ねをしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3点目ではありますが、会計年度の任用職員制度に向けた取り組み状況ということではありますが、会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けましては、これまで庁議あるいは2年度の予算編成会議などの庁内の会議におきまして、さらには現在進めております令和2年度の予算編成作業におきまして、課、公所の情報共有に努めますとともに、職員労働組合への情報提供を行ってまいりました。

条例及び規則等の法令の整備につきましては、今定例会に西川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を提出いたしております。そしてまた同時に、規則の整備を行っているところであります。

財政負担につきましては、議員ご指摘のとおり、会計年度任用職員制度導入目的の一つには、臨時職員の処遇改善、いわゆる働き方改革があると捉えておりまして、ほとんどの職種で1時間当たりの賃金が大幅に引き上げとなりまして、また期末手当を支給することとなるため、財政負担は増加すると考えております。

今後の準備につきましては、条例成立後に、年明けに現在の臨時職員の方に制度改正を説明しながら、その後、予算編成状況等を勘案しながら令和2年度の採用職種及び採用人数等を決定した上で、町お知らせ版等で公募してまいりたいと考えておりますので、よろしくお

願います。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 質問の中に、条例の制定などについての質問を申し上げたわけでありまして、この一般質問の提出の後に条例案が出ましたので、こういう質問をしたところでもありますので、その時間的な入れ違いなどについてはご了解を得たいと、こんなふうに思っております。

さて、パートタイムとフルタイムの会計年度の職員人数であります。これまでの説明の中ではフルタイムで働かれる予定の方はいらっしゃらないのではないかというふうに思いますが、これらについても、今、町長の答弁のように、パートタイムの方の人数、81名から増員なるのか、あるいは合理的に減らしていくのかというようなことも含めて計画がされるのだというふうに思いますので、この点については、それぞれの課あるいは事業所ごとにこれまでの状況から予算だけが先行されて、働く場所の負担にならないようにぜひ考慮をいただきたいと、こんなふうに思うところでございます。

それから、募集の方法についてお尋ねをしたいというふうに思います。

ハローワークなどによって公募がされると思いますし、また今答弁ありましたように、お知らせ版などでの周知、公募というふうなことになるかと思いますが、これらについてどんな方法で、ハローワークの利用などについて主にどういうふうにされるのか、具体的に、町外からの応募などもそうなるかとあるのではないかとというふうに予想されますし、それらの調整等はどういうふうにされるのか1つ目お尋ねしたいということと、考え方として、現在の臨時雇用者を優先して雇用するというようなことを意識すべきだと思いますが、それが第2点で回答いただければというふうに思います。

それから、関係者との話し合いと申しますのは、やはり職員組合など、それらそれぞれの雇用者、あるいは臨時職員も含めての雇用の待遇改善ということもありますし、そういう状況について、町の組合などについてどういうふうの説明されているのか、その辺について質問したいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤幸吉議員から3点のご質問がありました。

まず、第1点目のいわゆる会計年度任用職員を公募するに際してについてでございます。

とりわけ、ハローワーク、職業安定所との関係になろうかと思っておりますけれども、当然、町長ご答弁申し上げましたように、町のお知らせ版、あるいは当然、町のお知らせ版がホーム

ページのほうにも登載なりますので、そういった形も含めてハローワークでの関係ということになるわけですが、ハローワークにつきましても、ハローワークの当然書式等もあるかと思えます。その辺あたりも十分検討するとともに、採用に当たってのいわゆる報酬等の金額あるいは勤務時間、あるいは年間のいわゆる手当等の関係、そういったものも明記していかなければいけないということになるかと思いますので、ハローワーク等の書式等に従って整理をした上で、いずれのお知らせ等々でもご案内申し上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

2つ目の現在の職員を優先すべきではないかという形のお尋ねでございますけれども、これにつきましては、これから予算の編成作業等でも十分協議しながら、内部のほうでも十分に検討を重ねてまいるべき事項というふうに考えておるところでございます。

第3点目の関係者への周知、とりわけ、現在、臨時職員、賃金職員としてお勤めいただいている方、あるいは職員労働組合等々にの関係でございます。

当然、大きく制度が変わるといようなことで、いろいろな見方、考え方はあろうかと思えますけれども、議員からただいまご指摘もなられましたように、働き方の改革で、いわゆるお勤めになれる方にはプラスになるのではないかというような考えからいきますと、いわゆる俗に言うところの改悪ではないというようなこともございますが、制度が変わることについては当然、何でもそうですけれども、関係する方へのまっすぐなところをお話し申し上げまして情報提供いたしまして、ご理解をいただきながら物事を進めていくということが肝要かと存じておりますので、先ほど町長もご答弁申し上げましたとおり、年明けに現在のお勤めになっていただいている職員の方や、さらには職員労働組合にも話はしてございますけれども、そういった関係のほうも最後の調整等を行いながら、採用の職種、人数等を決定いたしまして、公募の段階に入ってまいりたいというふうに事務方では考えておるところでございます。よろしくご理解ください。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。あと1分ほどでございます。

8番（佐藤幸吉議員） 1分ほどでいただけるかなというふうに思いますが、実は、パートタイムで働いていらっしゃる保育所の方、朝何時から始まって7時間勤務、あるいは朝何時から始まって2時間勤務あるいは4時間勤務というような一つの線表があるかと思えますが、その線表のつくり方について、臨時者と常勤者が混在しているのかどうか、それだけお尋ねしたいと思えます。線表の中身については結構でございます。

古澤議長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 保育園での早朝保育の場合、7時半から保育は始めております。その時点では保育士2名体制、正職員1名、臨時の職員1名が基本の体制となっております。

以上でございます。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。最後でございます。

8番（佐藤幸吉議員） 臨時職員者が81名という非常に多くの方、そして長年勤められている方がいらっしゃるわけでありますので、これまでの大きな成果あるいはその恩恵を今後とも受けることができますように、ぜひ待遇改善、今回を機会にさらなる町の一つの大きな力になりますようにご期待申し上げたいと、こんなふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

古澤議長 ここで休憩をします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤耕二議員

古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

7番（佐藤耕二議員） 7番、佐藤耕二です。

私は今回も雪対策について質問しますが、雪対策関連の一般質問は今回で5回目になります。今回の住民意識調査の中でも最も重要な問題であるというふうに捉えておりますし、また人口減少に直結しているのではないかとこのように考えられます。

当町では、第6次西川町総合計画の後期計画を策定してから9カ月がたちます。後期計画では、定住人口維持確保を最重要目標とし、生活環境対策などを主要施策として、新たな雪

対策など5つの重点事業推進プロジェクトに取り組んでいます。豪雪地の当町では雪対策は大事な施策ですので、次の質問をしたいと思います。

最初の質問です。

新たな雪対策とは具体的にどのような対策ですかという質問ですけれども、昨日、荒木議員の質問と同じになるかと思えますけれども、再度答弁をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 新たな雪対策とのことでありまして、佐藤議員からのご質問にお答えいたしますが、これまでの雪対策につきましては、さきの荒木俊夫議員のご質問でもお答えいたしておりますが、通勤、通学の対応を踏まえた早朝除雪、高齢者世帯等に配慮した除雪、融雪溝の整備のほか、高齢者や障害者の方の世帯に対する除雪費補助、地域除雪ボランティアへの保険や除雪機械、燃料費の補助、融雪遅延対策事業補助金や住宅建築支援事業補助金などの対応も行ってきているところであります。

しかし、平成30年度に実施いたしました町民意識調査の結果も踏まえ、改めて申し上げますが、まずは有効性もあり要望もある融雪溝については、今後とも計画的な整備を進めることといたしておりますが、既存の制度の周知と活用の徹底を図ることがまず重要であると考えております。

また、新たな雪対策の検討につきましては、先月、町内各地区で開催しました地域福祉座談会での各地区での雪に対する現状と課題やニーズなど、さらには、これまでの対応も踏まえ、町道等の除雪の対応、今後の町民の雪下ろしや除雪の支援のあり方と内容、雪に親しむ体験学習、雪を生かしたスノーシューなどの体験観光、農産加工品への活用などにつきまして、克雪のみならず、利雪、親雪の観点からも検討を進めているところであります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、町長からご答弁いただきましたけれども、ことし3月の町長の施政方針でも、雪対策は最重要課題であるというふうに施政方針で述べていらっしゃいます。

その中で、やはり今お聞きしたのは、具体的に言いますと、例えば融雪溝、上間沢では非常に進んでいるというふうに確認もしておりますし、あるいは来年度まででしょうかね、進んでいるというふうにありますけれども、それは雪対策というのは、新たな雪対策ということとは、すなわち、融雪溝は前からあって、新しく施行したという形になるかと思えますけ

れども、新たな雪対策というのは何をイメージしたのかなと。先ほど言いましたように、町長の施政方針にもあるということは、どういう方針で進めていきたいのかなというのが余り見えていないなというふうに思いますので、その辺、町長いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、雪対策につきましては、要するに高齢者対策、あとは町道の除排雪、こういったものを含めて、ある程度事業等につきまして進めておりますが、それをいかに充実するかも一つの新たな雪対策だと考えております。

そういった意味で、これまでも除雪機の増車も含めてこれまでやってきておりますし、特に、あとは今一番問題な、先ほどありました融雪溝もそうですが、高齢者にとってはボランティアの協力依頼、こういったもので非常に賃金に差があるというようなこともありますので、そういったものを含めて今年度で是正したいというふうに考えておりますので、その辺はよろしくお願いします。

ただ、あとは、要はこの雪につきましては、若い方にとっては、住宅につきましては雪に強い対応をやっておりまして、特にアパート形式のものにつきましては、除雪は町でやるというようなことになりますので、そういった意味では、住むには快適までとは言えませんが、ある程度の対応はしていると思っておりますが、やはり一番は高齢者対策でありますので、その高齢者対策につきまして今回の地域福祉座談会の内容なども踏まえて今回の予算の中でやっていきたいと。

特に私が感じているのは、さっき言いましたように、雪下ろし等々の賃金の格差、こういったものをどういうふうにするか。お話を聞きますと、やはり一番は、頼んでもどこまで頼めばいいかと、あと地域によっては、ただでもいいからしてけると言われる方もおりますが、ただぐらい大変なのはないというような、そういった声も聞きます。ですから、そのボランティア、要するに地域での除雪体制のあり方、これはそれぞれの地域の地域福祉活動、地域のコミュニティーの中での話でありますので、そういったものを含めて整備をしないと、ただ町でやるだけではこれは進まないと思っておりますので、ですから、これからはコミュニティーの地域の中での協力、そういったものを含めて皆さんに理解してもらいたいと。

特に、これまでいるんな雪の補助金やら助成や支援やっておりますが、こういったものにつきましては、なかなか町民の皆さんが理解しない部分もあるということで、特に、民生委員の皆さんにお願いして、それぞれ個別に訪問していただいて、周知徹底をやっておるわけですが、そういったものを含めて今後やっていきたいと。

ですから、必ずしも雪対策は金をかけて、ハード面だけでなく、そういった身近な支援体制、こういったものは非常にこれから重要なものになるというふうに感じておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、町長からお話あったとおりだと思います。私も、新たな雪対策ということで、各市町村いろいろ確認してありましたけれども、やはり今、町でやっているほかに何かあるかという、そんなにはない、似たり寄ったりかなというふうに思います。やはり私も、今、町長からおっしゃったとおり、新たな雪対策ということも大事なんだろうけれども、やはり今までの雪対策を検証してみて、どこに問題があるのか、どういうふうなニーズがあるのか、要望があるのか、やはりそれをきちんと把握することが大事だなというふうに思います。

今回はそういうことも踏まえまして、ちょっと一つ一つじゃないですけども、若干その辺を振り返って、町の雪対策を検証してみたいというふうに思います。

まず、もう一つは、先ほど町長のほうから、前回の荒木議員のときもそうでしたけれども、福祉座談会で区長、町内会長あるいは民生委員の方の意見を聞いているというようなお話がありました。これは11月に行われるわけですけども、これは毎年行われているわけですよね。ことし初めてなわけではないんで、つまり去年の11月に行われた座談会での内容がことし反映されているかどうかというような問題が大きいのではないかなと思います。11月になって、ことしじゃどうしようかというんでは、それはやはり遅い。そういうふうな検討が果たしてされているかどうか。毎年行われている座談会ですので、その辺を町はどういうふうに去年の座談会を生かしてきたのか、また問題点をどういうふうに整理しているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

古澤議長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 地域福祉座談会での雪対策に関連してのその後の対応ということでございます。

例年、地域福祉推進座談会につきましては、町の社会福祉協議会が主催となりまして、社会福祉協議会の事業報告、それから地域での支え合いの関係にプラスしまして、健康福祉課のほうから事業内容の説明とともに、高齢者世帯等除雪支援事業、補助事業等につきましては今年度の考え方、それから地域の中での雪対策の中でお困りになっていること等についてご意見をいただきながら進めてまいっておるところでございます。今年度も11月18日から町

内12会場におきましてお話を聞きさせていただいております。

ご質問の昨年度までの座談会でありました内容について、どのように反映されているかということでございます。

昨年度につきましては、補助事業の内容等につきまして、単価の改正というふうな部分で反映をさせていただいたところでございます。また、その地区地区に応じまして、当然、間口除雪の関係ですとか、隣近所でのお困り事等々などもお聞かせいただきながら進めているということでございますが、昨年度におきましては、単価の改正等について行わせていただいているという状況でございます。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今回の質問は持ち時間が1時間ですけれども、12時までに終わらせたいと思いますので、簡潔にお願いしたいというふうに思います。

福祉座談会で毎年行われているのが、昨年はそういうことでお話したというような今の話だけであって、いろんな要望があったと思いますけれども、その要望はどういうふうに町は取り上げたのかというような質問をしたつもりだったんですけども、その中で、間口除雪ということは、私、2014年3月の定例議会で一般質問をしました。すなわち、基本的には、公道を除雪したときに玄関先に雪の塊を置かないような除雪をできないかと、優しい除雪ができないかというようなことで質問しました。その後も何回かこの件については取り上げてまして、町のほうでは大分よくなってきているというお話です。

私、町民の方にいろいろ聞いてみました、各地域。やはり非常に好感を持って捉えられております。非常によくなったという話が聞こえてきます。これは非常にありがたいことだというふうに思いますし、また間口除雪の場合は、ただ、オペレーター等がかわったときが、その辺が徹底されていないのではないかというお話もありました。ですから、その辺がどういふふうな業者に対しての話をしているのか、除雪会議で行っているという話をしておりますけれども、除雪会議では、じゃどういふふうにして、どこまでやるのかというような話が具体的にされているのかどうか、ちょっと1点お聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 間口除雪の関係でございますが、オペレーターがかわったときにつきましては、かわったときには前のオペレーターと一緒にその場所を確認しまして、冬場に備えているわけでございます。

除雪につきましては、やはりドーザーでの機械除雪になるわけでございますので、ドーザーは寄せ雪処理が基本になってきます。雪をなるべく抱え込んでいるわけでございますけれども、基本的には、雪は横にこぼれていくわけでありまして、それをなるべくこぼれないようにということで、特に高齢者の世帯につきましてはそこを注意するというふうなことで直接オペレーターの方をお願いしまして、やっつけていただいているところであります。

あと、除雪について何か要望とか問題があったときには、地区を通じていただいて、またオペレーターのほうに伝えまして、反映しているところでございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 先ほど言いましたように、非常に住民の方は喜んでおりますので、引き続きお願いしたいなというふうに思います。やはり一部ばかりじゃなくて、地域全体が、町内全体が、やはりみんながよかったなと思えるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、融雪遅延対策補助金なんですけれども、これは雪対策という大きい意味でちょっと質問させていただきたいと思うんですけれども、これは皆さんご承知のとおり条件が、昨年、補助金の交付事業費が、過去10年間の平均よりも多かった場合、あるいは豪雪対策本部ができたときしかこの補助金が出なかったわけなんですけれども、昨年度からはそうでなくても10分の2、大井沢にとっては10分の3が出るというふうなお話でした。

これも、私も2018年にこの話を取り上げまして、その中で協議させてもらって、町からは十分考えてみるというふうな返答をいただいた記憶がございます。そういうことになったと思いますけれども、ただ、豪雪になった場合は、やはり相変わらずその地域の持ち出しが非常に大きいということには変わらないわけです。その辺の対策はまだとられていないと思いますけれども、ただ、一步前進したなというふうには思っております。

ただ、ある地区からはこういうことも話がありました。例えば、雪が少ない少雪の場合に、当然この事業費、補助事業を使わないということもあり得るわけです。例えば、この融雪遅延をやる場合に、仮に3万円しかかからないといった場合に、10分の2ですから6,000円しかもらえないとなれば、手続上面倒なので、もうしないというふうな地区も実はありました。そういう現実もあるわけですね。その辺を町は今後どういうふうにつけていくのかなと。その辺は多分ご承知だと思いますので、町長の見解をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この融雪遅延対策を始めまして十四、五年になろうかと思いますが、以前は全て町民の皆さんのご協力によって、ご理解を得て、排雪と申しますか、除雪をやっておったわけでありまして、それ以来、どうしてもやっぱり田んぼ、畑の作付に影響するというようなこともあって、町のほうで2分の1を支援しますというようなことでやってきておりまして、ただ、きのうも申し上げたんですが、融雪遅延対策につきましては旧年度の予算の範囲内でやるということで、3月31日の現在と申しますか、そういったものを踏まえてやらざるを得ない。でなくて、今、雪の処理につきましては4月に入ってなされる。要するに、西川町、随分広いものですから、必ずしも3月中、4月中というようなことでなくて、長い時間にわたってやられるわけでありまして、そういった意味で、新年度の予算の中での執行というようなことに変えたわけでありまして。

特に、そしてさらに、できれば雪の少ない時期に、余り3月末で雪の多いときでなくて、経費のかからない、そういった配慮もしてほしいというようなこともあって、できる限り雪の少なくなって、どうしてもせざるを得ない、そういったときにしてほしいなどということも区長さんをお願いしていますが、ただ、今回、10分の2、10分の3というようなことで、雪の少なかったこともあってですが、やってみましたところ、雪が少なくなり過ぎると畦畔が機械のキャタピラーで壊れるというようなことがあったわけでありまして。これまでは、先ほど言いましたように、区長さんの判断で、ある程度雪の多くて、そういった畦畔を壊さない程度の時期にやっておったやつが、なるべく少ない時期というようなことを申しましたら、そういったことをやったら、やっぱり畦畔が崩れるということでありまして、これらも含めて今年度検討すべきだなと思っています。

ですから、きのうは荒木議員からは、町道は全て町が責任を持つべきだというふうな、そういったご意見もありましたのですが、そういうのも含めて検討したいと、今回の予算の中で検討したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 融雪遅延対策事業は、これはやはり各地区から行って、その結果としてその補助金が出るというような仕組みだと思いますけれども、今回ずっといろんなところを見て歩いてみますと、こんな意見もありました。

雪が少なくて、除雪をしてくれないというところがありました。でも、これは雪が消えたからこれは問題ありませんけれども、次の、今度、石が畑等に落ちていて、非常に誰も拾ってくれないだけけれどもという話も随分ありました。そういうのは、やっぱり多分、町から

言わせると、各地区で対応してくれというふうな話になるかと思いますが、その辺がそれぞれの雪対策会議とか区長会等でどうも徹底されていないのではないかなと思うんです。だから、そういうことも含めてやはり言うておかないと、区長さんも町内会長さんも対応できないというか、そこまで気が回らないといいますが、そういうこともあり得る。でも、住民の方からはそういう意見もあるというようなことなんですけれども、その辺いろいろ含めて対応していただきたいなと思いますけれども、ちょっとその件に関してはどうでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 以前の道路、要するに未舗装の道路の場合ですと、砂利が入るといような、石が入るといふうなことで、それぞれ町内会、区で対応して下さった地域もありますが、今、町道はほとんど舗装でありますので、そういった対応をしているというのは、ちょっと話はきょう初めて聞きましたので、その辺の実態を区長さんからお聞きしまして、調整したいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） そういうところもあるということで、その辺は後で建設水道課ともいろいろ話しながら進めていきたいなと思います。

いろんな地区があるんだなと、いろんなところがあるんだなというふうな気もいたします。雪の置き場所も、やはり毎年だから、全然断りないんだよなんていうところもありましたけれども、そんなことを含めまして、やはりきめ細やかなことが必要なのではないかなというふうには思います。

次の質問の2番目ですけれども、西川町の除雪基本計画があるわけです。その中での除雪作業の出動基準というのが定められております。これによりますと、新雪深が10センチ以上の場合、または気象状況から10センチ以上になると判断される場合及び雪崩等で交通不能になった場合に出動すると規定しております。

早朝除雪は今までどおりのことで、これは十分わかるんですけれども、夕方の帰宅時間に10センチにもう達しているとき、あるいは達しようとしているとき、なかなか帰宅時間に車の運転が大変だというような声も大分あるわけですが、その辺を含めまして、ちょっと町の対応をきちんと、いや、実は前回、雪対策会議で私、同じような質問をしました。質問をしましたけれども、明確な回答はなかったものですから、改めて確認したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 夕方の帰宅時間に合わせた除雪体制についてであります。今、議員おっしゃったように、去る11月14日、降雪前に町道を初め国道や県道の円滑な除雪など雪対策につきまして協議するため、国道を管理しております寒河江国道維持出張所、県道を管理している村山総合支庁西村山地域振興局などからも出席いただきまして、雪対策会議を開いたところがあります。

協議では、今、議員からありましたように、議員からの区長としてのご発言であったわけですが、職場から帰宅するときに道路の積雪量が多く通行が難儀なことがありまして、朝の除雪はもちろん、夕方の帰宅時間を考慮した除雪も行ってほしいとの意見が出されておりますので、これに関しましては、それぞれ県・国とも積雪の状況を見てというような判断でありますので、その辺は状況を見ながら対応したいと、町のほうで要請するなり、そういったものをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、町長の答弁の中で、状況を見て判断していくというお話がありました。実は道路除雪計画書というのがあるんですね。この計画書を見ますと、ここに、作業時間は原則、午前3時より作業を開始し、おおむね午前8時まで早朝除雪を完了するというところで、早朝除雪のことしか書いていないんです。今のお話のようなことはこの計画書には何も載っていないわけで、状況を見て判断するということは、誰がこれ判断するのか、それぞれ各地区によって違うと思いますけれども、町のほうで判断していくのか、それとか地元なのか、それとも業者なのか、誰が判断してこれを行っていくということなんでしょうか。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 除雪の指示につきましては、町道につきましては町のほうになりますので、建設水道課のほうから各委託業者さんのほうに伝えて、除雪に出ていただくというようなことになります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 建設水道課で判断して各業者にというような今のお話でしたけれども、これは実際可能なんでしょうか。先ほど言いましたように、場所によって大分違うと思いますよね。例えば、大井沢ばかりじゃなくて、小山地区とか、岩根沢とか、あるいは吉川でもそうだと思います。全然状況が違うと思います。それぞれの積雪を見て建設水道課が判断していくというのは、これは常識的に考えて非常に厳しいのではないかなと思いますけれ

ども、その判断でよろしいのでしょうか、再度ちょっとお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 積雪の状況につきましては、各区長さんのほうからも連絡いただくようなことにもなっておりますので、そういった連絡を受けたときとか、断続的に降って、雪の状況がこれからも積もって、降り続けるというようなときとか、また、そういった状況で路面の圧雪したものが天気がよくなれば解けて、通行がかなりでこぼこ道になって通行しづらいというようなときもございますので、そういったときに町のほうから業者さんのほうに言って、除雪をしてもらうというような体制でやっております。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今お聞きしているのは、夕方の帰宅時間等のことでお話を聞いているわけですがけれども、今のお話の中で、区長から連絡を受けてというようなお話ありましたけれども、正直言って、私、初めて今お聞きしたことなんですけれども、やはりこれは区長から連絡受けたら判断していくということなんですか。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 区長さんから連絡を受けた場合も、必ず受けてからということではなくて、町のほうでもパトロールしますので、区長さんから連絡を受けて判断する場合もございますし、町のほうで見て、建設水道課のほうで見て判断するときもありますということの回答でした。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） まず、今のお話の中で、結論じゃないんでしょうけれども、話をすれば、夕方の帰宅時間も該当するものがあれば除雪をすることによってよろしいのかどうかと、それから、その判断はあくまでも建設水道課、パトロールなんかもしていますよと、区長から連絡あったときもするというようなことで、これ業者の判断というのは入っていないんでしょうか、ちょっともう一度お願いします。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 今質問ありました業者の方の判断というふうなことでありますが、業者さんからも、ここの地区、自分が担当する区間につきまして除雪、出勤させてくれないかというような、その基準の関係でありますけれども、連絡をいただくことがあります。その場合も、一旦、建設水道課のほうに連絡を受けて、それを出ていただくというようなことにさせていただきます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） いろんな状況があるかと思います。例えば今日みたいなときは、本当に雪が重くて、除雪しないと運転にも少し困難を来すんじゃないかなという状況もあると思いますし、一括してこうだと、10センチなんていうことではなくて、どういうふうな状況なのかというのは、よくその辺は判断して、住民の足に支障ないようにしていただきたいと思います。やはり若い人たちからいろいろ話聞きますと、帰宅時間が雪が多くてというような話をよく聞きますので、その辺はきちんと対応していただきたいというふうに思います。

また、今のは町道のお話なんですね。ところが、町内見ますと、当然、国道、県道があるわけです。じゃ、その辺はどうなるんだというふうになるのかと思いますけれども、それも同じような対応と考えると、全部、建設水道課のほうで連絡すれば、県道、国道のほうも除雪態勢に入るということでよろしいのでしょうか。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 国県道につきましては、国または県での対応にはなるわけでございますけれども、町の状況ということで、この前の除雪会議のときにも、県のほうもありましたが、県道につきましては連絡をいただければ出るというようなことでありましたので、建設水道課のほうからも当然要望させていただくこともございますが、業者さんとの連絡をとってというようなお話もそのときありましたので、そのような対応になるのかなと思っております。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 国道、県道、町道等も含めて、やはり帰宅時間に余りにも雪が、余りにもって10センチ以上の話なんでしょうけれども、降る場合には、やはりその辺はきちんと対応していただければなと思います。どこに連絡したらいいのか、誰が対応してくれるのか、それがはっきりしないとまずいなと思いますので、その辺のマニュアルというか、しっかりやっていただきたいというふうに思います。また、そういうことを、やはり町内会長さんも含めたいろんな会議があるわけですから、きちんと周知していただければなというふうに思います。

ちょっと次の質問に移りたいというふうに思います。

3番目なんですけれども、集落道路の除雪の件なんですけれども、この件に関しましては、これも前も取り上げたことはあるんですけれども、区長か、または町内会長より依頼があった場合のみ対応するという事になっているわけです。

また、その場所は、2戸以上がそこに存在している区間が該当するというふうにあるわけ

です。現在、町が指定している箇所は20カ所そういうところがあるんですけども、この規定でこれが適正かどうか、どういうふうにお考えなのか、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この集落道の除雪基準と申しますか、これにつきましては、以前は年1回程度というような、そういったことで除雪を行ってきた経過がございます。集落道です。特に集落道につきましては非常に幅が狭いというようなこともあって、町の除雪機械は入れないということでもありますので、どうしても地域の小型のタイヤドーザーを持っている方をお願いしてやってきたわけではありますが、そういう面からいろんな町道との関係もありますので、ある程度の戸数があれば、町道と同じような回数にはいきませんが、区長さんが判断していただいて、そして、その除雪、特にこういった道路は両側の屋根から雪がおりてきて、非常に個人では雪の排雪が困難なところがありますので、そういったものを考慮しながら今やっているというような状況でありますので、これはやっぱりそれぞれ区長さん、町内会長さんのご意見をいただきながらやることにしていますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 集落道の場合はなかなかやっぱり大変だと思います。町でも全てやってというと非常に大変なのはわかりますし、また財政的な問題もあるでしょうから、それは重々わかっているわけですけども、ただ、やはり思うのは、1戸しかない場所もあるわけです。そういう箇所というのは結構あると思うんですけども、やっぱり非常にそういう方も苦労しているわけですよ。公道から遠ければ遠いほど、そういう方も苦労していらっしゃる。そういう方にお話聞くと、いずれはやはりもう子どものところに行かなくちゃいけない時期があるな、近いなとかというお話も随分ありますけれども、やはり同じ町民なわけですよ。2戸建てだと年に2回除雪しますよと、でも1戸建てはしませんよと、当然どこかで区切りをつけなくちゃいけないというのは私わかりますけれども、その辺もう少し対応できないのか、また、じゃ1戸建てのところの区間はどれくらいあるのか、その辺は今まで検証したことはあるのかどうかも含めてちょっとお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 1戸で数十メートル、数百メートルというような箇所については具体的には把握しております。地図上では見えるんですけども、ただ、私、沼の平でありますけど、沼の平地域でも1戸で100メートルを超す道路を除雪ができないというようなことで、かんじきで道路を

つくって歩いているというような状況であります、そういったところもありますが、全てこれを町でということになっては非常に大変だということで、先ほどありましたように、今後はどうするかであります、地域のボランティアと申しますか、ボランティアだけではないんですけれども、その雪を踏み固める、そういったものに対する支援をどうするかとかだと思っています。ただ、全て100%というわけにはいきませんが、そういった支援策も今後は考えていかなければならないと思っていますので、よろしくお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、町長からご答弁いただきましたように、やはりもちろん全てがしなくちゃいけないとかということじゃなくて、やはり可能なことまで、どこまで可能なか、もちろん、どういう方にやってもらうかと、いろんなこまい点もありましようから、その辺は煮詰めていただいて、少しでもよくなるようにしていただきたいというふうに思います。

この集落道路の除雪に関しまして、こういう話もちょっとありました。ある地域で、除雪をしてほしいというふうに町内会長さんに頼んだと。ところが、町内会長さんは、大変なのはあなたばかりではないからだめだというふうに言われたというようなことで、あれからは一切要請していませんというお話もありました。

実際、そういうことがあり得るということは、すなわち、町では区長さん、町内会長さんによく説明していますよと言うんですけれども、確かに今回の雪対策会議でも集落道の説明はありましたけれども、集落道の除雪ということで、ここでどこどこ箇所ですよというようなことが書いてあるのと、区長または町内会長より依頼があった場合のみ対応するものとするということしか書いていない。当然、依頼がなければ、これは町にとってはできないということだけれども、そういう肝心の町内会長さんたちを含めた方がどこまでこれを理解しているのかなというのが私は欠けているのではないかなというふうに思います。

その辺はやっぱり徹底してお願いするしかないんでしょうけれども、実際そういう問題があるということは、やはり非常に困っている方もいて、そういう方たちはほとんどこの施策を知りませんでした。ああ、そういうのがあるのかと、だったら町内会長さんに頼んでみようかと言ったのが今の結果も含めてなんですよ。

ですから、そんなことじゃないというふうに町から怒られますけれども、形ばかりじゃなくて、やっぱり実際身に入った施策をやっていかないと、住民の声というのは、本当に生きた住民の声というのは聞こえてこないのではないかなというふうに思います。

ですから、いろいろ回ってみるとそういうこともあるし、また町長もいろんな座談会等も含めてやっているわけですから、その辺のお話も聞いているかと思いますので、ぜひ、本当にこれが必要なので、じゃ次にどういう手を打つのかというようなことを、きちんとこれから先も見据えてやっていただきたいというふうに思います。もう一度ちょっと町長の見解をお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この集落道につきましては、先ほど申しましたように、その基準となりますは2戸以上というようなことでやっておりますが、以前は箇所数が非常に少なかったわけでありまして、いろんな座談会とか、あとは各地区を回ってその状況を見ながら、この20カ所程度に枠を広げた経過がございます。

そして、そういった該当なさる方々ともお話し申し上げまして、その方々のご意見は大変やってもらってありがたいが、ただ、区長さん、町内会長さんをお願いするというふうに、お願いすることが大変恐縮だというような、そういった声もあります。ですから、議員おっしゃるように、どういった判断基準でどういうふうにするかというのは、これは改めて考えざるを得ないなと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 集落道の除雪に関して先ほどまで質問させていただきました。集落道に関してはもう1点だけちょっとお願いしたいと思います。

集落道の除雪の規定によりますと、一冬に2回というふうになっておりますけれども、今の雪の状況を見ると、一冬に2回のみではほとんど役に立たないというか、大変だなと思います。すぐ除雪してもらっても、次の日には同じ状況になるというふうになろうかと思っておりますけれども、その辺がなぜ2回のみなのかお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 要綱と申しますか、取り決めと申しますか、それでは原則2回というふうな、これはずっと前からの、先ほど申しましたように、対象路線を拡大する前から、そういったことで明記してあるわけでありましたが、ただ、今、拡大した時点で、それぞれの区長さんには、原則ですから、その事態に合わせて町のほうに連絡をお願いしたいというふうに思っていますので、その表現等についてはこれから変えなければと思っていますので、ご指摘ありがとうございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番(佐藤耕二議員) ぜひ検討して、熟慮していただきたいというふうに思います。

集落道の今まで質問をしてきたわけですけれども、きのうの荒木議員の中でも質問があって、今、町道であっても3カ所除雪していない箇所があるというようなお話がありました。それで、町からの話もあったわけですけれども、ちょっと再度そこら辺をお聞きしたいと思います。

3カ所のうち1つは羽龍線になるわけですけれども、吉川地区になるわけです。きのうの質問の繰り返しになりますけれども、羽龍線の場合は、非常に使う道路というか、常に日中かなり使っている道路なわけですけれども、そこも除雪されていないと。地形的には非常に難しいのはこれ十分わかりますし、その辺がもう少し羽龍線に関して検討できないのかなというふうに思うわけですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 町道路線で3路線が除雪していないというふうなことでありますけれども、昨日の町長の答弁にもあったことの繰り返しになって恐縮ですが、道路の幅員が非常に狭いということと、羽龍線につきましては脇のほうに東北電力の電気堰がありまして、そこに柵も立っております。それを雪で押してしまうというようなところもありますし、あと、雪捨て場が、場所も狭いということもありまして、その挟まれて、電気堰とあと住宅もありますので、なかなか雪を置くということもなかなか難しいところがありますので、なかなか町の機械ではできないなというふうなところがあります。今までも、連絡はもらっていないんですが、連絡を受ければ、その基準に従いまして、町のほかの小さいドーザーを持っているところの業者さんをお願いして、除雪をしていくというようなことになろうかと思えます。

あとのほか2路線ありますけれども、2路線についても、1つは沼山の町道ウト屋敷線に

つきましては、今現在、そこの1世帯分について息子さんが自分でやって、自分の機械で除雪しているような状況であります。あともう1点、月岡ですけれども、月岡のほうにつきましては高齢者の除雪支援事業のほうで地区の方がやっただいていてというような状況になっています。そこにつきましても、カーブが急で除雪車が上っていけないというふうなところになってございますので、以上のような対応となります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） まず、羽龍線なんですけれども、やはり普通の大型では入れないと思いますので、小型除雪機は十分可能なわけですよ。あそこ、小型除雪機、私も通りがかったとき何回か見ているんですけれども、あそこを通りかかる小型除雪機、何回か見受けられるんですけれども、素通りしているんですけれども、その辺は業者とのきちんと話をすれば、もっと対応がきくのではないかなというふうに思うんです。ここは、先ほど言ったように、集落と違って、一冬に2回でなくて、やはり町道ですから、その辺もう少し小まめにやって、業者とタイアップすればできるのではないかなと思うんです。これ、毎日とは言わないですけれども、その辺が十分可能だなと思いますので、ぜひその辺検討していただきたいというふうに思います。

同じように、今、課長のほうから回答があったわけなんですけれども、宮下・若林線、これは月岡なんですけれども、ここも非常に地形的にきついということで、これは十分承知しておりますけれども、前も議会で一般質問でその件は取り上げたことがあります。そのときも同じようなことがあったわけなんですけれども、今は地域の方がやはり除雪をしていただいています。ただ、これは非常に距離もここも長いわけですよ。それまでは確か雪の上を道をつけて、かんじきで歩いていたというようなことでしたけれども、いろいろ話を聞いてみますと、今やっている方も非常に年で大変なのよという話があります。

ですから、今、現状がこうだということじゃなくて、先を見据えて、もう本当に目の前だと思います。その人たちのために、じゃ何ができるのか。例えば宮下・若林線でしたら、上のほうに町道もあるわけなんですけれども、距離は長いなんですけれども、その辺生かしきれないのか、あるいは羽龍線は、厳密に言うと、あそこは突き当たりじゃなくて、一周できますけれども、車で行けないと。途中、電気川があって、小さな橋しかないというようなこともあります。ですから、その辺をもう少しみ砕いて言えば、可能なのではないかなというふうに思います。現状こうだ、今までこうだということじゃなくて、やはりいろんなことを考慮しながら、何か町でもいろいろ検討したりしてくれているというお話をよく聞きますけれども、

ぜひその辺は熟慮して、本当に今後そういう人たちがどうなんだというふうに考えていただきたいと思います。

西川町全部見渡せば、もっともっと大変なところあるよというお話もよく聞きます。確かにそのとおりだと思います。一つ一つやっぱり考えながら、きめ細かなやっぱり除雪体制をやっていかないと、やはり人口減少に通じていくんではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、質問の4番目ですけれども、高齢者世帯等除雪支援事業の補助内容に、いろいろあってこの内容はわかっているんですけども、独自で除雪している世帯があるわけです。例えば、先ほど言ったように、高齢者世帯で、1軒で、公道から離れているようなところも皆さんそれぞれやっております。非課税世帯というふうなこともあることは十分承知の上ですけれども、燃料代の補助なんかもつけ加えてみてはどうかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の4番目ではありますが、高齢者世帯等除雪支援事業の機械の燃料代の補助についてであります。高齢者の除雪支援につきましては、所得税非課税世帯で、自力で除雪ができない高齢者のみの世帯などを対象としまして、屋根の雪下ろしや玄関から公道までの除排雪、自宅敷地内の除排雪に係る経費の助成を行っております。まず議員ご指摘の機械を利用している世帯への燃料代の補助については、玄関から公道までの除排雪の場合に機械を利用した場合は、補助対象上限額に1時間当たり300円の加算を行っているところであります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番(佐藤耕二議員) 今の町長からの答弁のとおり、補助内容の中にはその項目が入っております。機械利用の場合は1時間当たり300円を加算しますというふうなことで、当然でしょうけれども、これはあくまでも対象者に限ることになると思います。この対象者を見ますと、先ほど言ったように、非課税世帯の方なんですけれども、まず65歳以上の高齢者のみの世帯、それから重度障害者のみの世帯、その他町長が特に必要と認める者と、この3項目あるわけです。

そこで1つお聞きしますけれども、2番目の重度障害者のみの世帯というのは西川町にいらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 重度障害者のみの世帯でこの事業に該当している世帯はございます。障害の程度、身障手帳でありますと1級、2級、それから精神的な障害、知的な障害をお持ちの方、手帳をお持ちであるという条件でございますが、1級、2級、それからA判定、B判定、こういったのみの世帯に対しましても該当ということで、数世帯ございます。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ほかの市町村の雪対策の状況を見ますと、ほとんどがこういうふうな3つの項目なわけですね。西川町は、やはりこういう豪雪地帯でもありますので、果たして本当にこれでいいのかなと、もう少し考えなくちゃいけない部分ないのかなというふうにも思います。

やはり西川町独自の本当に町民のためになるようなことができないのかなというふうにも思います。やはりいろんな話を聞きますと、所得税非課税世帯、これはどこかで線を引かなくちゃいけないから、これは十分理解しているつもりなんですけれども、これが、もちろん一般というか、民生委員の方等も含めまして、誰もわからないことであって、ぎりぎりこれに該当しないというような方も話をちょっと聞いてきましたけれども、やはり今こういうふうな線引きをしなくちゃいけないということになれば、やむを得ないのかもしれないけれども、こういうことも含めまして、もう少し町の独自のやつができないかなというふうにも思います。ぜひいろいろご検討していただきたいなというふうにも思います。

あるいは、先ほど言ったように、公道までの距離の問題とか、そこにお住まいになっている年代の方とかいうようなことを考慮していただければなというふうにも思います。

そして、冒頭で申し上げましたけれども、雪に関してはこれで5回目の質問になるわけです。最初、間口除雪、優しい除雪から始まって、いろいろやってきました。融雪溝の問題とか、あるいは消雪道路の話なんかもさせていただきました。

いろんな話の中で、やはり町がなぜこれをしなくちゃいけないのかというのは、先ほど申しましたように、やっぱり今、町は5,000人を切らない施策をとにかく最重要だというふうになっているわけですね、定住人口。やはりいろんな人の話を聞いてみると、やっぱり雪の負担が多いということで、本当に高齢者の方はもう数年後にはやっぱり出なくちゃいけないという方が本当に結構いらっしゃいます。そういう人たちをいかにここに、町にとどめるのかという施策が大事ではないかなというふうにも思うわけです。

ですから、何回も申し上げますけれども、今までこうやったからということじゃなくて、

今、先を見据えた場合にどうしなくちゃいけないとか、今までの事業をやはり検証して、本当にこれでいいのかと、こういうこともできないかというのが私は本当に新たな雪対策ではないかなというふうに思います。そういう面で、町、今までやってきたことを検証ぜひしていただいて、さらによくなるようにしていただきたい。この一冬をやはりみんなが安全・安心で過ごせるようにしていきたいと思います。

最後に町長から、もう一度その辺の見解を含めましてお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員からご指摘ありましたように、これまでのいろんな支援策につきましても改めて検証し直すということは、これは当然でありまして、特に、冒頭でも申し上げましたように、ある程度、西川町の雪対策等につきましては、ほかの市町村と同じの部分もありますが、これまでいろんな皆さんのご要望、あとは生活実態も踏まえて、いろんなものやってきております。

この雪対策、特に高齢者の雪対策については、今から十五、六年前ほどから充実してきているわけでありまして、当初は、雪下ろしは、この西村山郡内に子どもさんがいる場合は、その子どもさんにしていただきなさいよと、そういった方には補助金は出しませんよと非常に厳しい補助制度などもつくりながら、さらには、最近では、特に大井沢をずっと回ってみましたら、普通のロータリー式の除雪機では到底無理だというようなこともあって、できれば大型のユンボ等ですか、ああいった機械でないとできないというようなこともあって、そういったものへの補助の新設などもやってきておりますし、先ほどありましたように、自宅までの除雪、これは特に、先ほど申しましたように、私の地元にも100メートルを超す道路もあると申し上げましたが、大井沢にもあるわけです。そういった道路は私道で、集落道と、その辺の集落道か私道かもあるわけでありましたが、それは生活道でありますので、そういったものを含めて、今後、実態を調査しながらと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番(佐藤耕二議員) ぜひよろしく申し上げます。本当に町民のことを考えてお願いしたいと思います。いろんな地域の事情、状況、あるいは道路も含めましてあるかと思えますけれども、その辺を一つ一つ検証しながら、本当によろしくお願いしたい。そうしないと、なかなか5,000人を維持することもできないかと思えます。

そういうことで、今後の町当局のほうのことを期待しながら終わりたいと思います。

古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時17分

令和元年12月6日

令和元年第4回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和元年12月6日(金)午前9時30分開議

日程第1 一般議案・補正予算案の審議・採決

議第40号 損害賠償の額の決定について

議第41号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議第42号 西川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について

議第43号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第45号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第47号 西川町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議第48号 令和元年度西川町一般会計補正予算(第3号)

議第49号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第50号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第51号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第52号 令和元年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第2 請願の審査報告

日程第3 議員派遣について

日程第4 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 5 発議第 2 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江・康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により、欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般議案・補正予算案の審議・採決

古澤議長 日程第1、これより一般議案・補正予算案の審議・採決を行います。

議第40号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 おはようございます。

議第40号 損害賠償の額の決定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書をごらんいただきたいと存じます。

本議案につきましては、国民健康保険で保険給付を行った分について、第三者行為として損害賠償請求されたものの損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案いたすものであります。

内容につきまして申し上げます。

事故発生日時につきましては、平成29年4月27日午前10時から11時ごろであります。

事故発生場所につきましては、西川町の中心部にある国道112号線から、黒森山に向かって延びる町道黒森・海の宿線を、相手方の住所地から黒森山に向かって約580メートル進んだ地点であります。

相手方につきましては、西川町大字海味在住の女性の方であります。

原因・状況等につきましては、平成30年（ワ）第19号損害賠償請求事件（町道黒森・海の宿線において発生した道路管理瑕疵に係る人身事故）に係る医療費の一部を西川町国民健康保険で保険給付を行った分について、国民健康保険法第64条第1項の規定により、第三者行為として損害賠償請求されたものであります。

事故の種類は人身。町の過失割合は100分の100。損害賠償の額につきましては38万8,562円。これにつきましては、全額保険金で補填するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第40号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第41号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田政策推進課長。

〔政策推進課長 土田 伸君 登壇〕

土田政策推進課長 議第41号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、国が定める連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、山形連携中枢都市圏を形成するため、その圏域の中心と近隣の市町村が一对一で、地方自治法に基づく連携協約を締結する必要があることから、その連携協約の締結に関する協議につきまして、地方自治法第252条の2第3項の規定により議決を求めるものであります。

次に、連携協約の主な内容についてご説明申し上げます。

連携協約では、連携中枢都市圏形成の目的や、連携する取り組み、役割分担などについて定めることとなります。

別紙の山形市及び西川町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約をお願いいたします。

第1条には、圏域を形成する目的、第2条には、連携に当たっての基本方針、第3条には、詳しくは別表となりますが、連携する取り組み及びその内容並びに役割分担、第4条には、費用分担、第5条には、定期的な協議、第6条には、疑義の解決について定めております。

別表をお願いいたします。

別表には、第3条で定めております、連携する取り組みや役割分担などについて記載しております。連携中枢都市圏を形成するために、国の要綱で連携が必須とされている経済成長の牽引、高次都市機能の集積強化、生活関連機能サービスの向上の3つの分野について、連携する施策と、施策ごとにその取り組み内容、山形市の役割と西川町の役割を定めております。

連携協約の内容につきましては、このたび山形市を中心都市とします、村山地域の6市6町による連携中枢都市圏であります。山形市及び本町以外の寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町につきましても、市町村の名称以外は同様の内容となっております。

令和2年度から予定しております、連携事業及び連携状況につきましては、これまでの説明会及び議会全員協議会で、別途配付させていただきました資料でご説明いたしましたとおりであります。また、具体的な連携事業につきましては、連携協約に基づく協議を踏まえ、令和2年2月末をめどに策定を予定しております、連携圏域の将来像を示す連携中枢都市圏ビジョンに記載する予定であります。

なお、連携中枢都市圏ビジョンの策定に当たりましては、連携協約の運用に基づく取り組みの効果などもご説明を申し上げ、ご意見をいただき、策定をさせていただく予定であります。

以上でありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 若干確認をさせていただきたいというふうに思いますけれども、中

核都市である山形市を中心に、村山地域6市6町が連携し、行政サービス、住民サービスの向上を図るため、協議に入るための議案でありますけれども、3点、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

1点目ですけれども、この連携中枢都市圏推進要綱、この第1条で、合併を推進するものではないというふうに明記されております。これについて間違いはないかどうか、お伺いします。

第2点であります。今後、協議に入って行くわけでありまして、協議の内容について、町民や議会に報告、説明をされるのか。今後されるのか。これを第2点でお伺いしたいと思います。

第3点目については、連携協議の内容が、町民、町の利益を害するというような内容であった場合については、この協議から撤退できるのかどうか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ただいまご質問いただきました3点につきましてお答え申し上げます。

第1点目の連携中枢都市圏構想の推進要綱の第1条につきましてでございますが、第1条では、議員おっしゃるとおり、市町村の合併を推進するためのものではないというふうに明記されておまして、むしろ合併によらず、市町村の地方自治の役割分担、自主性、自立性について担保されているというふうに解釈しています。また、圏域の実情に応じた住民サービスの維持、充実に図るため、柔軟な連携ができる仕組みというふうに捉えているところでございます。

2点目の、住民の方、それに議会に対する説明でございますが、周知でございますが、こちらのほうも要綱のほうに規定がございますので、それに従いまして、先ほども説明させていただきましたとおり、対応を進めたいというふうに考えております。

3点目の協約の破棄についてでございますが、要綱上も強制するものではないというふうなことで規定されておりますので、内容に応じては、破棄も場合によってはあり得ますし、対応も可能だというふうなことでなっておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町長のほうに確認をさせていただきたいというふうに思います。

今、課長のほうから説明がございましたけれども、まずこれから協議に入っている項目が決まっていくわけですけれども、この内容については、町民、議会に報告をしていただ

くとともに、その内容が町民、町の利益を害する場合は、協議会から撤退するという事も含んでいるということでございますので、それでよろしいのか、町長に確認をしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほど、議員のほうから3点についてご質問があったわけでありましたが、担当の課長からもご説明申し上げましたように、それぞれ協議の内容等につきましては、議会さらに町民の皆さん、そして撤退、撤退と申しますか破棄と申しますか、疑義ある内容につきましては、さらに甲乙協議するという事でありまして、そのとおりでありますのでよろしくをお願いします。

古澤議長 ほかございませんか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今回の協約は、山形市と西川町の協約になるわけですが、今後この協約を進める上で、さらに6市6町の協約、全体的な協約が必要になった場合にはということも考えられるわけですが、その辺は、今現時点の可能性はどうかということが1点です。

それから、初日の町長の行政報告にもありましたけれども、全国町村長大会が行われたわけですね。そのときの行政報告に町長からの話はなかったんですけれども、この町村長会議では特別決議がされております。特別決議では、これは圏域を、複数の市町村による圏域を新たな行政主体として法制化する構想に断固反対すると、特別決議を採択したというふうにあります。

圏域というのは果たしてどうかということで、圏域構想を調べてみますと、やはりこの中核都市も入るのではないかなというふうに私は思っております。この辺の特別決議が採択されたということで、これはなぜなのかという、やはり周辺部の市町村を衰退に追い込むという危険性をはらんでいるんだというようなことがあります。

そういうことが特別決議されたわけですが、その辺も含めまして、この圏域構想に関して、町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上2点お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 圏域構想というのは、私の理解する段階では、まずある程度強制するような、そういった圏域の設定ではなく、自由な、それぞれの市町村のいろんな力関係もあろうと思

ますが、そういった自由な中での圏域が必要だというようなことでの今回のあれですので、合併を目指すような、そういった圏域ではないというようなことを想定しながらというような理解でおるところでありますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 先ほどの質問にもう1点ありますので、お答え願いたいと思います。

古澤議長 追加答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 第1点目の、協約の締結の形式でございますが、圏域としては6市6町でございますけれども、この連携協約につきましては、中核市とします山形市と各市町村の一対一の契約というふうなことでございます。

なお、6市6町間のそれぞれの連携につきましては、連携協約の協議の中で、連携すべきものについては一緒になって協議をしておりますので、連携も含めた内容というふうなことになるというふうに思っております。また、個別の連携内容ということも、それぞれ一対一の契約ですので、柔軟な内容にすることができるといふふうに捉えているところでありますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） まず、先ほどの協約に関しましては、山形市と西川町というのは、これは当然わかるわけですから、そういうことじゃなくて、これが協議が進む上で、さらにそれが発展して6市6町の協約、全体的な協約、これが出てくる可能性はないのかというふうに、私、質問したつもりですので、もう一度お願いしたいということと。

それから、町村大会で特別決議がされたときに、町長はそういうことではないと言うんですけれども、例えば、全国町村長会議でそういう話が出なかったのかどうか、町長はそのときにどういうふうな対応をとられたのか、お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほど申し上げていますように、私の理解としては先ほど申し上げたとおりでありまして、全国の町村大会の特別決議でありまして、これは当日配付なるわけでありまして、内容的には、今後さらに近隣の町村会の中でも準備しながらというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 追加答弁、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 6市6町による全体での連携協約の締結の可能性についてでございますが、まずは基本となっております一対一の枠組みの中で連携を進めた上で、場合によってはそう

いったことも考えられるかもしれませんが、まずは一対一の契約、連携協約の締結で対応を進めていくというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員、3回目。

7番（佐藤耕二議員） ちょっと議長、2回目は違うんじゃないですか。2回目、質問に対して答えてくれという話をしたんで。

古澤議長 はい許します。じゃあ3回。

佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今の町長のお答えなんですけれども、特別決議がされていると、町村大会で。それに対して、町長の今の答弁があったわけなんですけれども、それが何かどうも理解しにくい部分ではないかなというふうには思います。

特別決議をされて、これに関しましては、町村の存立基盤を揺るがしかねない重大なことだというような特別決議をされているわけですね。ところが先ほどのお話じゃないですけれども、合併もあり得るのではないかと、ということはその基盤になる可能性もあるのではないかなというようなことを、非常に憂慮されている特別決議になっているわけです。

その辺を、やはり町長がどういうふうに捉えたのか、今のお答えではまだちょっと言葉不足のような気がしますので、もう一度町長からお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今回の件に関しましては、中核都市圏域法制の関係というよりは、むしろこれまで町村会で反対決議をしてまいりました道州制が基本となるというふうに思っていますんで、そのような観点からの私の理解でありますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 登壇〕

3番（佐藤光康議員） 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約締結協議についての反対討論を行います。

この提案は、山形市と連携協約を結ぶだけであって、まず話し合ってみなければわからないという意見があります。しかしここで大事なことは、この広域連携が地方への財政支出を

削減するために、行政サービスをできるだけ縮小させようとする政府の一貫した政策から出ているということです。

平成の大合併で中心市に吸収された地域では、住民の声が行政に届きにくくなり、ますます寂れ、活力を失うといった事態が起きました。同じように広域連携ができれば、西川町の住民の声が行政サービスを提供する山形市に届きにくくなり、結局は、山形市から最も遠い西川町のような農山村地域が切り捨てられることになるのではないのでしょうか。

この広域連携について、地方制度調査会副会長の経験もある片山善博氏は、山形新聞紙上で次のように指摘しています。「今度の圏域は合併ではないが、合併の一里塚と国は位置づけているはずだ。本音では、さらなる合併を言いたいが、今それがうまくいくとは思えない。そこで便法として持ち出したのが圏域構想だとにらんでいる。一たび圏域に組み込まれると、もはや後戻りできなくなると覚悟しておくのがよい。地域百年の計は、国からこづかれたり、誘導されたりして決めるのではなく、住民自身が真剣に考えることから始めなければ展望が開けない」。

この片山氏の指摘を十分に熟慮され、判断していただきますようお願いし、発言を終わります。

古澤議長 原案に賛成者の発言を許します。

1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 登壇〕

1番（荒木俊夫議員） 議第41号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、賛成の立場で討論をいたします。

この連携中枢都市圏制度は、人口減少、少子高齢化社会にあっても、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための圏域を形成することを目的としております。

この制度による連携協約については、地方自治法第252条の2第1項に基づく協約であり、国や法制審議会において十分議論されており、総務省が制定した連携中枢都市圏構想推進要綱の第1条において、市町村合併を推進するためのものではないと明記されており、むしろ、合併によらず市町村の地方自治の役割分担、自主性、自立性については担保されており、自治体の責務を形骸化するものではなく、圏域の実情に応じた住民サービスの維持・充実を図るための、柔軟な連携ができる仕組みであります。

中核都市である山形市が圏域の経済を牽引し、圏域の市町村への波及効果を通じ、圏域内

の経済循環が高まり、圏域全体の活性化や魅力の向上につながるとともに、人口流出を抑制するというところでもあります。

このたびの山形市を中心とする村山地域の6市6町による連携中枢都市圏は、政策面での役割分担についても、町の独自性を担保しつつ自由に盛り込むことや、別組織をつくらなくとも、より簡素で効率的な連携の仕組みとすることとしていることが可能であります。一対一で連携協約を締結することから、自治体ごとに異なる事業や内容で、自治体の状況を踏まえ、柔軟な連携が可能になるなどの特徴があります。

本町においても、既に通学や通勤はもとより、通院や買い物などの日常的な生活圏であり、観光振興や道路関係期成同盟会などの事業において連携をしてきたこの圏域において、それぞれの自治体を持つ独自性や強みを生かし、弱みを補い、あくまで本町の行政機能を補完して、行政サービスの質・量など、相乗的に高めるとともに、事業などに係る経費についても、特別交付税による財源確保ができると考えられます。

連携協約は、今後の西川町にとって有効な取り組みになると理解いたしますが、連携協約を締結し、今後、具体的な連携事業や内容などについて、連携ビジョンとして策定される予定ではありますが、脱退、いわゆる連携協約の破棄も可能であることから、場合によっては脱会の可能性も含め、このビジョンの策定の過程でも、連携協約の運用に基づく取り組みの効果などを明確にするとともに、議会への報告を行うことを求め、議第41号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についての賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

古澤議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 これで討論を終わります。

本案に対し採決します。

議第41号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第42号 西川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第42号 西川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書をごらんいただきたいと存じます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、西川町会計年度任用職員に関し、給与及び費用弁償など、必要な事項を定めるため設定するものであります。

条ごとにご説明を申し上げます。

第1条では、目的として、冒頭申し上げました内容を規定いたしております。

第2条から第5条までは、給与について規定いたしており、第2条では、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、いわゆる1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間、38時間45分になりますが、これに比し、短い時間である職員、パートタイムの会計年度任用職員であります。その職員には、報酬及び期末手当を支給することについて規定いたしております。

さらに、同条第2項では、報酬に含まれる時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当などについて規定いたしております。

第3条では、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、いわゆる1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の職員で、同一の時間である職員、フルタイムの会計年度任用職員であります。その職員には、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当などを支給することについて規定いたしております。

第4条では、会計年度任用職員の給与については、予算の範囲内で支給することとし、支給方法などに関し必要な事項は、任命権者が別に定めることについて規定いたしております。

第5条では、会計年度任用職員には、ほかの条例に定めがない限り、第2条及び第3条に規定する給与以外は支給しないことについて規定いたしております。

第6条及び第7条では、費用弁償として、パートタイムの会計年度任用職員には、額や支給方法などについて、任命権者が別に定めながら、通勤に係る費用弁償及び職務のための旅

行に係る費用を弁償することについて規定いたしております。

第8条では、単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与として、本条例に定める給与の種類及び基準によることについて規定いたしております。

第9条では、委任として、本条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定めることについて規定いたしております。

附則をごらんください。

附則の第1項、本条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

第2項から第8項まででは、本条例の施行、いわゆる会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例の規定の整備を図ることについて規定いたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 一般質問の中でも質問をしておりますので、この条例の内容についてのみ質問を申し上げたいというふうに思います。

実は、第2条と第3条の関係であります。第2条について、今説明されましたように、パートタイムに係る報酬並びに期末手当の条項であります。実は、第2条の1項並びに2項という項目があるわけですが、その2項の中に、1項の報酬の中に初任給あるいは特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むというふうな表現があります。したがって、報酬の中に含まれるわけですので、これらの2項について、あえてここに掲げておりますが、この項目があることによって、この手当は支給されないものと、報酬の中に含まれるものというふうに文言として理解できるのですが、その点どうなのか。

それから、第3条では、その2条の2項に当たる部分が見当たらないわけですが、むしろこれらについて支給するというようなことが書いてありますので、2条と3条の関係について、いわゆるパートタイムとフルタイムの差、ここで表現しているその解釈の差というものはどういうふうに理解すればいいのか。改めてこの文言のあり方について、果たしてこれが妥当なのかどうかということについて質問申し上げたいというふうに思います。

それから、第5条には、2条及び3条に定める給与以外のものは支給しないと、こういう

ふうにあるわけでありましたが、前回の一般質問の中で、かなり長い年月にわたって勤務されている臨時職員の方もいるわけでありまして、それらについて、やはり退職金的なものがあるべきなのではないかというふうに思いますが、その点についてどうなのか。

それから、長年勤めておられるわけでありまして、社会保険の適用についてはどうなっているのか。

この件についてお尋ねをしたいと思います。大きく2つというふうに理解しますが、質問申し上げます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤幸吉議員からいただきましたご質問、まず第1点目でございますけれども、本日ご審議をいただいております条例案の第2条、第3条の関係についてであります。

前段、いわゆる常勤の職員がおられるわけでございますけれども、常勤の職員に対しまして、一般的に私ども、このような常勤の職員に対しまして支払っておりますのは、1つには給料というものがございまして、2つ目には、議員からもございましたように、この条例の第3条でうたっております時間外勤務手当等の諸手当というものがございまして、一般的にそれらを称して、給料・諸手当等を称して給与という呼び方で行っているというのが、今現在の常勤職員でございます。

また、特別職の職員の方々にあっては、報酬というような形でお支払いしておられるというのが、今現在の制度ということになってございます。

そこで、第2条の関係でございますけれども、第1項と第2項の関係で、第2項のほうに記載いたしております、第2項でうたっております諸手当、時間外勤務手当とか休日勤務手当、こういったものも報酬の中には、もう報酬というような形で支給されるのではないかとということでございますけれども、当然支給するに際しましては、いわゆる1時間当たりの単価に、1日当たりの勤務時間、さらには1カ月当たりの勤務日数、これに乗じて得た額についてはこの分ですと。あわせまして、この日、時間外勤務された分についての時間外勤務の手当はこの分ですというようなことで、支給に際しましては、該当職員のほうに明細がわかるような形で支給いたすということで予定はしてございます。

ただ、呼び方といたしましては、こういった手当も含めまして報酬という形で呼んでいこうというのが、この会計年度の任用職員の制度でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

第3条につきましては、冒頭申し上げました、現在の常勤職員との関係と同じような形になりますけれども、給料そして諸手当というような形で、これまたパートタイムの場合と同じように、それぞれ個別的に金額を明記した上で、お支払いするということになるわけでございます。

そういった形で、質問の第2条の関係につきましては、呼び方の関係ということでご理解をいただければ幸いです。

あと、退職金の関係のご質問もいただきました。

長期間にわたる勤務もあり得るだろうから、退職金の支給はいかにということでございますけれども、この会計年度任用職員では、パートタイムの職員にあっては退職手当の支給はないということで、全国的に定められた法律でございますので、その法に従って、パートタイムの職員の場合の退職金はないということで本町でも行っていく予定でございます。

あわせて、社会保険の加入のご質問もございました。

社会保険につきましては、健康保険、厚生年金、あるいは雇用保険等多岐にわたるわけでございますけれども、それぞれの制度で定められました適用の条件、これをクリアすれば、当然のことながら私どもといたしましては、強制加入でございますので、加入という形に、これまでも行ってまいりましたし、今後とも行ってまいるという考えでおります。適用条件に合致すればというようなことでございますけれども、当然、パートタイムの任用職員にあっては、それぞれの勤務時間、あるいは1週間、1カ月の勤務日数の関係というものが、それぞれ異なる職員も出てまいりますので、そういった形で合致しないという場合もありますので、合致する場合にあっては、当然のことながら加入いたすということで、これまで同様考えておるところでございます。

以上のような形で、ご質問に答弁させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 退職金並びに社会保険等については、今の説明でわかりました。

2条、3条の関係であります。2条に第2項を設けてあえて説明をしている。3条でもそういう説明を、同じような説明というものが可能ではないかというふうに思いますが、その辺、あえてこのような書き方をしているのはなぜなのかお尋ねしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま、第3条のうたい方についてのご質問ということでもありますけれども、第3条では、先ほども申し上げた点とダブるところもございますけれども、フルタイムの会計年度任用職員には、一つには給料、そして諸手当としてこういったものを支給するというので、手当ということで、これまた明記になった上で支給になりますので、第3条ではあえて第2項を設けず、第3条第1項の中で、給料そして諸手当として、こういった手当があるということで、この初任給の調整手当から始まりまして期末手当まで、こういった手当を支給するというので、明確に定めておりますので、あえて第2項は設けていないということでもあります。

第2条は、第2条第1項でもありますように、報酬及び期末手当ということではありますが、先ほども申し上げましたように、報酬の中にはこういった手当も含んで報酬と称するというようなことになりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） そうしますと確認ですが、例えば、第2条のパート対応の場合、時間外をしたということで、例えば10時間、1カ月にしたという場合は、時間外手当という名目で支給されるのではなく、報酬の中に一括支給されると、こういう理解でよろしいわけですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 具体的な支給の方法についてのご質問でありますけれども、私どもといたしましては、明らかにご本人が、これは先ほども申し上げましたように、1時間当たりの単価に勤務時間、そして1カ月の勤務日数を掛けた分であるということとあわせて、これが、今、議員からご指摘ありましたような例えでいきますれば、何月何日10時間時間外勤務をした時間外勤務手当であるというふうなことで、明らかに明記した上で、お支払いしなければいけないと。そうすることによって、本人と雇用主たる私ども町のほうの信頼関係は築いていけるのかなと思いますので、いわゆる時間単価に掛けた分と、あと勤務時間外等、諸手当に係る分については、明細の中で明確にして支給していくべきというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結、討論を省略し採決します。

議第42号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第43号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第43号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書をごらんいただきたいと存じます。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年10月から消費税が10%へ引き上げられたことから、関係条例の規定の整備を行うため、さらには、西川町仁田山放牧場の使用料の改定を行うため提案するものであります。

初めに、消費税率10%への引き上げに伴い、条例の規定において「100分の108」と規定されている条項の改正、並びに別表において規定されている金額等の改正の条例につきまして申し上げます。

使用料等に乗じる率を「100分の108」から「100分の110」に改正する条例につきましては、第1条の、建設工事中機械使用料条例、第2条の、西川交流センターあいべが愛称の開発センター条例、第3条の、町民グラウンド、町民体育館と分館及び町民スキー場を規定いたしております社会体育施設条例、第4条の、大井沢支所を設置いたしております大井沢防雪活動センター条例、第5条の、町立学校屋内運動場使用条例、第6条の、道路占用料徴収条例、第7条の、町民緑地睦合公園及び西川河川公園を規定いたしております都市公園条例、第10

条の、準用河川流水占用料等徴収条例であります。

別表を改正する条例につきましては、第9条の法定外公共物管理条例、第10条の準用河川流水占用料等徴収条例であります。

次に、西川町仁田山放牧場の使用料の改正につきまして申し上げます。

新旧対照表の15ページをごらんください。

現行、種別及び生後月数ごとに規定いたしております使用料につきまして、町外・町内に限らず、一律350円に改正するものであります。

附則をごらんください。

附則の第1項、本条例の施行期日は、令和2年4月1日といたすものであります。

第2項では、令和2年4月1日以前に行った施設の使用等に係る使用料等を、4月1日以後に納付する場合は、従前のおり「100分の108」とすることについて規定いたしております。

第3項では、放牧場の管理用機械の使用を廃止することから、西川町放牧場管理用機械使用料徴収条例を廃止することについて規定いたしております。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 1点だけ質問をいたします。

新旧対照表の15ページに、仁田山放牧場の条例第6条がありますけれども、今までは町外の使用者に対しては、町内の使用者よりも加算をしてやっていたわけですがけれども、この新条例によりますと、一律350円にして、町外も町内も一緒にしますということですがけれども、この辺の考え方はどうしてこういうふうになったのか、お尋ねをいたします。

それと、福寿館に関しては町内という見方をとっているのかどうか。その2点を質問いたします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 このたびの仁田山牧場の条例改正の中で、考え方について申し上げます。

ただいまのご質問の中で、これまで町内・町外というようなことで設定をし、町外につい

てはそれについて加算をしていたというような状況でございました。ただここに来まして本町の純粋な農家といえますか畜産農家が、このたび全て廃業というようなことになったわけでございます。

来年度以降につきましては、町内の福寿館が放牧をする予定というようなことでございまして、全て純粋な町内というのはこれまで200円という格安にしていたわけでございますが、このたびの消費税改正、さらには今後の仁田山放牧場運営に係りましては、使用料の全体の費用に係るものに約半分は使用料でもっていただくような形で実施、運営をしてまいりたいというふうなことから、町内・町外関係なく、一律350円というようなことでさせていただいて、全体的な運営を図ってまいりたいという方針でございまして、その中から、町内・町外限らず一律で対応させていただくというようなことでございますので、よろしく願います。

なお、本牧場の使用料を検討するに当たりまして、村山管内の放牧場の関係も調査させていただいておりますが、町内・町外関係なく設定をしているところが多くありますので、そのような中でも含めて提案でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） そういう意味合いで一律にしたという話ですけれども、受益者負担は350円というふうになるわけですが、町の持ち出しもかなりあるわけございまして、他の市町村に対して、その辺に関してある程度の助成をすとか、していただくというような考え方というのは盛り込まれなかったのかどうか、お尋ねをします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まずはこのたび使用料におきまして350円にさせていただいて、全体の費用の約半分を使用料で見させていただくというようなことで、まずはそれで提案させていただいたところでございます。

さらにその半分の一般財源の部分でございます。これにつきましては、ただいま県、まず関連する放牧場の皆さんとともに、それら各市町が出しております財源につきまして、さらに検討を踏まえて、今、協議会、検討会を立ち上げさせていただいているところでございます。それらも踏まえて、県を入れながら、全体的な畜産振興における、この放牧場のあり方というようなことを検討いただくことも含めて、今、協議会を立ち上げているところでございます。

さらには、来年度につきましては、関係する、放牧する市町村の皆さんに、またさらに集まっただいて、今後の放牧場に対する各市町の支援のあり方につきましても、さらに別の検討会を立ち上げさせていただいて、それらの町の負担をできるだけ軽減できるような、今後も継続できるような体制で持っていきたいというふうなことで考えているところでございます。

その件につきましても、各市町からの同意を得ながら、検討会を立ち上げることについても同意を得ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

福寿館におきましては、町内の放牧、町内の牛というようなことで放牧させていただきますが、先ほど、単価につきましても同じく、町内・町外同じくなりますので、350円ということになりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

古澤議長 ほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結、討論を省略し採決します。

議第43号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、成年後見制度につきまして申し上げます。

成年後見制度は、日本における意思決定支援法制をいうとされております。つまり、支援人たる人の意思能力が低い状態がある程度の期間続いている場合に、本人の判断をほかの者が補うことによって、本人を法律的に支援するための制度であります。

平成11年の民法改正で、従来の禁治産制度にかわって制定され、翌12年4月1日に施行されています。

平成28年には、成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針、その他の基本となる事項を定めることなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されております。

本条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人、これらを成年被後見人等と称しておりますが、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずることを目的とした、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、関係条例の規定の整備を図るため、設定するものであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律では、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定と、いわゆる欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定、いわゆる個別審査規定へと適正化するとともに、所要の手續規定が整備されております。

地方公務員法等では、原則として現行の欠格条項が削除されております。この地方公務員法の改正に伴い、条例の第1条では、職員の分限の事由並びに手續及び効果に関する条例、第2条では、一般職の職員等の旅費に関する条例、第3条では、一般職の職員の給与に関する条例、第4条では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第5条では、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、それぞれの条例の規定の整備を行うものであります。

また、児童福祉法の改正において、成年被後見人または被保佐人の条文が削除されたことに伴い、第6条では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定の

整備を行うものであります。

附則をごらんください。

本条例の施行期日は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公共団体の条例の整備の施行期日については、原則として法律公布の日、つまり令和元年6月14日から6カ月を経過した日とされておりますので、令和元年12月14日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結、討論を省略し採決します。

議第44号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第45号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書をごらんいただきたいと存じます。

本条例は、地方公務員の特別職の任用の適正を確保することなどを目的とした、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職について改正前の例示列挙から限定列挙に改められ、当該限定された職以外の職については、当該任用根拠により任用できないこととされたことから、規定の整備を行うため、さらには山形県内もしくは近隣の

町村の同職に比し低額となっている識見監査委員及び鳥獣被害対策実施隊員の報酬の額の改定を行うため、提案、制定するものであります。

初めに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、特別職の改正につきまして申し上げます。

1つには、現行の特別職から削除する職につきましては、地籍調査推進委員会委員、博物館学芸員、公民館の館長、主事及び書記、郷土史調査員、行政の区長及び町内会長、農事実行組合長、衛生組合長、障害者相談員、町立図書館長、大井沢自然博物館長、農業相談員、教育相談員、そして徴税相談員の職であります。

この職の中で、博物館学芸員、郷土史調査員、町立図書館長、大井沢自然博物館長及び徴税相談員の職につきましては、一般職へ移行するものであります。また、地籍調査推進委員会委員、衛生組合長、農業相談員及び教育相談員につきましては、初期の設置目的が達成したことなどを考慮し、職そのものを廃止するものであります。

2つ目には、特別職の適用条項を改正する職につきましては、農業委員会の農地利用最適化推進委員、小学校及び中学校の内科医、歯科医、耳鼻科医、眼科医及び薬剤師、そして選挙長及び開票管理者、投票所の投票管理者、投票所の投票管理人、立会人、期日前投票所の投票管理者、期日前投票所の投票立会人、選挙立会人及び開票立会人であります。

次に、識見監査委員及び鳥獣被害対策実施隊員の報酬の額の改定につきまして申し上げます。

1つには、識見監査委員につきましては、現行の年額30万円から年額40万円に改定するものであります。2つには、鳥獣被害対策実施隊員につきましては、現行の年額2,000円から5,000円に改定するものであります。

附則をごらんください。

本条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

なお、最後になりますが、本条例を今定例会へ提出するに際しまして、西川町特別職報酬等審議会条例の規定に基づき、令和元年10月30日に、西川町特別職報酬等審議会を開催し、本条例、説明申し上げました内容、妥当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結、討論を省略し採決します。

議第45号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表の33ページをごらんいただきたいと存じます。

本条例は、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の勤勉手当、給料、住居手当を改正しようとするものであります。

新旧対照表の33ページ、見出しが勤勉と勤勉手当となっている第26条につきましては、勤勉手当について、12月に支給する場合に乘じる率を現行の「100分の90」から「100分の95」に改めるものであります。

続いて、別表第1、行政職給料表、40ページをお開きいただきまして、別表第2、医療職給料表につきましては、職員の給料について改正し、初任給1,500円、20歳代までの若年層1,500円から500円程度、管理職層が在職する6級を除く級、その他の級で200円または100円を基本に、それぞれ引き上げるものであります。

議案書をごらんください。

ただいま申し上げましたが、第1条でありまして、附則第2項のとおり、平成31年4月1日から適用するものであります。加えて附則第3項のとおり、これまで支給された給与については内払いとみなすものであります。

再び新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の60ページ、見出しが住居手当となっている第14条の3につきましては、住居手当について、手当の支給対象となる家賃の下限を1万2,000円から1万4,000円へ変更、手当の上限を2万7,000円から2万8,000円へ、1,000円引き上げるものであります。

続いて、見出しが勤勉手当となっている第26条につきましては、職員の勤勉手当について、再任用職員以外の職にあつては、6月期の支給月数を「100分の90」から「100分の92.5」に、12月期の支給月数を「100分の95」から「100分の92.5」にそれぞれ改め、支給月数の平準化を図るものであります。

議案書をごらんください。

ただいま申し上げましたのが、第2条でありまして、附則第1項のただし書きのとおり、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結、討論を省略し採決します。

議第46号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第47号 西川町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第47号 西川町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本条例は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の登録が

5年ごとの更新制となったため、新たに更新手数料を定めるものであります。

更新手数料につきましては、新旧対照表62ページをごらんください。

新規登録の場合と同じ、1件につき5,000円とするものです。

附則で、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第47号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第48号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第48号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をごらんいただきたいと思います。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ527万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,007万円といたすものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

予算書の10ページ、3歳出をごらんください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に、補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきましてご説明を申し上げます。

冒頭、各款にわたり人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づく給与の改正並びに実績額の精算に伴い、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費の給与等に要する経費の組み替えを行うものであることを申し上げます。

第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費の給与等に要する経費以外についてご説明を申し上げます。

10ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、臨時職員の公務災害に係る補償費70万円を追加するもので、全額公務災害補償等基金からの繰入金で充てるものであります。

第4目財産管理費につきましては、岩根沢小学校林立木売払に伴う地元配分金388万円、さきにご可決を賜りました議第40号の損害賠償の予算となります。平成29年4月に発生した西川町大字海味地内の町道黒森・海の宿線における事故の国民健康保険第三者行為に係る損害賠償金38万9,000円をそれぞれ追加するもので、特定財源のその他426万9,000円につきましては、うち388万円は岩根沢小学校林立木売払金で、残りの38万9,000円は国民健康保険第三者行為に係る賠償金全額を、町が加入しております総合賠償補償保険で補填するものであります。

第5目企画費につきましては、プリンタートナー購入費130万円を追加するものであります。

11ページをごらんいただきまして、第4項第4目参議院議員選挙費につきましては、参議院議員選挙に要する経費の事業費精算に伴い、報酬12万4,000円及び職員手当等39万6,000円の合計52万円を、需用費31万1,000円及び備品購入費20万9,000円組み替えるものであります。

12ページをお開きいただきまして、第5項第13目経済センサス調査費につきましては、経済センサス調査の調査客体数の減少により、調査員が減少となったことを受けて、山形県統計調査チーム交付金が減額されたことに伴い、調査員報酬7万7,000円、消耗品費5万7,000円、通信運搬費1,000円をそれぞれ減額し、費用弁償6,000円を追加するものであります。

特定財源の国・県支出金12万9,000円の減額につきましては、申しあげました統計調査事務交付金の減額であります。

第3款第1項第1目社会福祉費につきましては、13ページをごらんいただきまして、消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起することを目的として、住民税非課税者及び3歳未満の子が属する世帯の世帯主を対象に、全国で実施しているプレミアム付商品券事業の事業費精算に伴い、消耗品費40万円、通信運搬費12万円をそれぞれ追加し、システム改修委託料12万円、プレミアム付商品券事務委託料40万円、プレミアム付商品券事業費交付金3,250万円をそれぞれ減額するとともに、障害者自立支援事業の事業費精算に伴い、補装具費30万円を追加するものであります。

特定財源の国・県支出金につきましては、プレミアム付商品券事業費補助金650万円の減額、障害者自立支援給付費負担金22万5,000円の追加により、差し引き627万5,000円の減額。その他の2,600万円の減額は、プレミアム付商品券販売収入金の減額であります。

第2目老人福祉費につきましては、介護保険特別会計繰出金1,378万6,000円を追加するものであります。

第2項第2目児童措置費につきましては、児童手当支給事業の平成30年度児童手当交付金返還金3万9,000円を追加するものであります。

14ページをお開きいただきまして、4目児童福祉施設費の特定財源のその他、171万1,000円の追加につきましては、西川保育園への町外在住の方の入園受託契約分負担金であります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、保健センター維持管理事業の保健センター施設用修繕料5万円、天皇の即位礼正殿の儀が行われた10月22日が休日となり、休日が1日ふえたことに伴い、一次診療休日当番委託料2万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

15ページをごらんいただきまして、第3目環境衛生費につきましては、小山鉱山坑廃水処理事業の非常用水中ポンプ購入費9万1,000円を追加するもので、特定財源の国・県支出金につきましては、この備品購入に伴う休廃止鉱山公害防止等補助金7万8,000円の追加であります。

第6款第1項第4目農業振興費につきましては、鳥獣被害対策に要する経費の事業費精算に伴い、報償費、鳥獣被害対策実施隊出動手当として25万8,000円、農業振興担い手育成事業の農林水産省の追加内示に伴い、農業次世代人材投資事業費補助金75万円、中山間地域等直接支払い制度の協定農用地に住宅を建設したことに伴い、当該農用地に係る交付金の返還

金2万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国・県支出金として、農業次世代人材投資事業費補助金75万円を追加し、その他の2万9,000円は中山間地域等直接支払い制度の返還金に伴う、協定集落からの返還金であります。

16ページをお開きいただきまして、第7款第1項第3目観光費につきましては、観光施設管理整備事業の事業費精算に伴い、日暮沢駐車場整備測量設計業務委託料50万円を、志津会館構造耐力調査業務委託料へ組み替えるものであります。

第8款第2項第2目道路費維持費につきましては、道路維持管理業務委託料70万円を、町道補修工事請負費へ組み替えるものであります。

17ページをごらんいただきまして、第3項第1目住宅管理費につきましては、町営住宅等管理に要する経費の定住促進住宅公共下水道受益者負担金25万円を追加するものであります。

第4項第1目都市計画総務費につきましては、住宅建築支援事業の事業費精算に伴い、住宅建築支援補助金300万円、公共下水道事業特別会計繰出金147万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

第10款第1項、18ページをお開きいただきまして、第3目教育振興費につきましては、スクールバス運行に要する経費のスクールバス修繕料85万円を追加するものであります。

第4項第6目町民スキー場運営費につきましては、町民スキー場管理運営に要する経費の町民スキー場放送設備修繕料18万6,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

7ページ、2歳入をごらんください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、7ページ下段から8ページにかけて、第15款県支出金70万7,000円、第16款財産収入427万円、なお、第2項第3目出資金返還金収入39万円とありますが、これはキャプテン山形株式会社の自己株式の取得により、本町が保有している同社の株式を買い戻すことに伴い発生する収入であります。

9ページをごらんいただきまして、第18款繰入金70万円をそれぞれ追加し、7ページにお戻りいただきまして、第14款国庫支出金628万3,000円、9ページをお開きいただきまして、第20款諸収入2,387万1,000円をそれぞれ減額し、不足する財源につきましては、第19款繰越金1,920万2,000円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い

い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 補正予算書の13ページになりますけれども、第3款第1項第1目社会福祉総務費であります。ここの負担金補助、つまりプレミアム商品券の事業であります。今回の消費税の増額に伴いまして、低所得者並びに子育て世帯に対する消費税の影響の緩和並びに消費喚起のために設けられた制度でございますけれども、これが当初予算では負担補助が6,250万あったわけですが、今回52%減額して3,000万というふうになるわけですが、この対象者の人数と、実際支給になった人数、世帯数ですかね。あと、もし減額するに至った理由等わかれば教えていただきたいと思っております。

古澤議長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 3款1項1目の負担金補助及び交付金、このたび3,250万円の減額でございます。

ただいま荒木議員おっしゃられたとおりの事業内容でございますが、当初の対象を見込んでおりました人数が2,500名ほどでございました。お1人当たり2万円を支出していただきまして、額面2万5,000円の商品券を購入していただくというような事業でございます。この2,500名に対しまして、お1人当たり2万5,000円の購入をいただいた際の、ご使用いただいた分を商店さんのほうに、この交付金をもって支出をするという内容でございます。

今回の補正の減に当たりましては、実際に対象となる方につきましては、国からの事業内容の詳細な通知がございましたのが今年度に入ってからということでございます。当初見込んでおりました、予算を計上する際の実態では、町民税が課税されていない方ということで対象者を把握しておりました。そのほかに3歳未満の子どもということでしたが、国から示されました正式な対象者となりますと、課税されていない方及び課税されている方に扶養されている場合は該当しないということの新たな対象の制度制限がございました。

その関係によりまして、本町におきましての対象者の見込みということで、2,500名見込んでおりましたところが1,200名になるということで見込んでおります。差し引き1,300名の方の分につきましては、今回減額をするということで計上させていただいているものでございます。

なお、11月30日現在での、この商品券につきまして引きかえを実際に行っている方でござ

います。非課税の方につきましては299名、それから子育ての世代、3歳以下の、3歳半の子をお持ちの世帯主の方になりますが、21名分ということで、合わせまして584万円の販売を行っているところでございます。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 非課税世帯プラス課税者に扶養されている方という方が対象外になるということでありましたけれども、それは生計的には課税されている方が持っているわけですから当然なのかなというふうに思いますけれども。

ただ、対象者が2,500名から1,200名になったと。実際引きかえたのは300名ぐらいだということで、非常に少ないわけですが、PRとかなさったと思いますけれども、そのPRの方法と、もし担当課でなぜこう皆さんしなかったのか、そういったところ、もし理由がわかれば教えていただければと思います。

非常に消費税が上がって大変な方々に対しての措置なのに、利用されなかったということは、何かあるのかどうかなんですけれども、もしわかる範囲で教えていただければと思います。

古澤議長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 現在の引きかえされている方の状況につきましては、約30%弱ということで、本町におきましてはこういった数字であります。県内のほかの自治体を見ますと、20%前後といった自治体も相当数あるということでございます。

本町におきましては、今後、まだ引きかえをされていない方、個別的に郵送での通知などを行う予定でありますし、お知らせ版その他、広報活動に努めてまいりまして、周知をさらに進めていくということでございます。

なお、この引きかえが進まない理由の1つとして、1つのことですが、今回最大で2万円を支出いただいて2万5,000円の商品券を購入することができるということではありますが、まずは、お手元に2万円の現金、分割での購入もできることになっております。ただし、一旦購入いただくには相当の現金を持ち合わせていないとという部分がございますので、分割での購入もできるということも含めて周知をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上であります。

古澤議長 ほかがございますか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 2点ほど、ちょっと教えていただきたいんですけども。

まず、10ページの第2款総務費の中で財産管理費があるわけですけども、その中で岩根沢小学校林の立木売り払いに伴う地元配分金が388万とありますけれども、ちょっとこの内容がわからないので教えていただきたいんです。

今、どこでも伐期を迎えているような、区有林というか町有林があるわけでしょうし、それとは違って学校林ということですので、その辺の状況を教えていただきたいというふうに思います。

それから、これも確認も含めてなんですけれども、16ページの商工費の中で3目観光費がありますけれども、日暮沢駐車場の整備測量設計業務委託が組み替えということなんです。ということは、日暮沢駐車場の整備の測量が終了したというような理解で、その分をということなのか。そうしますと、それに伴って来年度、令和2年度ですか、着工に向けてできるというようなことで考えてよろしいのかどうか、お願いしたいと思います。

古澤議長 1点目、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤耕二議員からご質問ありました、1点目の学校林につきまして、私どものほうで整理しているところをお答えさせていただきたいと思います。

学校林につきましては、旧小学校等の児童が、山、林業と親しむというようなことを目的としながら、かつて、昔から行っていた学校林というようなことになるかと思えますけれども、今回、補正予算のほうに含ませていただいております、旧岩根沢小学校の学校林がまず1つでございます。あと2つ目には小山小学校の学校林、3つ目には旧大井沢小学校の学校林というような形で、今現在3校の学校林を引き継いでいるというふうに、私どものほうでは認識しておるところでございます。

今回、補正予算のほうに含ませていただいた岩根沢小学校の学校林につきましては、国のほうで売り払いを公に行いまして、それで得た収入、これにつきまして町のほうを通じまして、地元岩根沢区のほうに配当させていただくということで、388万円の予算を含ませていただいております。

あと、申し上げました、そのほか旧小山小学校、旧大井沢小学校とあるわけでございますけれども、旧大井沢小学校あたりでも、今後の考え等について、地元のほうからのお話もいただいているというような形で認識してございまして、令和2年度以降の中で動きは出てくるのかなというふうに認識しておるところでございます。

学校林については以上でございます。よろしくお願いいたします。

古澤議長 2件は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 日暮沢の駐車場の整備関係について、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

日暮沢駐車場のところでありますが、予定としては、30台から40台のとめる駐車場の整備ということで、本年度と来年度におきまして整備をしたいというところで計画をして、今、着手予定でございます。基本的には順調に進んでいるというふうな認識であるところではありますが、建設する場所につきましては、生態系の保護地域に入っているというようなところもございまして、今年度の業務といたしましては、そういった法手続の関係を、今進めておるところであります。

当初予定としては、その手続に加えて立木補償・立木伐採までできるのかなというところで想定をしておりましたが、なかなか法手続のほう、スケジュール的にもなかなかここは林野サイドの協議はなお必要だといったところもございまして、若干当初よりはおくれておりますけれども、その部分については次年度に回すというようなことにさせていただくものでございますけれども、今、来年度の恐らく10月ぐらいの完成というふうなところでできるのではないかとこのように想定しておりますが、そういった関係でございますので、整備の状況につきましては支障があると思わなくて、今順調に進んでいるというところで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 学校林の確認ですけれども、そうしますと、これ地元配分金ということは、学校林であってもそれぞれ、この場合は岩根沢区に入金されると。そこでは自由裁量で使っても構わないという理解でよろしいのでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、国と地元の配分といいますか、分収率等も定まっております、地元分については、町のほうを通じて地元のほうに配分させていただくという形になります。

以上です。よろしくお願いいたします。

古澤議長 ほかございませんか。

8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 16ページ、商工費、3目観光費であります。

今、佐藤耕二議員から質問あった内容と関連するんですが、志津会館のほうに組み替えというようなことになるわけでありましてけれども、志津会館の構造耐力調査というようなことに、この50万が使われるわけでありましてけれども、この進捗状況ですね。

それから、地域として、この場所が確定されたのかどうか、その辺。

それから、これからの見通し等についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、18ページであります。

10款1項3目であります、教育振興費であります、今回、スクールバスの修繕が85万というような予算が置かれておりますが、大分スクールバスなど、あるいは路線バスも含めて、非常に長い経過を経たバスが多くあるというふうにお聞きしております。

そういう中で、今回の該当するバスについて、修繕などを何回か繰り返していると思いますが、その辺どのぐらい修繕にかかっているのか、それからどのぐらい経過した車なのか、それから更新の予定はいつなのか、お尋ねしたいと思います。また、それに関連してほかの車も同様の車が多く存在すると思いますけれども、それらについてもわかればお知らせいただきたいというふうに思います。

ということは、やはり大きなバスで、例えばデマンドなどの利用が図られているということもありますし、ほかの市町村の状況を見ますと小型のバスで、あるいはハイヤーの、タクシーの大型タクシーで運用するということもふえているようでもありますし、交代の時期に向けた取り組みをすべきじゃないのかというようなことも含めまして、お尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 志津会館等々におけるの答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 佐藤議員からの志津会館の現在の進捗状況、そして今後の見通しというようなご質問でございます。

志津会館につきましては、ご承知のとおりではございますが、昭和55年に建設されたというところで、40年近く経過がしていると。老朽化というようなところがございまして、平成27年に検討委員会を設置して、地元で検討した経過がされたというようなところであります。

その中におきましては、公衆トイレの機能、それからバスの待合所機能、案内所機能、あとはポンプ庫もございまして、そういった機能を持ち合わせた建物というようなところで結論が出されながら、建設場所につきましては同じ場所というようなところでの結論が出されたというふうなところになっておるところであります。

場所についてどうかというようなお話もご質問の中であるわけでありましたが、そういった話を受けながら、ことしになって、秋に関係する全戸数をちょっと回らせていただきながら、確認もさせていただきましたが、やはりいろんなことを想定すると現在の場所というようなところで、まずほとんどの方々については合意をされている。そこでよろしいというようなところで、担当としては確認をさせていただいているところであります。

そういったことを受けながら、町といたしましては、なるべく早く建設したいというようなことは従前から思っていたところでありますが、志津温泉の源泉の関係もございまして、その場所の確定からすると、その志津会館についてはまだ場所を決められないのではないかとということがあって、昨年度ボーリング調査なども予算いただいたところでありますが、まずは温泉の源泉の関係に対応する必要があるというようなところがございまして、昨年度ボーリング調査については見送らせていただいたというような経過があったところであります。

今年度一定の温泉関係についての位置が決まりまして、掘削をして、今順調に掘削もなっているところでありますけれども、志津会館の建てるところとは場所を異にするというようなことが決まったことから、町としては、地元の要望どおり現在の場所において、なるべく早く建設したいというようなこともありまして、今回、今の構造、道路と同じ高さが1階、その上に2階、道路の下のほうに地階部分があるわけでありまして、その地下の部分については、今、鉄筋コンクリート構造になっておりまして、それが本当に使えるのかどうかというような部分で、今回の耐力調査については、そういった内容の検討をしたいというふうに思っておりますが、そういったところをしっかりと早目に結論を出しながら、冬場において地元の方々との平面プランなどの協議をさせていただきたいというふうに思っております。

次年度予算がいただけるのであれば、年度当初から実施設計、そして11月ごろに完成できればというようなところで、町としては考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 スクールバス修繕等に関して、安達学校教育課長。

安達学校教育課長 それでは、スクールバスの修繕内容について、ご説明をさせていただきます。

このたび、2台のスクールバスが、底面、床のほうですが腐食があったということで、40万円程度の修繕を2台ということで、85万円の補正予算を組ませていただいたところです。ほかにもエアコンの修繕ですとか、ヒーターの修繕2台分ですとか、これまで修繕費用がかかっているところでございます。

スクールバスを10台所有しておりますけれども、それぞれの修繕につきましては、一般修繕といたしまして、ほとんど修繕していないものの中にはございますが、30万円から、また予定ではございますが100万を超えるような修繕になるであろうというスクールバスの中にはございます。

スクールバスの現在の年数ですけれども、1台につきましては15年目を迎えております。そのほか9台につきましては8年目を迎えているスクールバスとなっております。このように年々、1件当たりの修繕の費用もかかっているというような状態で、毎年、修繕料が増加しているような状態になっているところです。

スクールバスにつきましては、平成24年度の西川小学校開校に合わせまして、整備を図っておりますが、そのまま10台を現在も所有しているというような状況でございます。児童・生徒のほうも減少しているという現状もございますので、効率的な運行を行うということも検討に入れながら、庁内の各課、担当課とも調整を図りまして、今後購入計画も検討して、計画を立てながら更新を進めていきたいと考えているところです。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 観光費のほうですが、志津会館について、今の答弁からしますと、同じ場所というようなことでの方針が決定されているようでありますし、いろいろ意見のあるところでもありますけれども、建物だけの問題で、その志津会館の機能を発揮することができるのかというようなこと、あるいは観光地の目玉になる場所でもありますし、やはりもっと角度の広い利用価値というものを検討する必要があるような感じがいたします。

3階、山層による利用が図られるということもありますし、トイレであるとかポンプ庫であるとか、会館の機能ももちろん果たさなければならないというようなこともあるでしょうし、果たして目いっぱい建物になるのかなというふうに思いますし、やはり町民の一つの憩いの場所になるような見通しというものをつける必要があるのかなと、こういうふうに思いますが、その辺の、来年は実施設計並びに11月には完成というような見方も、今、答弁ありましたんですが、そういう方向で町としてもいいのかどうか、もう少し検討の余地ないのかというようなことを、ちょっと質問をしたいと思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 建物を建てかえるというようなところだけでいいのかというようなところでございますが、もちろん、志津の玄関口、月山の玄関口というふうなところでございまして、そういった可能性はもちろん追求しながら、これからその平面プランとかやっ

かなきゃならないというふうに思っております。

ただ、検討委員会の中でもシンボリックな建物とかというような意見も出されているのも承知をしているところでありますが、場所を見ますと、なかなか後ろのほうにセットバックをして、後には川があるとか、そういった部分もあって、面積的にはなかなかそう大きくとれないというような部分なんかもありますし、あとは、やはり日本一の雪というようなところもございまして、雪処理の問題なんかを考えた場合には、やはりどうしてもシンボリックな建物というのはなかなか難しいのではないかというような考え方を持っております、そういった考え方につきましても、志津の方々にもお話をしながら進めてはいるところでありますが、なおこの冬、基礎的な調査を踏まえながら、どういったところまでできるのかということについては、今後十分に検討させていただくというところでは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 最後の18ページ、教育費の社会教育費、総務費、ここの手当で時間外手当111万2,000円、これ今回の補正予算の時間外手当で、社会教育の総務費が断トツに多いわけですけれども、9月なんか決算議会で話出したんですが、働き方について、あいべ方は土日相当出勤されているというふうなことですけれども、できればいろいろ組みかえして、労働環境を改善していただければなというふうに、前から思っておったんですけれども、その辺についてはいかがなものでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの菅野議員のご質問でございますが、社会教育費の時間外勤務手当の額についてのお問い合わせでございます。

冒頭、議員からもございましたように、職員のいわゆる効率的な業務の遂行というのは、平素より心がけておるところでございます。このご質問の時間外の部分につきましては、当然、交流センターあいべ、生涯学習課の職員の精査というものもございまして、それ以上に大きいのは、今回、カヌー大会の全国大会等も開催されたというようなこともございまして、それについては生涯学習課のみならず、役場の課、当初横断的に職員をお願いして、配置して、大会を実施しているということもございまして、それらの職員に係る時間外手当についても、この中で支給しているというようなこともございまして、生涯学習課の職員のみならず、そういった全国大会のカヌー大会や、あるいはイベント等の分も含んでいるということでご理解いただきたいと存じます。

なお、返す返すになりますますが、議員からもご指摘いただいたように、生涯学習課イベント、土曜日・日曜日の勤務の多い公所ではございますが、町といたしましても、当然、職員の健康管理も含めながら、今後なお一層配慮していきたいというふうには考えておるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） わかりました。

一応、各課の職員についても、ここから出したというふうな理解だと思えますけれども、あいべの職員も若い方も結構いらっしゃいますので、家庭を持っておられる方もいらっしゃいますので、ぜひ休日・休暇等について一緒に行動したいという方もいらっしゃると思いますので、その辺の管理については十分検討していただければというふうに思っております。よろしくをお願いします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私も、先ほどの商工費の観光費で志津会館のということで、先ほど佐藤幸吉議員の質問に対しての答弁があったわけですがけれども、50万ということで、構造耐力の調査というのはどういうことなのかなと思ったところ、昭和55年に建てた地下部分のコンクリート、鉄筋コンクリートの構造物が使えるか使えないかというようなことを調査するというようなことの答弁だったわけですがけれども、例えばもし使えなくなった場合、またそれを壊して、またボーリング等をやらなければいけないのか。例えばもし使えるというふうになった場合、建物というのはある程度限定した建物でないと、それを利用すれば、ある程度要望に応えるかどうかわかりませんが、限定されてくるのかなということもあります。

今から調べるということは、冬場、今から調べるということなんでしょうけれども、その中にどの程度まで、外部も含めて調査できるのかどうか。そこら辺、何か無駄にならなければいいんですけども、そこら辺のただ単に構造的なものをチェックするんだということじゃなくて、将来を見越したそのチェック、お金の使い方がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 今回の耐力調査、組み替えで50万円をお願いをしているわけですが、地階部分、地下の部分につきましては、鉄筋コンクリート構造で40年ほど経過をして

おると。私の少ない知識の中では、鉄筋コンクリート構造物そのものが、50年ちょっとぐらいの歴史だというふうに聞いておりました、そういった意味では、橋なども補強などもされながら使っていくというふうな例も聞いておるところでございます。

そういったことを考えると、40年前に建設した構造物については、やはり専門的な見地からこれを見ていただかないと、なかなか難しいというふうなところを、まずは感じているところであります。地元の方から聞くと、若干沈んでいる箇所も、ほんの少しあるというふうな話もちょっと聞くところでもございますが、それにつきましては、専門的な見地から見ていただきたいというふうなことで、まずはお願いをしたいというふうなところを考えているところであります。

もしその構造物、使えるということであれば、面積的にいっても同じ場所ということであれば、前後も含めて横も含めて、なかなか拡大的な利用ができない、広げることもできないというふうな場所であるというふうなところで思っておるところでありますけれども、あそこの構造物、使えない場合につきましては、やはり一旦、基礎を掘削すると、まだ基礎が弱くなる部分なんかもあるので、それは多分基礎だけは少し残して、余りその土を触らないような形での建て方もあるのではないかとこのように思いますが、基本的には、面的な利用についてはある程度制約がされるのではないかとこのようにおところは考えているところであります。

使えれば、財源的にもそこは節約できるというふうなところがありますので、そういった部分を、今回耐力調査としてお願いしたいというふうにおは考えているところです。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 調べてみるのは結構だと思いますが、ちなみに一番年数がもつのは木造です。鉄筋コンクリートでは余り期待しないほうがいいかなと思います。

やっぱりどうせつくるんだったらというふうな地元の意向も確かに出てくると思うんです。そこをもとの基礎云々を使ってやる、確かに使えるものは使うというのは大変結構なことだと思うんですが、ある程度その上のほうの、上屋のほうの平面プランとか何かが限定されてくるとなると、せっかくつくるものに関して、また制約が出てくるということのないように、また、この50万がしっかり生き、たとえ50万、大した大きい金額ではないかもしれませんがけれども、趣旨はわかりますけれども、後でやっぱりということのないように、ひとつよろしくお願いしたいなと思います。

古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第48号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第49号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をごらんください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,103万1,000円とするものであります。

4ページをごらんください。

歳出から申し上げます。

第1款第1項第1目の一般管理費については、給料及び職員手当等の経費見直しによる組み替えを行うものであります。

9款第1項第3目の償還金につきましては、平成30年度事業実績が確定したことにより、山形県国民健康保険給付費等交付金の超過分について、山形県に返還するために626万円を追加するものであります。

歳入につきましては、382万1,000円は、第9款第3項第7目の山形県国民健康保険団体連合会からの保険給付費等交付金返還金で、残額の243万9,000円は、第8款第1項第1目の繰越金で対応するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第49号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第50号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ172万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,388万6,000円といたすものであります。

歳出からご説明いたします。

4ページをお開きください。

第2款第1項第1目環境管理費について、第12節役務費8,000円、第15節工事請負費171万6,000円を追加するものであります。マンホールポンプ場の稼働状況を確認するための通報装置2カ所が故障したため、このたび通信回線をアナログ無線を使用したものから、携帯電話回線を使用したものに更新し、通報装置の工事を行うものです。

歳入については、第2款第1項第1目公共下水道受益者負担金25万円を追加し、マンホールポンプ場の通報装置の更新工事は、第4款第1項第1目一般会計繰入金147万4,000円で対応するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第50号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日、ここで本来ならば、12時が過ぎまして昼食の時間でございますけれども、午後からの日程もございますので、申しわけございませんけれども、引き続き会議を続行いたします。

議第51号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第51号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,322万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,811万4,000円といたすものであります。

歳出から申し上げますので、補正予算書の7ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス給付費の通所介護利用者の増加等に伴い2,000万円を追加し、2款2項1目介護予防サービス等諸費につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費100万円、介護予防福祉用具購入費10万円、介護予防住宅改修費10万円を、それぞれ実績見込みに伴い追加し、2款6項1目特別給付費につきましては、一般財源から国庫支出金への財源の組み替えを行い、次に8ページをお開きください。

5款1項3目償還金につきましては、平成30年度介護給付費国庫負担金及び地域支援事業交付金の実績報告に伴う返納金1,202万3,000円の追加であります。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、5ページをごらんください。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、今年度の実績見込みにより401万1,000円の追加。

3款1項1目介護給付費負担金及び3款2項1目調整交付金につきましては、歳出の保険給付費の追加に伴い、国庫支出金の負担割合による歳入の追加を行い、国保保険者機能強化推進交付金は交付額の決定に伴い、88万7,000円を追加し、次に、6ページをお開きください。

4款支払い基金交付金、5款県支出金、7款繰入金の現年度分は、歳出の保険給付費の追加に伴いそれぞれの負担割合による歳入の追加を行い、7款1項一般会計繰入金の過年度分は、歳出の平成30年度介護給付費及び地域支援事業交付金の実績報告に伴う返納金の財源として追加を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結、討論を省略し採決します。

議第51号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号 令和元年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 議第52号 令和元年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）について、補足説明申し上げます。

2ページをごらんください。

1款病院事業費用、1項医業費用、2目材料費から346万1,000円を3目経費に組み替えるものです。

内容といたしましては、本年度に入りCT装置本体の冷却ファン故障や病院車庫シャッターのモーター交換、遠隔読影機器の通信設備の故障など、予期しない修繕が多数発生し、緊急に対応しており、また、現在もボイラー1号炉の真空モーター関係や透析機器の修繕が発生しており、それらに対応するものであります。

1ページをごらんください。

3条収益的支出は、予算の組み替えにより同額とするものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結、討論を省略し採決します。

議第52号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願の審査報告

古澤議長 日程第2、請願の審査報告を議題とします。

請願第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、佐藤幸吉議員。

〔産業建設常任委員長 佐藤幸吉議員 登壇〕

産業建設常任委員長（佐藤幸吉議員） 産業建設常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある請願審査報告書のとおりであります。朗読し、委員長報告にかえさせていただきます。

1 件名

請願第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

2 付託年月日

令和元年12月2日

3 審査の結果

願意は正当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採決することに決定しました。

議員派遣について

古澤議長 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

閉会中の継続審査申出

古澤議長 日程第4、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

古澤議長 ただいま 8 番、佐藤幸吉議員から発議第 2 号が提出されました。

ここで議案書を配付します。

〔議案書配付〕

古澤議長 これを議事日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第 5、発議第 2 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書とします。

意見書の提出について

古澤議長 追加日程第 5、発議第 2 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

8 番、佐藤幸吉議員。

〔8 番 佐藤幸吉議員 登壇〕

8 番（佐藤幸吉議員） 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書であります。ただいま、議事係長が朗読したとおりであります。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和元年度西川町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時32分